

昭和四十年十二月

四日市市議会会議録目次

ページ

第一号(十二月十三日)

市長職務代理者あいさつ	一四
会議録署名議員の指名について	一四
会期の決定について	一四
故四日市市長平田佐矩君に対する追悼の辞	一五
財団法人四日市市開発公社の経営状況について	一七
報告	一七
昭和四十年四日市市一般会計補正予算(第三号)その他	一八
議案説明	一八
昭和三十九年度四日市市一般会計決算並びに各特別会計等決算認定について	二六
議案説明	二六

第二号(十二月十七日)

一般質問

大島武雄君

学校の需用費増額についてその他.....

ページ  
三八

第三号（十二月十八日）

一般質問

酒井昌一君

関連質問.....

七一

加藤定男君

土木行政（道路に関して）についてその他.....

七六

藤谷祐一君

市財政の現状と今後における運営についてその他.....

九四

坂上長十郎君

関連質問.....

一一九

山本栄一君

財政についてその他.....

一二二

訓覇也男君

行政運営についてその他.....

一三四

第四号（十二月二十五日）

昭和四十年年度四日市市一般会計補正予算（第三号）その他

ページ

委員長報告……質疑、討論、議決.....

一六九

昭和四十年年度四日市市一般会計補正予算（第四号）

議案説明……質疑、討論、議決.....

一八四

公有水面埋め立て区域及び工事設計についての意見について

議案説明……質疑、討論、議決.....

一八六

公立学校における審備員設置についての法制化促進に関する意見書提出について

議案説明……質疑、討論、議決.....

一八七

陳情書審査結果報告その他

採否決定.....

一九四

昭和四十年十二月十三日

四日市市議会议定例会會議録（第一号）

四日市市議會

昭和四十年 四日市市議会定例会会議録 才一号

米 田 好 兼速記

昭和四十年十二月十三日(月曜日)

○議事 日程 才一号

昭和四十年十二月十三日(月)午後二時開会

才一 会議録署名議員の指名について

才二 会期の決定について

才三 故四日市市長平田佐矩君に対する追悼の辞

才四 報告才九号 財団法人四日市市開発公社の経営状況について……………報告

才五 議案才一〇〇号 昭和四十年年度四日市市一般会計補正予算(才三号)……………議案説明

才六 議案才一〇一号 昭和四十年年度四日市市競輪事業特別会計補正予算(才一号)……………議案説明

才七 議案才一〇二号 昭和四十年年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算(才一号)……………議案説明

才八 議案才一〇三号 昭和四十年年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(才二号)……………議案説明

才九 議案才一〇四号 昭和四十年年度四日市市立四日市病院事業会計才二回補正予算……………議案説明

才一〇 議案才一〇五号 昭和四十年年度四日市市水道事業会計才二回補正予算……………議案説明

才一一 議案才一〇六号 四日市市特別職報酬等審議会条例の制定について……………議案説明

- 才二 議案才一〇七号 四日市市火災予防条例の一部改正について……………議案説明
- 才三 議案才一〇八号 町の区域及び名称の変更について……………議案説明
- 才四 議案才一〇九号 字の区域の変更について……………議案説明
- 才五 議案才一一〇号 字の区域の変更について……………議案説明
- 才六 議案才一一一号 市道路線認定について……………議案説明
- 才七 議案才一二二号 昭和三十九年度四日市市一般会計決算並びに各特別会計等決算認定について……………議案説明

○本日の会務に付した事件

- 才一 会議録署名議員の指名について……………
- 才二 会期の決定について……………
- 才三 故四日市市長平田佐矩君に対する追悼の辞……………
- 才四 報告才九号 財団法人四日市市開発公社の経営状況について……………
- 才五 議案才一〇〇号 昭和四十年年度四日市市一般会計補正予算(才三号)……………
- 才六 議案才一〇一号 昭和四十年年度四日市市競輪事業特別会計補正予算(才一号)……………
- 才七 議案才一〇二号 昭和四十年年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算(才一号)……………
- 才八 議案才一〇三号 昭和四十年年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(才二号)……………
- 才九 議案才一〇四号 昭和四十年年度四日市市立四日市市病院事業会計二回補正予算……………

- 才一〇 議案才一〇五号 昭和四十年年度四日市市水道事業会計二回補正予算……………
- 才一一 議案才一〇六号 四日市市特別職報酬等審議会条例の制定について……………
- 才一二 議案才一〇七号 四日市市火災予防条例の一部改正について……………
- 才一三 議案才一〇八号 町の区域及び名称の変更について……………
- 才一四 議案才一〇九号 字の区域の変更について……………
- 才一五 議案才一一〇号 字の区域の変更について……………
- 才一六 議案才一一一号 市道路線認定について……………
- 才一七 議案才一二二号 昭和三十九年度四日市市一般会計決算並びに各特別会計等決算認定について……………

○出席議員(三十三名)

酒井	北村	錦村	藤谷	安垣	坪井	岩田	喜多野
昌一	与市	安吉	祐一	勇一	妙子	久雄	等君

○議案説明のため出席した者

市長公室長	収 入 役	助 役	市長職務代理者
谷 川 庄 岩	沢 崎 司 野	文 祐 良 見	男 男 一 斉
君 君 君 君			

○欠席議員（三名）

中 島 忠 勝 君  
 水 田 利 一 郎 君  
 渡 部 権 太 郎 君

服 部 昌 弘 君  
 橋 本 貞 隆 君  
 谷 口 尊 九 君  
 訓 野 也 男 君  
 味 岡 一 郎 君  
 山 本 栄 一 君  
 岸 山 英 一 君

前 川 辰 男 君  
 志 積 政 一 君  
 伊 藤 太 郎 君  
 鈴 木 愛 次 君  
 宮 崎 春 吉 君  
 坂 上 長 十 郎 君  
 野 崎 貞 芳 君  
 日 比 義 平 君  
 荒 木 武 治 君  
 矢 田 繁 一郎 君  
 伊 藤 泰 一 君  
 須 藤 総 太 郎 君  
 大 島 武 雄 君  
 前 川 宗 雄 君  
 加 藤 定 男 君  
 山 中 忠 一 君  
 高 橋 伊 祐 君  
 笠 田 七 衛 君

副	建	土	衛	厚	産	税	総
収	設	木	生	生	業	務	務
入	部	部	部	部	部	部	部
役	長	長	長	長	長	長	長
村	園	城	中	山	芝	三	平
木	浦	井	山	本	田	輪	井
喜	和	義	英	軍	敬	喜	清
代	己	夫	郎	一	太	代	三
次	君	君	君	君	郎	司	司
君	君	君	君	君	君	君	君

教 育 長 栗 林 武 男 君

市立四日市病院  
事務 長 渡 部 一 臣 君

技	次	水
術	道	道
部	局	局
長	長	長
加	滝	山
藤		本
		文
		伝
		之
		助
弘		雄
君		君

消 防 長 竹 内 鉄 雄 君

○市議会事務局

主	主	議	次	事
事	事	事	務	務
芳	佐	係	局	局
野	藤	長	長	長
		小	岩	菊
		坂	谷	地
				英
孝	俊	靖	剛	也
君	君	君	君	君

午後二時四分開会

○議長(笠田七衛君) ただいまより昭和四十年十二月、四日市市議会定例会を開会いたします。

本日の議事につきましては、議事日程第一号により取り進めたいと思っておりますから、よろしくお願いいたします。要求いたしておきました議事説明者の氏名は、お手元に配付いたしました要求書写のとおりであります。なお、教育委員会委員長は公務のため欠席いたしましたから、御了承お願いいたします。

市長職務代理者あいさつ

○議長(笠田七衛君) 会議に先立ちまして市長職務代理者岩野助役よりごあいさつがあります。

〔市長職務代理者助役(岩野見斉君)、議場中央に進む〕

○市長職務代理者助役(岩野見斉君) 市長の急逝に伴いまして市長職務代理者を、次の市長が決定いたしますまでやらせていただくことになりました。万事に不行き届きの者でございますが、市政に空白を感ぜしめなためいただけるだけの努力をする決心でございますので、常より一そうの御指導、御援助のほどをお願い申し上げます。

なお、一昨日の市葬に際しましては、皆さまの絶大なる御協力によりまして滞りなく済まさせていただきましたこととを厚く御礼を申し上げます。ごあいさついたします。(拍手)

日程才一 会議録署名議員の指名について

○議長(笠田七衛君) ただいまより会議を開きます。

日程才一、会議録署名議員の指名を行ないます。

本定例会の会議録署名議員は、山中議員、宮崎議員にお願いすることにいたします。

日程才二 会期の決定について

○議長(笠田七衛君) 次に、日程才二、会期の決定についてを議題といたします。

今期、定例会の会期は、本日より十二月二十五日までの十三日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(笠田七衛君) 御異議なしと認めます。よって、会期は十三日間と決定いたしました。

日程才三 故四日市市長平田佐矩君に対する追悼の辞

○議長(笠田七衛君) 次に、日程才三、故四日市市長平田佐矩君に対する追悼の辞。

市長平田佐矩君は、去る十二月六日逝去されました。まことに痛惜、哀悼の至りにたえません。

伊藤泰一君から発言を求められておりますので、この際発言を願います。

伊藤副議長。

〔副議長(伊藤泰一君)登壇〕

○副議長(伊藤泰一君) 市長平田佐矩君の突然の逝去は、二十一万市民の胸に深い哀惜の憂いを与え、限らない動揺を覚えさせた痛恨事であります。

平田市長は、すでに御承知のとおり明治二十八年、本市の名門平田家に生を受けられ、長じて県立才二中学を経て立教大学に学ばれ、大正十二年、父佐治郎氏のを継いで平田製網合資会社社長に就任、以来、実業界に身を投じられ、おもに鉄鋼関係の会社社長として活躍されたのであります。

その間、昭和八年には若くして富洲原町会議員、合併後本市市議会議員として新進気鋭の政治家として地方自治の発展に貢献されたのであります。

昭和三十二年、当時の市長吉田勝太郎氏に推されて本市助役に就任、昭和三十四年には才十一代本市市長に当選され、以来、二期六年有余、本市の発展に身命を賭して寄与されたのであります。

あなたは、市長に就任されるや豊富なる経験と広い視野に立って、本市発展の基礎を産業基盤の確立にあると着眼し、石油と鉄鋼関連産業の育成に心を傾けられたのでありまして、本市がいまや世界才二位の石油化学都市として国内はいうに及ばず、国外からも注目されるに至ったのもあなたの御功績によるものと申しても決して過言ではないと信ずるものであります。

また、その間、あなたの卓越した洞察力と見識は、市政のみにとどまることなく夢とまでいわれた中部横断運河の構想を世に問うとともに、いちはやく広域行政の必要を叫ばれたことも私たちの脳裏に深くきざみつけられているのであります。

さらに、産業発展の影ともいうべき公害の問題に対しましても、市民生活の安寧に積極的に取り組み、公害患者の医療費を全額市費で負担するという前向きな姿勢を取られ、大規模な都市改造事業に全力を傾注され、いまその緒につき、また、四日市港の管理、埋め立てに対するあなたの執念ともいうべき情熱は、ようやく来春、管理組合の発足をみんとする今日、市民の期待を一身に集めながら中道に倒れられたあなたの胸中を思うとき、痛恨やる方ないものがあつたことと存じます。

思うに、平田市長は純粹なる政治家でありました。その本領は、いかなる権力にも屈することなく、自己の信ずるところ大胆に直言し、かつ鋭い洞察力とすばやい決断力に基づいて実行されていくことにありました。

私たちは、先に山本議長をはじめとして五名の議員を失い、ここにまた平田市長を失ったことは、惜しみても余りあるものがあります。

ここにつつしんで平田市長の生前の功績をたたえ、その人となりをしるのび、心から冥福をお祈りして、追悼のことばをいたします。

日程才四 報告才九号財団法人四日市市開発公社の経営状況について

○議長（笠田七衛君） 次に、日程才四、報告才九号財団法人四日市市開発公社の経営状況についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩野助役。

〔市長職務代理者助役（岩野見齊君）登壇〕

○市長職務代理者助役（岩野見齊君） 平田市長は、本月六日突如として逝去されました。公務のため忙しい毎日でありましたが、生来健康に恵まれ、氣力に満ちたお方でありましたので、こんな急逝に遭遇しようとは、夢想にもしなかつたところでありました。

平田市長は、昭和三十四年五月、市長に御就任以来、常に市の発展と、市民のしあわせを悲願とせられ、東奔西走まさに席のあたたまるとまもなかつたのであります。特に、最近本市の重要課題であります公害対策、四日市港管理問題、諸会館建設問題等につきましては、精魂を傾けてその達成に努力せられたのであります。ようやくこれらが緒につかんとする時期において、志なかばにして急逝せられたのでありまして、その胸中を拝察いたしますとき、まことに暗涙を禁じ得ないのであります。有為転変の世とは申せ、全く痛恨のきわみであります。ここに深く御冥福をお祈りする次第であります。

本日御提案申し上げました諸議案は、平田市長が生前十分な検討を経て決定せられたものでありまして、私たちはふつつかではあります。亡き市長の遺志を休して十分御説明申し上げる所存でありますので、よろしく御審議を賜

わかりますようお願い申し上げます。

報告才九号は、財団法人四日市市開発公社の経営状況についての関係書類でありまして、本件は、地方自治法才二百四十三条の三才二項の規定に基づき御提出申し上げたものであります。

○議長（笠田七衛君） 御質疑がありましたら、御発言願います。

別段、御質疑もありませんので、報告才九号は了承することに決定いたしました。

日程才 五 議案才百号昭和四十年四日市市一般会計補正予算（才三号）、ないし

日程才一六 議案才百十一号市道路線認定について

○議長（笠田七衛君） 次に、日程才五、議案才百号昭和四十年四日市市一般会計補正予算（才三号）ないし日程才一六、議案才百十一号市道路線認定についての十二議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩野助役。

〔市長職務代理者助役（岩野見斉君）登壇〕

○市長職務代理者助役（岩野見斉君） ただいま御上程の議案について御説明申し上げます。

議案才百号は、昭和四十年四日市市一般会計補正予算（才三号）案でありまして、おもな内容は、今回補助金の決定されました都市計画事業費、土地改良事業費、住宅建設費及び本年度台風による災害復旧費、措置基準の引き上げに伴う生活保護費及び社会福祉関係施設措置費並びに市立各施設運営費、本年度分港湾負担金及び都市計画事業負担金、今回発足した四日市市外三カ町衛生組合分担金等のほか、職員退職手当不足分、精神薄弱児施設補助金等やむ

を得ないものと、これらに関連した債務負担行為等の補正でありまして、歳入歳出予算の追加補正総額は、四億四千六百十三万八千円となり、補正後の予算総額は、四十六億五千七百二十五万八千円となるのであります。

以下、内容について概要を御説明申し上げます。

才一款議会費は、本年度は、本市が県下、東海及び全国議長会の役員市になっていること及び沖繩に建設された慰霊塔の除幕式に出席したこと等により、旅費、交際費等に不足を生じたので、その補正と、ほかに乗用車一台の購入費を計上いたしました。

才二款総務費のうち、総務管理費は、一般管理費におきましては、諸交際費不足分、電気、ガス、水道使用料及び通信運搬費不足分並びに事務室の増加によるストープ購入費等を計上しました。

企画費では、国鉄伊勢線建設促進連合会開発関係団体負担金のほか、市開発公社に対する寄付金一千万円を計上しました。本寄付金は、朝明住宅団地の開発等、市開発公社の事業の進展に伴い、その資本内容を充実しようとするものであります。

渉外費は、今回ロングビーチ市から本市へ贈られました油井ポンプの据えつけ工事費及び同親善使節団の受け入れに要した諸経費を計上したものであり、また、諸費は、今回完成いたしました朝明及び萱生公会所の建設補助金並びに市税過納返還金を計上したものであります。なお、徴税費は、市税過納返還金の不足分を、統計調査費は、指定統計に対する県委託金の決定により、歳出の補正を行なうものであります。

才三款民生費は、才一項社会福祉費におきまして、今回社会福祉法人カリタス会が泊山に建設する精薄児収容施設建設用地費に対する才一年度分補助金、生活保護基準の引き上げに伴う老人福祉施設措置費並びにこれに伴う老人福祉施設寿楽園の運営費、民生委員の改選並びに増員に伴う報償金等を計上しました。なお、精薄児収容施設建設用地

費に対する補助金は、別表のとおり次年度以降三年にわたる債務負担をお願いしております。

オ二項児童福祉費は、措置基準の引き上げに伴う各施設措置費及びこれに伴う市立各児童福祉施設運営費、保育所入所人員の増加に伴い高花平保育園の収容人員を九十名から百二十名にするための増築工事費等を計上したものであり、また、青少年指導費は、今回青少年団体の育成事業に対して補助金が交付されることになりましたので、必要な補正を行なうものであります。

生活保護費は、本年四月一日から基準単価が約一二%引き上げられましたので、これに伴う各種扶助費の増額をお願いしたものでありますが、特に医療扶助につきましては、入院患者等の増加及び平均医療費の増高によりかなりの増加を示しております。なお、その他通信運搬費等の不足分の補正もお願いしております。

オ四款衛生費のうち、保健衛生費では、大谷墓地公園進入路測量委託料をお願いしております。

清掃費では、今回四日市市外三カ町で設立されました衛生組合のし尿処理場建設費に対する本市分担金並びにじんかい処理費では、南部清掃センター焼却炉修繕料及び自動車修繕料と、埋め立て覆土用ブルドーザー借上料等を計上いたしました。また、し尿処理費では、し尿処理場への進入路すなわち国道一号線から投入施設までの道路補修工事費等を計上いたしました。

オ五款労働費は、失業対策事業に対する労務賃金の改定に伴う賃金の一部不足分と、就職祝金等を計上したものであります。

オ六款農林水産費は、農業費では、今回塩浜を除く市内の全農協が合併することになりましたので、その設立準備に要する事務費に対し助成金を交付いたしたく計上いたしましたほか、農業研究指導所の自動車、老朽のための買いかえに要する経費を計上いたしました。

農地費では、市営土地改良事業の補助決定、非補助受託事業の事業費の変更及び新たな受託、県単土地改良事業の決定等による工事費及びこれに伴う事務費の補正を行なったものであります。

オ七款商工費は、四日市地区福祉協議会が中小企業労働対策協議会に改組せられ、国及び県補助の対象とせられたことに伴い、市においてもこれに応じて補助金を増額したことと、桜町発展会外二つの発展会に対する街路灯設置費補助金を計上したものであります。

オ八款土木費は、土木総務費では、すでに道路用地等に買収または寄付せられたもので、いまだ未登記となっているものの登記を計画的に進めておりましたが、現在すでに当初予算で予定いたしました筆数の登記をほぼ終わりましたので、さらにその筆数を増加いたしたく、必要経費を計上いたしました。

道路橋梁費のうち、道路維持費は、水道局、電々公社、県企業庁等の委託工事の精算及び新たな委託と、これに伴う事務費の補正を行なったものであります。また、道路新設改良費は、日水・八郷線八郷地内用地買収費と、稲葉町・内部線局部改良のための用地買収費を計上いたしました。これらはいずれも以前から買収交渉中のもので、今回ようやく解決の見通しを得たものであります。橋梁維持費は、市内一丁の橋梁維持費不足分でありましたが、吉田橋、西日野橋等を主としたものであります。

港湾費は、四日市港共同管理準備事務のための旅費不足分、並びに本年度及び昭和三十九年度分四日市港直轄事業負担金及び本年度県公共事業四日市港改修費負担金を計上したものであります。なお、本負担金に対しては、四千七百万円の起債を予定しております。

都市計画費は、街路事業に対する国庫補助が決定したことによる工事費及び事務費の補正と、本年度県営都市計画事業公共分に対する市負担金を計上したものであります。

都市下水路費は、市内排水場において使用する燃料費及び光熱水費等の不足分、午起地内排水路用地購入費等のほか、富洲原排水場のエンジン取りかえ及びフェンス設置費等を計上しました。なお、都市下水関係では、別表債務負担行為で、翌年度の事業予定となっております大井の川ポンプ場のポンプ据えつけ工事について、明年雨期までにポンプの据えつけを終わるための債務負担をお願いしております。

住宅費は、主として公営住宅の補助単価引き上げによる事務費の補正を行なうほか、年々市営住宅が増加していることに鑑み、使用料の徴収について、委託徴収による方法を検討してまいりましたが、今回試験的に一部地域（高花平）において実施いたしたく、これに必要な経費を計上いたしました。

なお、午起地区市営住宅用地と関係して関係してまいりました訴訟について、このほどようやく解決の見通しを得ましたので、これに対する必要経費をお願いしております。

才九款消防費は、消火せん修繕料の追加、はしごつき消防自動車購入残の減額等のほか、旅費、光熱水費等の不足分の補正をお願いしております。

才十款教育費では、教育給務費におきましては、職員退職手当、各種負担金、通信運搬費等の不足分を計上いたしました。また、小学校、中学校及び幼稚園費の各項におきましては、主として国庫補助金の決定に伴う備品費、扶助費等の補正をお願いしております。

才十一款災害復旧費は、本年度台風で被害を受けました公共施設の復旧費でありまして、今回農地及び農業用施設及び漁港施設については、補助決定のあったものを計上し、市単独分は、すでに事前着工について議会の御了承を得たものを主として計上いたしました。しかしながら、農地及び農業用施設につきましては、補助金は、三年にわたって交付されますが、工事は、地元立てかえにより一時に行ないたいと存じますので、別表で債務負担行為をお願い

ております。

才十四款諸支出金は、高花平警察官駐在所建設用地の購入費をお願いしたものでありますが、同用地は、市において購入し、県へ貸しつけを予定したものであります。

次に、歳入につきましては、歳出の各科目に関連した特定財源のほか、主として市税及び競輪事業特別会計繰入金増額分並びに前年度繰越金等をもって収支の均衡をはかりました。

議案才百一号は、昭和四十年四日市市競輪事業特別会計補正予算（才一号）案であります。本市競輪事業は、本年度も順調な経過をたどり、その売り上げは、次才に上昇してまいりました。今回の補正予算は、売り上げ収入の増加に伴う経費の補正をお願いしたものであります。その内容には、歳出面におきまして選手賞金が七月一日から約一一万引き上げられ、また、宿泊、日当等も引き上げられたこと、及び投票所窓口の増加にしたがい従業員を増員したことに関する経費等も含まれております。

議案才百二号は、昭和四十年四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算（才一号）案でありまして、と畜場食肉市場の利用の増加により、これに必要な経費の補正をお願いしたものであります。

議案才百三号は、昭和四十年四日市市公共下水道特別会計補正予算（才二号）案でありまして、その内容は、納税ポンプ場のポンプ据えつけについて債務負担行為をお願いするものであります。公共下水道納屋ポンプ場は、明年度雨水用千二百ミリ堅型軸流ポンプ一基を据えつけることになっておりますが、明年度台風期までに完成するため、明年度予算をまだ早急に発注し、工事に着手したいと存じます。なお、この事業費は、明年度国庫補助の対象になるもので、明年度予算に計上するものであります。

議案才百四号は、昭和四十年四日市市立四日市病院事業会計才二回補正予算案でありまして、収益的収入及び同

支出一千七百九十九万円の追加補正をお願いするものであります。

収益的収入及び同支出の内容は、当初予想を上回る患者の増加と、日々進歩する医学に伴う診療内容の向上等に由る医療収益の増加に伴い、これに対応する薬品及び医療材料の購入費等のほか、建物及び備品の修繕費等を計上したものであります。

また、准看護婦養成所費用は、看護婦の不足に備えて当初の予定より院内生徒数を三名増員したことによるものであります。

議案才百五号は、昭和四十年四日市市水道事業会計才二回補正予算案でありまして、収益的収入及び支出二千七百七十五万二千円の減額と、資本的収入及び支出一千七百七十四万九千円の追加補正をお願いするものであります。

おもな内容について申し上げますと、まず、収益的収入及び支出のうち、支出では、電力料金値上げ等による水源地電力料不足分、楠町からの受水費増加分、市内各所の給水を円滑にするための配給水設備の改良及び修繕等に要する工事請負費、材料及び路面復旧費等計一千六百六十一万八千円の追加と、受託工事関係費三千七百三十七万円の減額を計上しておりますが、これは主として近鉄川島団地簡易水道が、近鉄側の都合により延期されたことが主な原因であります。

収入は、水道料金増収分、配水細管布設に伴う申込者負担金等のほか、受託工事につきましては、受託工事収支をもつてその均衡をはかりました。

次に、資本的収入及び支出の追加は、配水管布設に伴う工事請負費、材料費、路面復旧委託費等六百七十四万九千円と、水道局用地購入費一千百万円でありまして、その財源は、配水管布設申込者からの負担金のほか、前年度損益勘定留保資金等をもってまかないました。

議案才百六号は、地方自治法才百三十八条の四才三項の規定による市長の付属機関として特別職報酬等審議会を設置し、市議会議員の報酬の額並びに市長、助役及び収入役の給料の額の決定について才三者機関の意見を聞いて、より一そう公正を期そうとするものであります。

議案才百七号、四日市市火災予防条例の一部改正案は、消防法の一部改正による危険物、持殊可燃物等の貯蔵または取り扱いの基準に違反した場合の罰金の限度額が引き上げられたことに伴い、火災予防条例について所要の改正をしようとするものであります。

議案才百八号は、本市が実施しております住居表示整備事業の実施基準に基づき、お手元に配付申上げました別図一に示す富田、富洲原地区における約三・四八平方キロメートルの町の区域及び名称を住居表示審議会の答申を得て別図二のように変更しようとするものであります。

議案才百九号は、佃土地改良区が昭和四十年三月十三日付三重県指令三、土、区、耕才三百号の二百九十八をもつて許可のあった土地改良事業の施行により、川島町字堂ヶ谷の一部を字佃に編入し、お手元に配付いたしました図のように字の区域の変更をしようとするものであります。

議案才百十号は、小杉土地改良区が昭和四十年三月十三日付三重県指令三、土、区、耕才三百号の二百九十九をもつて許可のあった土地改良事業の施行により、小杉町字東山ほかを、お手元に配付いたしました図のように、字の区域の変更をしようとするものであります。

議案才百十一号の市道路線認定案は、公共下水道日水終末処理場建設に伴い、国道一号線鹿化川新橋から合同橋に至る鹿化川右岸の堤防敷の天端を市道として兼用することについて、三重県知事の許可を得ましたので市道に認定いたしました御提案申し上げたものであります。

○議長（笠田七衛君） 議事日程に従いまして、本件に関する審議は留保いたします。

日程才一七 議案才百十二号昭和三十九年度四日市市一般会計決算並びに各特別会計等決算

認定について

○議長（笠田七衛君） 次に、日程才一七、議案才百十二号昭和三十九年度四日市市一般会計決算並びに各特別会計等決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。  
岩野助役。

〔市長職務代理者助役（岩野見齊君）登壇〕

○市長職務代理者助役（岩野見齊君） ただいま上程されました昭和三十九年度決算の概要を御説明申し上げます。まず、一般会計につきましては、歳入決算額は四十二億七千七百七十三万五千六百七十八円で、予算額に對しまして一億六千二百七十四万六千六百七十八円の収入超過でありまして、予算に對する執行率は、約一〇四％になります。調定額に對しましては、約九四・四％の収入割り合いになります。不納欠損で二百十五万四千八百三十八円を処分いたしましたので、一億四千九百二十八万五千七百七十四円が収入未済額であります。

歳入決算額の内訳は、市税収入が二十五億九千九百九十三万二千三百五十三円で、歳入総額の約六〇％、税外収入が十六億七千八百八十万三千三百二十五円で約三九％になります。

なお、市税収入は予算額に比へ二億九千五百七十七万余円の増収になりましたが、これは、国の経済調整施策である金融引き締めの影響が各種業界に比較的おそく浸透したこと及び予想以上に所得が伸びたことにより自然増収をみ

たもので、このほか市民の皆さんの納税に對する御協力があったからであります。

また、税外収入のうち、財政調整基金繰入金におきまして収入減になりましたが、これは基金取りくずして一億三千万円の繰り入れを予定しておりましたところ、前述の市税増収の結果その必要をみなかったものであります。

次に、歳入決算額は三十八億二千四百七十九万七千七百七十四円でありますが、ほかに一億五千三百二十三万三千四百六十七円を翌年度へ事業繰り越しましたので、予算不用額は一億二千九百九十六万五千四百五十六円でありまして予算に對する執行率は、事業繰越額を含め約九六・八％になります。

事業繰越額の内訳は、明許費繰り越しが六件で四千九百四十万七千円、事業繰り越しが十二件で一億三百八十二万六千四百六十七円であります。

歳出予算の執行内容につきましては、別冊主要施策の報告書により御了承いただきたいと存じます。

なお、予算不用につきましては、そのおもなものの理由を申し上げます。

総務費では、漁業補償賠償金の支払い利子で予定の支出を要しなかったこと及び一般管理費、徴税費その他で共通経費の節減により生じたものであります。

衛生費では、伝染病予防費、公害対策費及びし尿処理費において経費の節減をみたこと及び下水道整備費で特別会計へ予定の繰出金を要しなかったことにより生じたものであります。

商工費では、商工業振興費で防災街区貸付金及び中小企業振興資金貸付金の一部不用により生じたものであります。土木費では、四日市港湾負担金の支払い繰り延べ及び元国有住宅購入費の翌年度払い込みにより生じたものであります。

教育費では、学校建設費関係で債務負担行為にかかる賠償金において予定の支出を要しなかったこと及び工事費に

おいて節減をみたことにより生じたものであります。

公債費では、一時借入金金の支払い利子で予定の支出を要しなかったことにより生じたものであります。

以上、一般会計の歳入から歳出を差し引き四億四千五百九十四万五千六百一円の剰余金を生じましたが、このうちには一億二千四百一十一万八千三百六十七円の翌年度繰越事業費充当財源を含みますので、これを差し引きますと三億二千八百八十二万七千二百三十四円が実質剰余金になります。

次に、特別会計及び桜財産区の剰余金について申し上げます。

印刷所会計は、四百九十一万七千三百三十九円、基金会計は八百五十四万八千八百十四円でありまして、この内訳は、災害救助基金分十七万五千五百五十四円、小菅科学教育振興基金分三百十九円及び財政調整基金分八百三十七万八千四百三十六円であります。

公益質屋会計は、三十一万七千九百九十六円。

競輪事業会計は、三千三百二十九万九千五百五十四円でありますが、このほか一般会計へ一億円を繰り出してあります。

国民健康保険会計は国庫負担金におきまして収入不足を生じたため、七十六万四千二百二十九円の赤字になりました。

なお、この赤字につきましては、昭和四十年年度の歳入を繰り上げて充当いたしております。

と畜場食肉市場会計は、五万四千四百四十三円。

市営魚市場会計は、十一万八千五百六十円。

公営下水道会計は、三百三十六万三千七百七十六円の剰余金をそれぞれ生じました。

なお、桜財産区につきましては、十一万八千九百九十六円の剰余金であります。

以上申し上げました一般会計、特別会計及び桜財産区の決算剰余金は、国民健康保険の赤字額を差し引き総額で四億九千五百六十四万三千九百九十七円となりますが、翌年度繰越事業費充当財源一億二千四百一十一万八千三百六十七円を含みますので、再差し引き三億七千五百五十二万二千三十円の实質剰余金を得まして昭和三十九年度決算を終了した次第であります。

どうかよろしく御審議のうえ、御認定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、地方自治法の改正により、本年度から歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書を決算書にあわせて御提出申し上げます。

以上、十二月定例会に提出いたしました議案について御説明申し上げますが、具体的なことにつきましては、議事の進行に伴い御質問に応じて御説明申し上げます。

どうかよろしく御審議くださいまして、御決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(笠田七衛君) 議事日程に従いまして、本件に関する審議は留保いたします。

以上をもちまして本日の日程は、全部終了いたしました。  
次会は、米たる十七日午前十時より会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。どうも御苦勞さんでございました。

午後二時四十六分散会

昭和四十年十二月十七日

四日市市議定会定例会會議録(第二号)

四日市市議會

昭和四十年十二月十七日 昭四十年  
十二月四日 市市議會定例会會議錄 才二号

米田好兼速記

昭和四十年十二月十七日(金曜日)

○議事日程 第二号

昭和四十年十二月十七日(金) 午前十時開議

第一 一般質問

○本日の會議に付した事件

第一 一般質問

○出席議員(三十一名)

- |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|
| 坪 | 安 | 藤 | 鋤 | 酒 |
| 井 | 垣 | 谷 | 井 |   |
| 妙 | 祐 | 安 | 昌 |   |
| 子 | 勇 | 一 | 吉 | 一 |
| 君 | 君 | 君 | 君 | 君 |

○議案説明のため出席した者

○欠席議員(五名)

市長職務代理者  
助役

岩野見斉君

北村与市君  
野崎貞芳君  
永田利一郎君  
増山英一君  
渡部権太郎君

高笠田伊祐君  
笠田七衛君  
服部昌弘君  
橋詰興隆君  
谷口専九君  
訓覇也男君  
味岡一男君  
山本栄一君

岩田久雄君  
喜多野等君  
前川辰男君  
志積政一君  
伊藤太郎君  
鈴木愛次君  
宮崎春吉君  
坂上長十郎君  
中島忠勝君  
日比義平君  
荒木武治君  
矢田繁治君  
伊藤泰一郎君  
須藤総太郎君  
大島武雄君  
前川宗雄君  
加藤定男君  
山中藤忠一君

収入役	川崎祐男	市長公室長	谷沢文男	総務部長	平井清三	税務部長	三輪喜代司	産業部長	芝田敬太郎	厚生部長	山本軍一	衛生部長	中山英郎	土木部長	井井義夫	副収入役	村木喜代次	教育長	栗林武男	市立四日市病院 事務長	渡部一臣	水道局長	山本文雄	次長	滝山伝之助	技術部長	加藤弘君
-----	------	-------	------	------	------	------	-------	------	-------	------	------	------	------	------	------	------	-------	-----	------	----------------	------	------	------	----	-------	------	------

消防長 竹内鉄雄君

○市議会議務局

事務局長	菊地英也君	次長	岩谷剛君	議事係長	小坂靖君	主事	佐藤正俊君	主事	芳野孝君
------	-------	----	------	------	------	----	-------	----	------

午前十時四十分開議

○議長(笠田七衛君) ただいまから本日の会議を開きます。  
出席議員は、二十七名であります。  
議事説明者中、庄司助役が病氣のため、また、建設部長は公務のため欠席いたしましたから、御了承をお願いいたします。

本日の議事は、一般質問であります。お手元に配付の一般質問通告一覧表のとおり各会派から通告がまいります。発言の順序は、一覧表のとおりであります。

暫時、休憩いたします。

午前十時四十一分休憩

午後三時七分再開

○議長（笠田七衛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事説明者中、教育委員長が公務のため欠席いたしましたから、御了承をお願いいたします。

日程第一 一般質問

○議長（笠田七衛君） それでは、日程第一、一般質問を行ないます。

大島議員。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 公明党を代表いたしましたして、通告の三間についてお尋ねいたします。

今会においては市長も不在であり、それに相当する責任者の立場でございしますが、ひとつこの点についてはよろしく御回答を願いたいと、このように思います。

通告の第一間でございますが、学校の需用費増額についてのお尋ねいたします。

教育の基本理念というものは、申すまでもなく大きく将来を左右する最も大切なことでございますが、その将来を随々発展させていくその基本的になる考え方というか、その年若くして勉強していくその学校における教育、あるいはそれに対する施設等について若干の今日まで申されてきた市当局の意向に反するようなことがございますので、

その点についての考え方をただしておきたいと、このように思うわけであります。

先日にも各学校へまいりましたが、現在、PTAの費用が学校に相当使われておるといことがわかりました。ある話によりますと、中学校においては年間約七十万円の予算が出ておるそうでありますが、それは大きな建築とか改築とかそういう予算外だそうでございますけれども、事実上要るのは、約その倍ぐらい要ると、このようにいわれております。したがって、その年間約百四、五十万は中学においては値上りをし、また、市から要求しても出ないといか出てないと、この点についてPTAの会費もあるときにおいては値上りをし、また、市から要求しても出ないといふことで相当困っている点がございしますが、現在いろいろデータを見ましても、特に千葉県なんかは相当パーセントが予算についてはいいわけでありますが、中学生に対して一人当たり幾らくらの予算でこれを見積っていらっしゃるか、また、小学生の生徒一人に対してどのくらいの予算で年間見積っていらっしゃるかということについてお尋ねいたします。

第二点目には、その最も大切である校舎等が腐食し、そういうところで一生懸命勉強する生徒が、そういうぼろのよるな校舎にいるわけでありますが、特に老朽している校舎に対しては相当のこまかい点の改築、あるいはこまかい点の費用が要るわけでございまして、そういう学校に対する特別な配慮がなされていないように見受けられます。したがって、老朽の校舎ほどPTAからの費用を何らかの形でPTAから集めて、そしてそれを、不足分を足しているという現状でございます。十カ年計画もようやく終わろうとしておりますけれども、そういう点についてPTAとしても相当苦しい立場、今日の不況の状況におきましても相当無理な要求がされているようにございしますので、こういう点について市当局におきましても相当の予算を出して、そしてPTAの、そういう一般の父兄からの集める金を軽減すべきである。本年においてどうしてもできなければ、来年度の予算にこれを組み入れてPTAの費用の軽減



員の増加、そういうものをお考えになつていかどうか、この点についてお伺いいたします。

それから、第二問でございますが、各学校に空気清浄器がついて、非常に生徒も、あるいは地元の人も喜んでおります。しかしながら、現在は寒いので戸を閉めておりますが、夏になりますと戸を開けたうえでその空気清浄器を使つておりますので、相当暑さにこたえきれないというのが実情でございます。さらに来年度の予算におきましてもこの校舎の改築等を計画なされて、そして推進していただきたいと思うわけであります。そういう点について来年度の予算に組み入れていただけるかどうか、これをお伺いしたいと思います。

第三問に移りますが、各工場における昨年度からの公害防止に対する工事、そういうものについての計画表が出されたわけですが、その計画表に基づいてさらに進捗をしておるかという点についてどの辺までその公害防止対策の事業が進んでいるかということについてお伺いしたいと思います。

第四番目には、工業立地センターにお願いいたしました風洞実験のことでございますけれども、本年の三月議会におきましては、五月ごろその調査ができあがるということをお伺いしておりました。しかしながら、今日まで発表がございませんが、その後の調査はどのようになつていかをお伺いしたいわけであります。

第五番目におきましては、市条例の作成が必要であると、このように申し上げるわけであります。市条例においても昭和あるいは大正時代からの公害防止条例などが、あるいはばい煙規制法などがございしますが、現在最もこの公害問題で悩んでいるのが四日市においても市の条例がないと、たびたびこの本会議においても質問、あるいは意見等が出るわけであります。わが四日市においてはばい煙規制法あるいはその他の問題では通用できないんだと。さらに根本的にたずねていけば臭気の面の条例が必要であると、こういうような結論のようではありますが、このただむずかしいからどうのこうのとか、あるいはまだ県ができていないからどうかという問題でなくして、真に公害問題を解

決するといふ腹があればですね、当然市としてもこれを、条例を作成していくべきが本当ではなからうか、このように考へるわけであります。その市条例の作成に当たつてどのようにお考へか、お伺いしたいと思います。

通告の第三問でございますが、市立四日市病院の給食についてでございます。

最近、特にいろいろ患者の方から聞くわけでございますが、われわれは医師の診断によつていろいろ食量を制限される場合があるけれども、ところが、その制限された食量がわれわれの毎日の給食になつてゐる、というようなことをたびたび耳にいたします。そうしますと、それは医者では食へてはいけない、だから給食はきても食べないというような現状で全部それを残していく、という場合もあるようでございます。したがしまして、そういうむだなことがたびたび行なわれているように見受けられますが、この医師とその調理師とのこういう給食、病人等との関係についての打ち合わせを当然行なつてそういう給食が出ると、私は信じておつたわけであります。そのような現実を見ますと、医師は医師としての単独の立場、あるいは給食は給食の単独の立場で行なつてゐるのではなからうかと、そこにむだな費用が消化されているんだらうと思われまします。したがしまして、そういうものを失くしていかなきやならないうと、こういうわけであります。一日の給食費は大体どのくらいお使いになつていらつしやるかという点についてお伺いしたいと思います。

さらに、その給食を取らなかつた、いわば残飯の処理については、どのようにされていらつしやるか、あるいはその給食に対して残飯が大体何パーセントくらい出ているかという点について、おわかりであれば数字でお示し願ひたいと、このように思います。

○議長（笠田七衛吉） 教育長。

〔教育長（栗林武男氏）登壇〕

○教育長(栗林武男君) 御質問のございました需用費について申し上げます。

その一点は、学校の需用費が不足しているのでPTAの費用をもってまかなってののではないかということですが、学校関係の生徒の学習に要する費用は、直接的な支出と、それから間接的な支出があるわけであり、その間接的な支出の中で給食費とか、あるいはPTAの会費とか、あるいは学級費という直接学校がそれをもって使うというものでないものを一応間接的なものにしていただくわけですが、その中でPTAの費用というのは、一応PTAにおいてこれは一つの独立した機関でございますので、そこで決議をして学校に援助をしているという面もあるかと思えます。

で、これにつきましては、現在、私どもといたしましては本年度需用費が増額をいたしておりますので、できるだけその方面には使うことを避けるようにして、PTA独自の活動のために使ってもらうように指導をいたしております。具体的に申しますというと、本年度はPTAのそういう方面に使う会費といいますか、そういう負担を一人について月十円、年間通じて百二十円これを節減してもらおうような、そういう指導をいたしております。今後もおおそうい方向で進めてまいりたいと、こういうふうに考えております。

第二番目の中学校それから小学校生徒一人当たりの需用費はいくらになっておるか、こういうような御質問のよろに伺いました。

需用費は、これを二つに分けておりまして、その一つは、学校管理費の中の需用費と、それから教育振興費の中の需用費という二つの分野に分かれておるのでありますが、予算のうえで、学校管理に要する費用と申しますというと、これは文具費とか、あるいは消耗器材というような学校を管理していくうえで、あるいは学校の事務を処理していくうえで必要なそういう消耗器材なり、文具費を当てておるわけがあります。それから、もう一つ教育

振興費のほうは、これは生徒自身が勉強するために要する費用であります。それが実際の生徒の学習活動になるわけです。これにつきましては、私どもとしましては四十年におきましては、学校管理費におきましては、この文具費これが一人五十円になっております。それから、消耗器材費において八十円になっております。それから、教育振興費におきましては、予算執行のうえでは九十円と、こういうことになっております。それから、中学校におきましては、学校管理のうえの消耗品、その中の文具費が一人五十円、消耗器材費が八十円、こういうことになっております。それから、教育振興費におけるところの需用費、これが九十円、こういうような一人当たりの金額になっておるわけです。

ただ、教育振興費の面におきましては、これは学習の活動というものがきわめて弾力性のあるものでございまして、たとえば校舎の坪数が、単価がいくらであって、それで何坪あるから何んぼと、そういうような限定されたものではなくして、先生が教育の方法をするうえにおいてきわめて多面的な活動をいたしますので、いろいろな方法なり設備をもってやる場合、いわゆる教育水準を高めるためにそういう方法を取ればですね、かなり高くなるといいうような実状であります。このことは、一般に文部省において調べたものによりまして、都市とか、あるいは農村とか山村とか、そういうところにおけるところの父兄負担というのは、こういうところでもかなり違っているようにあります。それは、教育というものの事業の持つ一つの弾力性からくるものであろうかと、こういうように考えます。

そこで、私どもといたしましては、そういうものに対して一応の標準的なものを考えて、そうして予算の増額について財務当局へお願いをしていきたいと、こういうような考えを持っております。

第三番目に校舎でございますが、老朽校舎の修理につきまして、特別な配慮をすべきであらうということですが、これらにつきましては、校舎の保全と維持という観点と、それからもう一つは生徒が勉強をいたしますので

学習の環境整備というようなことで、室内の壁とか、あるいは具体的に申しますと部屋の壁とか、あるいはその塗装とか、屋根とか、あるいはといたか、そういう面につきまして配慮をいたしております、これらにつきましては、先般も申し上げましたように委員会として十分これは、こういうP.T.A.の会費とかそういうものによってまかなえないように配慮いたしているつもりでございます。

次に、第四番目の港中学校のプールのことでございますが、この建設につきまして試作品を使ったのはどうかというようなことでございますが、これは専門的なことに相なりますし、この工事をいたしてもらった土木部のほうから御説明願いたい。

それから、中部中学の件につきましても御了承を願いたいと思います。ただ、塩素の使用についてどうかというところでありますが、現在、学校の衛生管理の面につきましては、学校薬剤師というのがあります、校舎の中の採光とか、あるいは飲料水とか、あるいはプールの水とか、そういうものについての衛生的な検査というのは学校の薬剤師がいたしておりますので、御懸念はないものではないかというふうに考えておりますが、さらに御説のような点もありませんので十分調査をいたしたいと、かように存じております。

第六番目の机でございますが、たしかに御説のように生徒の体位というものは伸びてまいります。したがって、座高とかそういうものにも変化がありますので、生徒のそれぞれの体位なり、あるいは座高に合うた机なり腰かけをするというのは、これは理想的でございますが、現在のところにおいてはそういうところまでできておりませんが、一部机とか腰かけは新調をいたしておりますので、そういうことにつきまして今後十分考えてまいりたいと、そういうふうに考えております。

それから、公舎と空気清浄器でございますが、現在、公舎といわれる地区の小学校には空気清浄器を入れておりますが、たしかに夏季になりまして空気清浄器を使いますというところ、部屋を密閉いたしますから室温が高まってまいりますことはたしかでございますが、そのために改築をしていくところまでまだ手は回っていない段階でございます、なお、空気清浄器につきましても全部が、これがやられていくというわけではございませんので、今後、空気清浄器を入れるということに主力を注いで、そして校舎の改築ということはなかなか大きな予算の伴うことでございますので、今後の問題として考えてまいりたいと、こういうふうに考えております。

以上、御質問の点につきまして簡単に申し述べましたが、御了承を願いたいと存じます。

○議長（笠田七衛君） 土木部長。

〔土木部長（城井義夫君）登壇〕

○土木部長（城井義夫君） 港中学のプールの問題でございますが、本年度、教育委員会から委託を受けましたプールでございます、橋北に一カ所と港中学に一カ所作らしていただいたわけでございます。本年度の分は非常に特色がございます、橋北のほうは鋼材、鋼板でやりました。それから、港中学のほうは先ほどおっしゃいましたようにPSコンクリートを使用したわけでございます。

こういった特殊と申しますか、四日市のいままでの各プールに目新しい工法ということを採用しました動機といたしましては、工期の短縮ということが最初の動機でございます。せっかくプールを作るのでしたら、七月早々の各校が使うときに時期を同じくして使えるようにということで、いままでの工法では私のほうでどうしていい間に合わないということから、そういう工法が研究されたわけでございます。

それで、いろいろ各地のそういった実績を土木課の技術者、あるいは教育委員会の担当の方、あるいはP.T.A.等の代表の方等もごらんになりまして、学校のやはり感覚と申しますか、感じによってそういった橋北にはメタルを用い

港中学にはPSを用いたという形に相なった次第でございますが、この両工法につきましてはメタルの問題は別にいたしました。PSの問題でございますが、おっしゃいますようにわれわれも漏水の問題を一番心配したわけでございまして、その点特に視察等、あるいは製作者の注意をよく聞きまして、これで大丈夫であるという判断のもとに施工をいたしました。ただ、これが試作品であるかどうかという問題でございますが、PSを用いたそういったタンクといいますが、水を貯める問題は、すでに水道局でも一、二カ所お作りになっておりますし、PSというコンクリートの工法そのものはすでに長い歴史ではございませぬが、橋梁その他でずいぶん使用されておりました。最近では新幹線のまくら木等も全部PSでございます。そういうことで、セメント工業の一つの新しい方向であるということですから大丈夫であるという判断を総合的に下さしていただいで施行した次第でございます。

○議長（笠田七衛君） 衛生部長。

〔衛生部長（中山英郎君）登壇〕

○衛生部長（中山英郎君） 公害対策に関するお答えを申し上げます。

第一番に、現体制下における公害対策課の事務室、人員設備について充実する考えはないかということでございますが、現在、事務室は御承知のとおり別館に衛生課と離れて狭苦しいところであります。狭隘ということは、事実でございます。人員は、課長以下六名でございます。そういう状況で、この事務的な意見並びに要請をいたしましては毎年度関係のほうへ要請はしておりますが、人員につきましては、本年一名の、去年発足いたしましたして、一名増員されております。来年度につきましては、一つの考えは持っておりますが、これは新体制下において決定せられると思っております。ただ事務当局のわれわれといたしましては、現下の情勢で、趨勢といたしましては従前大気汚染を主として扱ってきた窓口の改正から、別派行動として市の総体的な機構は別といたしまして、公害の窓口を主たる処理

を受け付けんならぬということで、次の一つの大きな目標といたしましては、水質の問題についての窓口に当たらないければならないことを考えております。したがって、その方面の専門者あたりも必要であろうというふうに考えております。その範囲、それから付属委員会の性格につきましては、いろいろ議論中でございますが、それらにつきましては、新政策に伴いますので、私どもといたしましては、新市長が決まったあかつきにおいて御決定をお願いしたい、こういうふうに考えております。

それから、いま教育長からお話ございましたが、空気清浄器の配置と改善策についての考え方でございますが、これは御承知のように前年度におきまして、現在、九十二個の清浄器を教育委員会に委託して学校に配置しておりますが、これは、市販のものを早急に導入したと。また、一、二回のテストをやっておりますが、配置条件その他においてまだ不十分だという考えを持っております。そして、先般、九月の市会におきまして御決議いただきました追加の清浄器の取り扱いにつきましては、対策課長が主として中心になりまして既設の清浄器の、一般向きの清浄器よりさらに助言並びに調査を進めまして、現在時点では一応四日市の作った規格、

〔議長退席、副議長着席〕

たとえば活性炭の量、あるいは風量といったもので、四日市向けの、また完成ではございませぬが四日市現在時点における四日市向けの、この半年間の検証をもととして市販のものより変わったものの一つの規格の基準を作って、そして発注するという方法でいま調達と打ち合わせております。まあこの時点といたしましては、従前のものよりも進歩するというふうに考えておりますが、こういうものは絶えず進展しております。特に私どもがいろいろメーカーから直接、あるいは間接に聴取いたしておる段階におきましては、メーカー自体でも各自の六社で改善の跡が、調査が相当進んでいるように考えます。

来年度につきましては、冒頭に申し上げましたように、新政策のところで御裁断を得て処理をいたしたいというふうに考えております。ただここでは、空気清浄器の質そのものの体質改善は、具体案は本年にも進められるというふうに御了承願いたいと思います。

それから、第三の各事業場の対策事業の進捗状況ということでございますが、本年度におきましては一番大きな対策、現在時点までに取りられた対策関係では、大気汚染関係につきましては、拡散効果をねらうところの煙突の高さの工事というところでございます。これは、御承知のとおり三重火力発電所がこの九月に百二十メートルの煙突が完成しております。その後、来年度におきましては、さらにもう一本のものをかさ上げするというふうに聞いております。次いで昭石におきましては、集中プラントは当初から百メートルの煙突、それから集中プラント以外の、前の設備では従前四十五メートルの煙突の三本を一本化にして、これが十一月の下旬に完成いたしております。

そういった拡散効果の煙突のかさ上げということが、一番大きな工事でございます。それと、これは非常に語弊があるかもしれませんが、一番目に見え、また立地の状況から非常に一番関心の的となっております石原産業のチタンホワイトの煙につきましては、先般の議会でも申し上げたと思いますが、会社自体におきましては開発銀行の融資を得て、テスト・プラントといたしまして新方式でグラスウールを使った装置を現実につけられ、五月以降稼働しておりますが、やはり芳しくないということで、この秋に至りましてその方法と、それから第一回目に取られました方法を混用して、これを来年の雨期までに、一号二号三号四号とございますが、やりたい。総工費は五億円の予定ということで、これは市長、知事の答申、開発銀行に対する副申もすでに開発銀行に出されておるといふような段階で、融資次第着工されるということでございます。

その他、こまかいことにつきましては、主として各事業所内の管理体制の強化、特に

#### 〔副議長退席、議長着席〕

保安設備の増強ということがこまかく上っておりますが、大きく目立った点は以上のごとくでございますが、そのほかには水質保全関係につきましては、構想といたしまして雨池の地区に公害事業防止団の手による共同処理という構想が打ち出され、また、県・市合同の委託による立地センターへの委託調査が十月末レポートされてまいりましたが、これにつきましては、事業団ではやるという腹を決めておりますが、一つの行政上の問題といたしまして中央における水質基準審議会ということで、四日市に対する水質基準の決定がおりますので、この水質基準の決定と、この装置の可能性ということについていま盛んにいまの段階でも中央で、通産・厚生及び経済企画庁で討議中でございますので、少しおけるといふ見通しを立てております。

そのほか、一応市といたしましては、各事業場が、特に重点といたしましては、各事業場発生源対策を重点と、大気汚染については是とすることを感じておりまして、公害事業防止団単独による融資方策並びに開発銀行の融資の増大といったことに陳情なり、あるいは現地にまいられたときの説明ということで努力はしておりますが、設備の設計、それから規模、融資の実施という三点がからみ合いました計画がおくれがちであるということになっております。それから、風洞実験の調査につきましては、担当部門の企画部門から御報告申し上げたいと思います。

それから、第五の市条例の制定並びにその特に臭気に対することに対しての考え方ということが御質問にございましたが、ひっくり返るめて公害の市条例ということでございますが、大きく分けまして大気汚染、あるいは水質保全、あるいは騒音、震動というふうに分かれておりますが、御質問の意味はそれらをひっくり返るめた意味だと解しますが、現時点におきましてこの六月の議会だと思いましたが、市の方針といたしましては、県と打ち合わせて、県が尾鷲その他、あるいは上野というふうな関係がございますので、県条例でいきたいという考えも、いまも続けております

が、この具体案につきましては、意見の調整が相当ひまどっております。

もう一つの大きな点がくすぼっとる証拠は、いま中央におきまして公害審議会令というものができまして、中央にかける公害基本法その他をいま委員が十月決定いたしましたして審議中でございますので、基本的な法理論及び設定基準といったものは、特に企業体の責任、あるいは自治体の責任、あるいは防衛助成ということについては、その状況もにらみ合わせたいということで、いま監視中というのが実情でございますが、私どもの考え方といたしましては、それがいかなる形で出ようとも、その間を法的に強制されるものはやはりそういった基本法にたよるべきであり、またそれが望ましいということは割り切っておりますが、その間をどうするかということにつきましても、県ともいろいろ数回にわたり意見調整しておりますが、現在時点におきましては、環境保全という見地から行政運営によって実施したいと、で、たとえば大気汚染下のばい煙防止法による、二十一条による緊急勧告といったことも行政措置で事業所の協力要請、具体的にいえば重油の分の少ない、油の燃焼それから操業規制ということにつきまして各社の一応素案と段取を聴取しております、一応それを基準として実施するという行政処理をしております。

その他の騒音につきましては、環境保全ということから市といたしましては衛生課、あるいは公害対策課と共同歩調で現地調査、あるいは現地要請という形で行政処理を二、三してまいりましたし、当分その線が続けたいと思いません。ただ、これはあくまで行政処理でございますので、力が弱いといううらみはございますが、現在時点における測定の方法、あるいは監視の行動、あるいは助成の裏づけといった問題で、非常に関連する問題が多いので、成文化した、また、一応科学的な根拠があり、他法令にひっかからぬ市条例というのは、まだ時期が至っていないというふうな心境でございます。

以上、終わります。

○議長（笠田七衛君） 市長公室長。

〔市長公室長（谷沢文男君）登壇〕

○市長公室長（谷沢文男君） 立地センターに委託しておりました風洞実験の調査の結果について、今日までの状況を御報告申し上げます。

先の議会でも御説明いたしましたように、たいへん報告がおくれていることはまことに申しわけありません。この点については、先の議会でも御説明いたしましたように、一つは午起については、県・市で委託をいたしましたのでございますが、塩浜地区風洞は通産のほうで委託されました、その結果が相当おくれまいておりました。それで、その解析が十分にいかないと。それで、われわれ県・市で委託いたしました午起風洞の局地風についてはようやく出てまいりましたが、しかし、何分にも広域汚染の相重汚染という問題を考える場合、塩浜風洞が出ないでは十分なる結果ともいられない、先般、十一月の中旬に局地的な報告はなされたのでありますが、われわれは目的とする全体の関係、相関関係をよく調査したいということで、さらに十分なる調査報告書を要求いたしました、現在その資料収集に努力をいたしておる段階でございます、できうれば年内に報告をもらい、そうして御報告をさせていただきます、こういうように努力を続けておりますので、いましばらく御了承を賜りたいと思っております。

○議長（笠田七衛君） 病院事務長。

〔病院事務長（波部一臣君）登壇〕

○病院事務長（波部一臣君） 病院の給食についての御質問にお答えいたします。

病院給食は、入院患者にとりましては医薬と同様に、あるいは特別食を必要とする患者にとりましては、それ以上大切なこととございまして、したがって、予算といたしましては一日に百四十七円、三食でございます。最近、

物価の値上りによりまして実質的には百五十五円でございます。季節によりまして材料を選択して栄養価を十分考慮した必要十分なカロリーを摂取できるように十分吟味してまいっております。毎日、一般食特別食合わせまして約一千食以上の食事をいたしております。

残菜の少ないように心がけて、担当の医師の指導のもとに栄養士二名が協力いたしまして献立をそれぞれ研究いたしまして、内容的にも十分考えて実施しております。

いずれにいたしましても、患者のことですから気分の悪い患者、あるいは苦痛を伴う患者などもございまして、病院当局といたしましては、なるべく医療上必要な食事は全部消化していただきたいというような気持ちでおりますけれども、なかなかそういう気持ちのようになりませんで、まことに遺憾なことではございますけれども、たしかに毎日残菜が発生しておる次第でございます。その量は、日によってもちろんさまざまでございますけれども、大体二斗入りのバケツに八分目ほどのものが六、七杯というところが残菜の量のように聞いております。

以上でございます。

○議長（笠田七衛君） 大島議員。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 いろいろなとお答えいただきましたが、才一間の備用費でございますが、中学、あるいは小学校ともにはほとんど同じ金額でございますが、この体力の成長、あるいはその他を考えても、当然一人百三十円、あるいは管理費等においては百三十円、あるいは教育振興については約九十円というようなことではですね、現在の状況といましてはるかに少ないのではないかと。千葉市の例をとりましたも相当の費用を投じて、そしてりっぱな人、さらにこの公害地にあるわが四日市においても、そういう体育の面においても相当力を入れ、いろんなことをして最善

を尽しても予算の配置をしなければならぬわけでありまして、前会の議会におきましても塩浜小学校の例をとります。して小学校六年生の肺機能が三年生にも劣るといふくらい現在の生徒の状況でございます。いろんなこと、給食、あるいはこの体育の面、あるいは施設等の面を考えても当然まだまだこれを、備用費をふやしていくべきが本当ではなからうかと、このように考えておるわけでありまして、ただ、先ほど質問いたしました一人当たり幾らに対して来年度はさらに増加する気持ちはあるかということについては、お答えがなかったわけでありまして、その増額するかないかという点についてお答えを願いたいわけでございます。

それから、先ほどの校舎の建築等の問題でございますが、中部中学の体育館の点についてはお答えがなかったわけでございますけれども、いままでの例を見ましてもその監督の責任ということについて非常にあいまいな点が多いわけでございますが、これらの、たとえば、中部中学校の体育館が雨が漏れたということについてのその監督の責任をどのように指導なされ、また、今後どのような対策を講じてこういふものをなくしていくかという点についてお伺いしたかったわけでありまして、その点についてさらにお答えを願いたい。監督の責任の問題についてお伺いしたいわけでございます。

それから、公害の問題でございますが、ある都市においては現在まで工場の操業がはじまってなくてもそれぞれ専門の、あるいは工業面、あるいは水質面、あるいは空気等の面を専門の人を集めた公害対策課というものができているとございますが、それでも現在七人いるとございまして、そういう観点から考えてもわが四日市においては、はるかに人員が足りない、こんどの新市長によって決定されるといわれておりますが、さらにそれを強行なされて実現ができるように、この点については要望をしておきたいと思っております。

それから、約一週間ぐらい前に会ったわけでございますが、小川新造さんという人でございますけれども、公害の

病気にあって現在会社を休んでいるそうでございますが、子供を連れて秋田に行つて約二十日間休んできたそうでございますが、そのときはよくなっておつたと、また、四日市にきてこのようにせきが出るし、マスクをしているというところでございます。こういう観点に立って、いくら市がいろいろ清浄器をつくり、予算化し、いろんなものをつくっても、公害の発生源を止めなければならぬわけでございますので、ある会社の課長等に聞きましたも、約八〇％は防止可能であると、このような声も聞いております。今日におきましては、八〇％どころでなく、さらに計画がおくれているという実情、この点について市当局としましては、八〇％どころでなく、さらに計画がおくれているだけであるというようなことを漏らされたわけでありますが、感じてはいるだけでなくて、実際に市長が現在いてもいなくても特にこの線については、強硬にしていかなければならないであろう、このように思うわけでございます。

したがいまして、県の条例をまつということではなくて、早急に市単独の条例をつくつて、それが即県の条例であるという考え方にまでもっていかなければ、実際にわれわれが住んでいるこの市民の苦情というものを県自体の人たちがなかなか理解できないであろう、このように思うわけでございます。したがいまして、まだその市単独の条例をつくる時期に至っていないとおことは得たわけでございますが、これだけわれわれ市民が苦しんでいる今日においてまだそれをつくつていく時期ではないというふうなことであればですね、これは重大問題であろうと、このように思つておるわけでございます。

したがいまして、それぞれの立場の方々に集まっていたら、早期、市条例を作成すべきである、この点について助役のほうからお答えを願いたいと思ひます。

それから、工業立地センターのことについての話がございましたが、話に聞きますと、その中にいろいろ都市改造等の問題も相当重要視されてくるわけでございますが、現在においては御承知のように塩浜の中学、あるいは三島の小学校、塩浜の小学校等、その他午起方面の小学校においてもそういうわけでございますが、特に塩浜中学の場合においては、今日の寒さにおいても相当身振りしているというのが現状でございます。また、階段を上つていってみやな音を聞くような、あるいは廊下がぶかぶかしているとか、そういう実情でございます。いろんな話を聞きますとその学校の話は一時取り消しのようなふうなことが市民の中に流れているようでございます。相当不安に思っている市民もたくさんございますが、その塩浜の中学の移転の問題について何回もこの議場でお尋ねをするわけでございますが、実際どのようなようにして早期解決をしていくかという点について、責任のあるお答えを願ひしたい、このように思ひます。

それから、才三問のほうの給食の件でございますが、先ほど事務長からお答えになりましたが、非常に医師と調理士の間でいろいろ打ち合わせをやっているというふうには聞いておりますけれども、いまお答えがあつたわけでありませんが、実際に机上の面だけの打ち合わせではなからうかと、このように考えるわけでございます。相当の内部の方々から聞きますと、さらに研究すればそのような大きな金額が全部、全部というわけではございませんが、一部残食としていろんなところに処置されているわけでございますので、これを何とかすれば省けるということも聞いております。この点について、さらに、事務長も当然でございますが、助役のほうからもその点くれぐれも残食の残らないような給食の体制をとっていくべきであらうと、このように思ひますので、助役のほうからもその点をよろしくお願ひしたいと、この点を要望しておきます。

さらに、この処置の問題でございますが、この残食の処置は、無料であげているのかどうか、この点について一言お答えを願ひたい、このように思ひます。

○議長(笠田七衛君) 岩野助役。

〔市長職務代理者助役(岩野見齊君)登壇〕

○市長職務代理者助役(岩野見齊君) お答えいたします。

才一点の来年度の学校需用費を増額するかしないかという問題でございますが、この点につきましては、現在の四日市市の学校の需用費は決して十分とは考えておられないのでございますが、財政需用額、あるいは市の財政、あるいはまた十カ年計画に伴う建設費、こういったものを総合的に考えました場合、十分とはいえないけれども、まずまずがまんしていただく程度の需用費ではないかと、私は考えております。しかし、こうした需用費は、私も決して十分とは考えておりませんので、できるだけ財政事情が許せばもう少しふやしたいと、かように考えておりますが、それと同時に学校の経営面、あるいは運営面におきましてもさらに検討していただきまして、冗費を省き、有効な、効率的な運営をしていただく余地もあることと、かように考えますので、新予算の編成に当たりましては、十分検討したいと、かように考えております。

それから、学校建築において雨漏りその他不十分な点があるというような御指摘でございました。ただいま建設部長が出張しておりますので、かわって私から答弁いたしますが、このことにつきましては、その原因を十分追及いたしますとともに、どんな監督をやっておったか、また竣工検査ともに手抜きはなかったか、こういうような点を十分追及いたしまして、将来かようなことのないように注意していきたいと、かように考えます。

次に、公害条例のことでございますが、こうした一般的な公害を防止するための何らかの措置が必要なることは十分認識しており、何らかの処置を取りたい、かように考えておりますけれども、市の条例をつくりまして以上、これが他の法律なり条規に抵触しないか、あるいは矛盾しないか、こういった点も非常に細密な調査と検討を必要といたしま

すのと、また、条例をつくる以上は実効のあるものをつくらなければならないと、かような見地から、条例にするかあるいは行政上の指導要綱といったようなものを考えるか、こういった点についていま検討しておりますので、このことにつきましては、前向きな姿勢をもちまして、御趣旨に沿った検討を進めたい、かように考えております。

○議長(笠田七衛君) 病院事務長。

〔病院事務長(波部一臣君)登壇〕

○病院事務長(波部一臣君) お答えいたします。

当病院といたしましては、某養豚業者に依頼いたしまして無償で引き取っていただいております。条件といたしましては、残菜食器の保存を確保してもらうということ、それから、病棟内十カ所で余りものを集めていただくということ。それから、従来、一回でございましたが、夜の分はほうりますとゴキブリがどうしても発生するというような意味から、朝夕二回引き取りに來ていただいておりますというふうな、そういう状況でもちまして無償で依頼しておりますのでございます。

○議長(笠田七衛君) 岩野助役。

〔市長職務代理者助役(岩野見齊君)登壇〕

○市長職務代理者助役(岩野見齊君) 一つ落しましたが、塩浜中学校の問題につきましては、都市改造、また、児童生徒の保健上の立場、地元の御意見、こういった点が非常に錯綜して複雑な状態になっておりますので、非常に遅延して心苦しいと思っておりますので、いましばらく時日をお貸し願いたいと、かように考えます。

○議長(笠田七衛君) 大島議員。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 ほぼ了解できたわけでございますが、特に需用費等、あるいはその他の面について各先生方というろ懇談なされて、そして実際問題だけその学校に対して必要なかと、いろいろこまかい点まで御相談なされた上で、さらにひとつ増額の点を考慮されていかれますように要望したいと思えます。

塩浜の学校のいまの件もございましたが、いろいろと市の状況も聞いたわけでございますけれども、それを毎日通学しておる児童、生徒、あるいはその父兄等も、もう市のほうではどうしようもないと、何とかこれの抜本策をわれわれが考えて、そしてやらなければならぬと。いまのような進展の状況では全く困るといふ市民のたくさんお声を聞いております。一日も早くこの点について早期解決をして、そしていただきたいと、このように思うわけでございます。

あといろいろと申し上げたいわけでございますが、のちに酒井議員の関連質問もあろうと思えますので、私の質問は以上で終わりたいと思えます。

○議長(笠田七衛君) 本日はこの程度にとどめ、残りの方は明日にお願いすることにいたします。

明日は、午前十時に会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後四時二十分散会

昭和四十年十二月十八日

四日市市議会定例会会議録(第三号)

四日市市議会

昭和四十年 四日市市議會定例会會議錄 才三號

米 田 好 兼速記

昭和四十年十二月十八日(土曜日)

○議事日程 才三號

昭和四十年十二月十八日(土)午前十時開議

才一 一般質問

才二 議案才一〇〇号 昭和四十年年度四日市市一般會計補正予算(才三号)……………質疑……………委員会付託

才三 議案才一〇一号 昭和四十年年度四日市市競輪事業特別會計補正予算(才一号)……………

才四 議案才一〇二号 昭和四十年年度四日市市と畜場食肉市場特別會計補正予算(才一号)……………

才五 議案才一〇三号 昭和四十年年度四日市市公共下水道特別會計補正予算(才二号)……………

才六 議案才一〇四号 昭和四十年年度四日市市立四日市病院事業會計才二回補正予算……………

才七 議案才一〇五号 昭和四十年年度四日市市水道事業會計才二回補正予算……………

才八	議案才一〇六号	四日市市特別職報酬等審議会条例の制定について……………	質疑……………	委員会付託
才九	議案才一〇七号	四日市市火災予防条例の一部改正について……………	〃……………	〃……………
才一〇	議案才一〇八号	町の区域及び名称の変更について……………	〃……………	〃……………
才一一	議案才一〇九号	字の区域の変更について……………	〃……………	〃……………
才一二	議案才一一〇号	字の区域の変更について……………	〃……………	〃……………
才一三	議案才一一一号	市道路線認定について……………	〃……………	〃……………
才一四	議案才一二二号	昭和四十年四日市市一般会計決算並びに各特別会	計等決算認定について……………	質疑……………特別委員会設置……………委員会付託
才一五	議案才一二三号	四日市市職員給与条例等の一部改正について……………	議案上程……………	議案説明……………質疑……………委員会付託
才一六	議案才一二四号	昭和四十年十二月十五日に在職する職員に支	給する期末手当の特例に関する条例の制定に	ついて……………
才一七	議案才一二五号	四日市市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助	料支給条例の一部改正について……………	〃……………
才一八	議案才一二六号	四日市市国民健康保険条例の一部改正につい	て……………	〃……………
才一九	議案才一二七号	四日市市港管理組合の設立について……………	〃……………	〃……………
才二〇	議案才一二八号	四日市市港開発事業団の設立について……………	〃……………	〃……………

才二一 議案才一二九号 四日市市港の港湾管理者の設立について…………… 議案上程…………… 議案説明…………… 質疑…………… 委員会付託

○本日の会議に付した事件  
才一 一般質問

才二	議案才一〇〇号	昭和四十年四日市市一般会計補正予算(才三号)
才三	議案才一〇一号	昭和四十年四日市市競輪事業特別会計補正予算(才一号)
才四	議案才一〇二号	昭和四十年四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算(才一号)
才五	議案才一〇三号	昭和四十年四日市市公共下水道特別会計補正予算(才二号)
才六	議案才一〇四号	昭和四十年四日市市立四日市市病院事業会計才二回補正予算
才七	議案才一〇五号	昭和四十年四日市市水道事業会計才二回補正予算
才八	議案才一〇六号	四日市市特別職報酬等審議会条例の制定について
才九	議案才一〇七号	四日市市火災予防条例の一部改正について
才一〇	議案才一〇八号	町の区域及び名称の変更について
才一一	議案才一〇九号	字の区域の変更について
才一二	議案才一一〇号	字の区域の変更について
才一三	議案才一一一号	市道路線認定について
才一四	議案才一二二号	昭和三十九年度四日市市一般会計決算並びに各特別会計等決算認定について
才一五	議案才一二三号	四日市市職員給与条例等の一部改正について

才一六 議案才一一四号 昭和四十年十二月十五日に在職する職員に支給する期末手当の特例に関する条例の制定に  
ついて

才一七 議案才一一五号 四日市市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料支給条例の一部改正について

才一八 議案才一一六号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について

才一九 議案才一一七号 四日市港管理組合の設立について

才二〇 議案才一一八号 四日市港開発事業団の設立について

才二一 議案才一一九号 四日市港の港湾管理者の設立について

○出席議員(三十三名)

酒井昌一 北村与市 錦安吉 藤谷祐一 安垣勇 坪井妙子 岩田久雄 喜多野等 前川辰男

志積政一 伊藤太郎 鈴木次君 宮崎春吉 坂上長十郎 中島忠勝 日比義平 荒木武治 矢田繁一郎 伊藤泰一 須藤総太郎 大島武雄 前川宗雄 加藤定男 山中忠一 高山伊祐 笠田七衛 服部昌弘

○欠席議員(三名)

○議案説明のため出席した者

橋 谷 訓 味 山 増  
 詰 口 覇 岡 本 山  
 興 專 也 一 栄 英  
 隆 九 男 郎 一 一  
 君 君 君 君 君 君

野 貞 利 田 波  
 崎 真 一 郎 部  
 芳 郎 郎 太  
 君 君 君 君 君

市長職務代理者 岩 野 見 齊 君  
 助 役 庄 司 良 一 君  
 収 入 役 川 崎 祐 男 君  
 市長公室長 谷 沢 文 男 君  
 総務部長 平 井 清 三 君

税務部長 三 輪 喜 代 司 君  
 産 業 部 長 芝 田 敬 太 郎 君  
 厚 生 部 長 山 本 軍 一 君  
 衛 生 部 長 中 山 英 郎 君  
 土 木 部 長 城 井 義 夫 君  
 建 設 部 長 園 浦 和 己 君  
 副 収 入 役 村 木 喜 代 次 君

教育委員長 杉 浦 西 太 郎 君  
 教 育 長 栗 林 武 男 君

市立四日市病院 事務長 渡 部 一 臣 君

水道局長 山 本 文 雄 君  
 次 長 滝 本 伝 之 助 君  
 技 術 部 長 加 藤 弘 君

消防長 竹内鉄雄君  
監査委員 二宮力君

○市議会事務局

事務局長 菊地英也君  
次長 岩谷剛君  
議事係長 小坂靖君  
主事 佐藤正俊君  
主事 芳野孝君

午前十時五分開議

○議長(笠田七衛君) ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の出席議員は、二十一名であります。

本日の議事につきましては、議事日程才三号により取り進めたいと思っておりますから、よろしくお願いいたします。

なお、議事説明者に代表監査委員を追加し、教育委員長は公務のため午前中欠席いたしますから、御了承をお願いいたします。

日程才一 一般質問

○議長(笠田七衛君) 日程才一、一般質問を昨日に引き続き行ないます。(「議長」と呼ぶ者あり)

酒井議員。

〔酒井昌一君登壇〕

○酒井昌一君 昨日、大船議員の質問に対して、関連質問をさせていただきます。

最初に申し上げたいことは、これは理事者の方に申し上げたいのですが、ある同僚議員から、公明党はあまり質問が小さすぎる、もっと大きいことをいえという御注意を受けました。けれども、同僚議員が大きいことばかりいうので、私たちはこまかいことをあえていうわけですから、ひとつその点、理事者の方においては御了承願いたい、こういうわけでございます。(「わかったぞ」と呼ぶ者あり)

最初に、学校給食でございますが、教育委員会の方に申し上げたいことは、もう少しPTAの会費が安くならないか。というのは、PTAの会費があまりにも生活費を荷かしてきた、こういうことでございます。この点について一言、質問を申し上げたいと思います。

それから、市立病院の件でございますが、理事者にお尋ねしたいことは、一日にどれくらいの患者に対して給食がなされておるのか。主食はどのくらいか、それをまずお尋ねしたいわけです。

以上、二つの点について御返答願いたいと思います。

○議長(笠田七衛君) 教育長。

〔教育長(栗林武男君)登壇〕

○教育長(栗林武男君) PTAの会費がだんだんとかささんでまいって生活費を荷かすのではないか、というような

御質問でございますが、現在、PTAの会費が月額にいたしまして百円から、各学校によって相違がございますが、百五十円程度のものように考えておりますので、年額にして百五十円としましても千八百円程度のものでありますので、生活費を脅かすというほどにしているかどうかということにつきましては、いろいろ考え方があるかと存じますが、それほど、生活を圧迫するほどの徴収の金額にはなっていないというような考えを持っております。

ただ、先般も申しましたように、公費でまかなう分につきましては、当然これはPTAから支出すべきものではなくしてPTA本来の活動のためには使わなければならないから、そういう意味において、今後そういう面があれば、PTAの会費というのは減額していくように、ことに本年度におきましては、学校需用費が八百万ほど増額になっておりますので、月額にしてみてもございまして、十円程度の減額をするように各学校に校長を通じて指導をいたしております。そういう実情でございますので、御了承願いたいと思います。

○議長（笠田七衛君） 病院事務長。

〔病院事務長（渡部一臣君）登壇〕

○病院事務長（渡部一臣君） 主食と副食とどういう割合になっているか、という御質問のようでございますが、診療報酬で定められました一日の給食費といえますのは、二百八十円でございます。そのうち患者の給食が五二・五％、給食消耗品費が〇・〇七％、人件費が三二・五％、その他光熱水費一四・九三％、こういう比率でございまして、それが昨日申し上げましたところの百四十七円に相なるわけでございまして、主食と副食の割合につきましては、ちよっと記憶しておりませんので、お許しいただきたいと思っております。

○議長（笠田七衛君） 酒井議員。

〔酒井昌一君登壇〕

○酒井昌一君 私のお尋ねなところは、一日に何人ぐらいの平均給食があるか、ということであって、金額ではないわけです。一日二百人か三百人か四百人か、おそらく月平均どのくらいかということが出ておると思いますが、人数と一人に対して主食どれだけか。たとえば、一人一合なら二百五十人で二斗五升、そういうふうなことをお尋ねしたいわけですが、その給食する患者の人数、それをひとつお聞かせ願いたいわけです。

○議長（笠田七衛君） 病院事務長。

〔病院事務長（渡部一臣君）登壇〕

○病院事務長（渡部一臣君） 一般食で、これは先月の調査でございますが、一般食六百二十六食、特別食百六十二食、そういうぐあいになっております。

○議長（笠田七衛君） 酒井議員。

〔酒井昌一君登壇〕

○酒井昌一君 大体一日延べ七百五十人ということになりますと、一人一合として七斗五升の米がある。とすればきのう、残菜が二斗かんに八分目で六、七はというお返事があったわけですが、これを主食半斗の半分で一斗、一斗の六はいですから、約三斗残るということになる。そうしますと、七斗五升のうちから三斗残ると。あまりにも残菜が大きすぎるやないかという結論に達するわけなんです、この点をひとつ御説明を願いたい、こう思うわけでございます。

○議長（笠田七衛君） 病院事務長。

〔病院事務長（渡部一臣君）登壇〕

○病院事務長（渡部一臣君） ただいま病人食についての御質問でございましたので、そう申し上げましたが、病院と

いたしましては、それ以外に職員が百二十二食、付き添いが七十二食、生徒が六十食、合計一千四十二食やっております。したがって、七百八十加える三百食ということになってございまして、昨日申し上げましたところの量は浮動なものでございまして、いつもそのような量があるというわけではございませんので、その点ひとつ御了承いただきたいと思ひます。(酒井昌一君「平均どのくらい」と呼ぶ)平均ですか。平均はきのう申し上げたように、二斗のパケツに八分目程度のものが五、六ばい程度です。それはお米ばかりでなくて、いろんなものが含まれておるわけでございます、もちろん水けのものもたくさん含まれておりまして、米ばかりではございません。

○議長(笠田七衛君) 酒井議員。

〔酒井昌一君登壇〕

○酒井昌一君 ます千四十二名が一合として一石。一石のうちでいまの残菜となりますと、きのうの御返事から少し減ったわけなんです、きのうの七、八はいがきようは六、七はいになっておる。だから、二斗かんの八分目でまず五はいとしても、二斗かんの八分目を半分としても一斗、一斗が五はいですから五斗。主食が五斗残るということになる。一石の米をたいて毎日五斗の残飯が残るということが、だいぶ矛盾するのではないかとことを思ったわけなんです、その点についてお答え願いたいわけです。

それから、主食以外にたくさんのものがあるとおっしゃいますけれども、非常に四日市病院のおかずはおいしいので、ほとんど召し上がるそうです。そうすると、残るのは米だということになっていく。ということになるのと、それから、夜おそくはうどん屋さんか四日市市立病院に相当出入りをされる。うどん屋の出前持ちがうどんを持ってということになれば、足りないところもあるんじゃないかということも考えるし、余るところは非常に余るし、足りないところはまた非常に足りない。ということになれば、病院の行政についてももう少しお考え願わなければいけない

んじゃないかと、こう思うわけなんです、事務長はどういうふうに考えていらっしゃるか、お返事を願いたいわけです。

さっきの千四十二名に対する給食に対して残菜がこれだけだと、その数量の矛盾です。いまおっしゃったことなれば、半分が残飯として残るわけです。一石たいめしが五斗残るわけです。あまりにも大きすぎるのではないかと、いうことを思うのですが、その点どうか、ひとつお答え願いたいと思ひます。(「米ばかりじゃないぞ、めしは」と呼ぶ者あり)

○議長(笠田七衛君) 病院事務長。

〔病院事務長(渡部一臣君)登壇〕

○病院事務長(渡部一臣君) お答えいたします。

残菜の大部分がお米であると、われわれはそれは解釈しておりませんので、やはり特別食なんかにつきましては、かなり魚類が多く、そういうようなものを含めて、あるいは何もかもまとめての給でございまして、それが全部米であるとは決して申し上げておりませんので、そういう計算にはならないと思ひます。私の知っております範囲では、先ほど米申し上げたとおりのように記憶しております。

○議長(笠田七衛君) 酒井議員。

〔酒井昌一君登壇〕

○酒井昌一君 いろいろ申し上げましたけれども、決してそのことに対して責任をとれとかそういう意味で申し上げたのではなくして、もっと研究をしてやっていたらだいたいと思うわけでございます。その過程として数量の矛盾を申し上げたわけであって、どうか今後、病院行政に限らずすべてのことについて、理事者の方をもっと合理的に

お願いしたい、そう思うわけでございます。政治は大衆のために行なわなければならないという簡単なことはわれわれ知っておっても、そのことを具体的にどう生かしていくか、そのことに非常に努力が足りないということを私も痛感するわけでございますが、われわれ同僚議員もがんばって一生懸命やっさいこう、そういう気概でおりますので、

この前のような、平田市長の葬儀のときのように議員を監視するような行動をとられたり、あるいはずさんな事務、あるいはずさんな計画、あるいはずさんないろいろなプランなどを立てられないように、ひとつ四日市病院を通じて理事者の方々に私が申し上げたいのはそのことでございますが、どうか今後、年末から年始にかけてむだな金使いをする季節でもございますので、その点、税金というものは御存じのように血税でありますゆえに、ひとつその点をよく御了承されて善処していただきたい。そのことについて、一つの四日市病院を取り上げて申し上げたわけでございますから、よろしくお願いをいたします。

以上で、関連質問を打ち切ります。

○議長（笠田七衛君） 加藤議員。

〔加藤定男君登壇〕

○加藤定男君 公友会の質疑に入る前に一語お許しをいただきたいと思ひます。

今回の一般会計補正予算は、偉大なる故平田市長の最後の予算でありまして、本会議にはこの壇上よりいつも元気なお姿をもって、われわれの質問に対しお答えになったお姿を、本日は拝見できないことは、まことに胸せまり残念に思ふ次第でございます。その思いを心に持ちながら、御冥福を祈りつつ、私が通告いたしました三点についてお尋ねをいたします。

通告のオ一点は、土木行政、特に道路政策についてでございます。

本市は、工業都市として全国にも認められ、また自他ともに認めるところでございますが、本市のこの上の発展と住みよい町づくりという市民の生活に最も直結する問題は何であるかと。私は、基本的政策についていろいろ御質問いたしたいわけでございます。

オ一は都市計画、次に道路政策が最も本市の発展と住民の生活に直結した問題であることは、私が言を申すまでもございませぬ。そこで、当四日市の道路政策を考えますと、現在の四日市の経済は行き詰まり、また、市民生活は大きな重大案件をかかえた最も悪い環境にある今日でございます。かような時点から申しまして道路政策で今年次計画がなされておられない点が多々あると思ひます。かような見地から、道路政策に対して二、三質問をいたしたいと存するわけでございます。

四日市の町をながめましても、道路は戦災復興によって行き詰まり、また形の変った町づくりができ、これ以上四日市の住みよい美しい町づくりというようなことは、われわれとして、市民として全く考えることのできない現状でございます。一例をあげますれば、五十メートル道路の南北の延長、これを千才町の西部に延ばす計画、また、橋北においては、名四国道より西部にまたがる海蔵川の北へ通る計画路線、考えますれば数限りない行き詰まりの道路ができております。かようなことでは、市民生活がよりよくなるということもなく、また四日市の発展が期せられることはとうていないと、私は深く悩むものでございます。いかに政策がとうとうと叫ばれても、やはり内政において充実したきめのこまかい、かつそれは四日市の発展、市民生活に直結する政策がとられなければならぬと思ひます。かような見地から、土木部長は、今後道路政策に対してどういう年次計画を立て、そういうことを推し進めたという意図があるかないか、お尋ねをいたします。

通告のオ二点でございますが、これは、昨日も大島議員が御質問になりましたが、私は角度を大きくもっていきま

して、ただいま酒井議員のおっしゃったように、ごまかいことは公明党へまかせと、こういうようなおことばに私は聞き取りましたが、四日市のいま重大な案件として、故平田市長が生命を賭して努力され、最も重大な案件として、その遺志を継いでわれわれが今後取り組む大きな問題は、公害防犯地区設定でございます。今日の時点において、国はどのようにとり進めておるか、これは、全国的なテストケースとして注目を浴びているこの問題。ひいては四日市市民が日々の生活、生命に及ぼす問題でございますが、今日の地方自治体では手のつけられない時期でございます。かようなことを叫ぶよりも直接国の扱いをもって一日も早くこの市政をするのが賢明であるがために、故市長は生命を賭して取り組んでおられたことは事実でございます。かような意味から三点だけの御説明を、概要だけでもよろしゅうございます。公害防止団体のその後の動き、都市改訂事業団の動き、また、都市計画協議会の進展状況、この三点を、今日の時点に立っての概要だけをお知らせ願いたいと思います。

才三点は、財政についてであります。これは毎年のことでございますが、繰り越し事業費が、一億以上の繰り越しがいつも予算に見られるわけでございますが、この問題は、私は、いろいろ理由があり、いろいろの形で繰り越されておることも六年間よくわかっておりますが、私の申さんとすることは、理事者各位は、国の予算がつかなかったから回すと、いろいろな件が毎年あるわけでございます。なるほど課長が上京していろいろ陳情にあらがり、補助、起償をいただくのにたいへん努力をさせていただいておることは、私はよくわかるのでございます。しかし、国の政治というものは、やはり横のつながりがあるわけでございます。国会、県会、市会という政治的の活動がこれに伴わなくして、一課長がその補助金の問題で努力されるよりも、つながるものを十分に御活用願うことを私はお願いをしたいのでございます。そうして、繰り越し工事が一つでも年内に完成することは、四日市の発展と市民生活に直結するものであると私は深く信ずるものでございますので、この問題は強く理事者に要望をし、今後の配慮を願いたいと思うわけでございます。

また、不用額が本年は出とるようには御報告がございましたが、まことに喜ばしいことのようにも感じますが、予算に通じて考えたとき、最も財政通の岩野助役にしては、私は考えさせられることが多くあるのではないかと存ずるものでございます。どうか、四十一年度の予算におきましては、重点的にこういうものをなるべく少なく、財政通の岩野助役に、新しい市長とともにこの問題を、私の要望を必ず当初予算の上からあらわしていただきたいことを、これは要望にとどめたいと思います。

一点、二点について、土木部長また公害対策担当部長に御説明願ひ、要望にとどめたいとは思いますが、概要を明確にお答え願ひたいと存じます。

○課長(笠田七衛君) 土木部長。

〔土木部長(戒井義夫君)登壇〕

○土木部長(戒井義夫君) 才一問の土木行政、特に道路についての行政の計画、年次計画をしておるか、という問題に押懸いたしました。その中で、まず一例としておあげになりました問題を若干説明いたします。

五十メートルあるいは千才町・小生線、橋北の行き詰まり道路といった例を御指摘になりました。質問をいただいたわけでございますが、五十メートルのこの南の行き詰まり道路の問題でございますが、これと、それから橋北のほうに至りまして六間道路から北側の行き詰まりという問題でございます。こういった路線は金場・新正線ということで一応、現在慈善橋に着工しておるわけでございますが、慈善橋といたしましては、来年度約七、八千万円の予算をもちまして、一応、橋の形はできまして、舗装その他で若干残るのではないかと、こういう見通しを、一応建設省等の御意見を聞いて持っておる次第でございます。

そういった着工中の問題、懸案の問題が解決つきますと、遂次これを北、南にこの街路を延長したいというふう

考えておる次才でございます。ただ、両地区とも非常に密集地帯でございますので、この事業を遂行するためには、街路だけ用地買収方法をもってやるということも非常に困難でございますので、都市改造と申しますか、区画整理方法を併用せざるを得ないであろうという考え方を持っております。したがって、土木部都市計画といたしまして、幸いに西浦区画整理事業を軌道に乗せさせていただいた現今におきましては、今後の問題としてこういった五十メートル道路を貫通さすという一つの問題のもとに、両地区の区画整理を早急に検討いたしたいと考えておる次才でございます。今後よろしくお願いいたします。

次の千才町・小生線でございますが、この問題は、本年度をもちまして近鉄のかさ上げが終わりまして、あともう一つの大きな問題は、関西本線の上を越えるという問題が残っておる次才でございます。来年度からはこの事業に国の援助を得てかかりたいと考えておる次才でございます。

それから、橋北の六間道路の行き詰まりでございます。この六間道路は、現在、名四国道と一号線の重要な連絡道路になっておる次才でございますが、この連絡区間中においても、なお午起の踏み切り前後においては五メートル程度の狭巾が必要でございます。問題があるんでございますが、この点につきましては、将来の交通状況を考えますと、立体交差を考えておかなくてはいけないというふうに考えておる次才でございますが、こういった大きな事業につきましては、国の補助を仰いでやるという考え方が無理のない考え方のように存じますので、今後そういった検討をいたしたいと考えております。

そういった状況でございます。四日市の飛躍的な伸び、あるいは国の幹線道路が四日市を通過しておるといふ宿命的な問題を控えまして、四日市の交通状況は、他の同格都市に比べて非常に問題が多いんじゃないかと、こういう

ふうに感じております。そういった点につきまして、御指摘を受けましたように格段の努力と格段の計画性をもってこの問題に取り組まなくてはならないということ、われわれ痛感する次才でございます。幸い国の行なっております道路整備五カ年計画というのが、四十三年をもって一応終わるわけでございますが、新しい五カ年計画が四十三年を待たずに、来年度ごろから検討されるはずでございます。こういった線にもあわせて、十分御趣旨に沿うような検討をし、計画を立てたいと考えておる次才でございます。

道路問題について、以上お答えいたします。

○議長（笠田七衛君） 衛生部長。

〔衛生部長（中山英郎君）登壇〕

○衛生部長（中山英郎君） 公害関係の御質問のうち、担当しております事柄について御説明申し上げます。

御質問の要旨の國の手だてについて現在どういうことになっておるかということでございますが、広い意味の公害対策の現段階として、國の施策にまたなければならぬということが、一昨年来、非常に強調されてきたわけでございますが、國においても、ようやく國として取り上げる段階に至っております。

具体的に申しますならば、昨日も少し触れましたが、まず法的の問題につきましては、内閣に公害審議会令ができました。公害基本法を中心として、この公害基本法とそれから一般環境の保持と、公害事象のみならず水道、下水を含めた一般環境のあり方、基本的なものを審議するということが、十月に委員がきまり、専門部会で検討中でございます。その部会につきましても、専門委員の審議が行なわれておる最中でございます。ただし、そのタイミングといましては、下水、上水、一般環境よりも公害の基本研究を先議するということが流れておりますが、その見通しといたしましては、その結論は相当長期間になるのではないかと、私どもは見えております。

次に、立法的の問題はそうでございますが、現実の具体的な処理問題といたしましては、先ほどひとつ公害事業防止田のその後の動きはどうか、ということでございますが、これは、本年度財政投融资によって二十億の予算をもってこの十月一日に発足をさせた公害防除のための事業田でございますが、発足以来、十一月の中旬にその理事長及び総務部長その他理事が現地へまいりまして、県の説明及び市の説明及び現地を見てもらいました。その結果、現段階では、二十億のうち、大体拠点としては四日市とそれから千葉それから大阪というふうに本年度の二十億を使って、四日市分として約二億四、五千万円程度のものを本年度予定する。事業といたしましては、兩池地区に設定する羊毛工場それから石油の工場約十一社の共同排湯処理を二カ年計画で実施するということを事業として取り上げるといことが内定しております。これは、二カ年継続事業で、本年分としては土地の取得及び基本設計並びに基礎工事ということになっておりますが、来年度といたしましては、構想といたしましては百億の予算を要求する。この決定は、政府予算の成立時期に相なると思います。

そこで、特にこの公害事業防止田について、県・市ともに、特にうちの故市長が強調されたことは、公害事業防止田の融資の事業を行なうことになっておりますが、現行法令では個々の企業の防止対策につきましては、開発銀行の大企業につきましては開発銀行の融資ワケ、中小企業につきましては商工中金その他近代設備資金というふうなワケでやるということになっておりますが、公害事業防止田は共同の事業についてやる、こういうことになっております。それで、故市長が特に強調いたしましたことは、開発銀行の融資なり、あるいは中小企業の近代化資金は、ある程度公害防除施設に対しての投資を優先するといっておられるけれども、担保物の設定並びに生産性、償還性ということが金融の本来の性質からやかましい。実質は、そう自由にフリーに企業が希望する時期及び希望する金額に充当できないそれが現実である、こういうふうに説明いたしました。特に大気汚染に関する防除の共同設備ということが、ほとんど

と現在の技術では不可能である。したがって、個々の企業が個々のプラントについてやらざるを得ない。その点から公害事業防止田についても、ここで事業をやっても公害事業防止田抜きの公害防除という観点から、ゆるやかな査定でもって融資すべきであるということを非常に強調されて、特に私もその席におったわけでございますが、これは肝に銘じましたと、それで、これは現行法令を事業田の業務詳報書を出させるだけでは、市長あたしの政治的な力を出さしてほしいということ、この運動あたしを来年度の予算並びに、これは、所管といたしましては通産・厚生共管でございますが、実態につきましては、大蔵省あたしの認識を得て、個々の企業への融資も事業田が扱うようにやりたいということで、運動を展開し、現実には一体それならばどれだけの企業が希望しておるか、投資、施設を希望しておるかというのをとりまとめよということで、私どももまとめ、約現在十七億あたしのもを希望しておる。これらの具体的なものについてもいい方法を見出すということ、中央へ資料を提出いたしました。そういう方向に回っていくつあるというのが現状でございます。

それから、オ二番目に、それに関連いたしました。いまの時点で国の手で直接とり行なっている事柄は、本年度の施策といたしまして、運輸省関係の気象庁の観測所が高塚地区に設定いたしました。基礎工事は終わりました。中部地建の手で現在、庁舎を建設中で、本年度中に観測所ができるという段階になっております。これは情報程度でございますが、来年度の予算要求の一つの眼目といたしましては、当地の逆転層をつかみ、公害対策上、直接手を加える気象の手だてが必要であるということ、約七百五十万程度の予算要求でもって、気球による観測網の設定ということとその地点で行ないたい。これは新規事業でございますが行ないたい。これにつきましても運動を展開してくれたいという要請が中央から来ております。

その他、厚生・通産方面の関係におきましては、厚生関係では、特に住民検診、児童の検診の継続、それから観測

所の自動化の予算、そういうものが継続して要求されております。

それから、通産関係におきましては、主として直接当地へ手を下されるものはございませんが、金利あたしの引き下げを措置したいということが流れてきております。直接関係といたしましては、名古屋通産局に通産局管内を一丸とした公害の連絡協議会というものをことしの二月に結成されまして、通産行政として現行法令の手が及ばない問題について行政処理をするための協議機関といたしまして協議会がつけられて、当市といたしましては岩野助役が委員に出ておってもらいまして、現在までに三回ぐらいの会合がございますが、この場を通じましていろんな、現行法令上では自治体あたしの発言がないという隘路、特に公の場で、協議会の席上で、たとえば、工場立地の事前通告だとか、あるいは緊急措置の、通産局が直接握っております発電所への要請ルートとか、そういうことをその場所を通じて推進していく、こういうことになっております。

その他才二問の都市改造、都市計画につきましては、担当部のほうでお答えを願うことにいたします。

○議長（笠田七衛君） 市長公室長。

〔市長公室長（谷沢文男君）登壇〕

○市長公室長（谷沢文男君） 事業団の問題につきましては、ただいま衛生部長のほうから御答弁がありましたので私のほうからは都市改造及び現在進めております建設省中心の研究会の現況について御報告を申し上げます。

都市改造の問題は、御承知のように四十一年度につき一つの事業化という方向でいろいろ検討され、県・市それぞれよく調整を進めておるわけでございますが、現段階では、一応、海軍道路及び近鉄線、それから東側の約十萬坪を対象にした計画が具体化されつつあるということでございます。これについては、四十一年度に一応、七百五十万円の調査費が組まれるのではないかと見通しを持っております。

なお、先般米の議会でも御答弁申し上げました、現在、建設省にお願いをしております研究会は、一つはマスタープラン、すなわちマスタープランの委員会と、もう一つは緊急部会という一つの委員会をもちまして、両面からの検討を進めておりますが、そのマスタープランの大体の考え方が昨日も東京でもって研究会がなされておりますので、一応、近くその構想の概要が発表されると思っておりますが、私どもが現在承知しております計画の概要は、昭和六十年に本市の人口も一応三十五万と想定しまして、既成市街地の改造によって六万人を移住すると。なお、十二万の増加を合わせますと、計十八万の新市街地をつくらうという考え方が打ち出されております。これを公害の汚染のない地域、すなわち〇・二五ミリグラムの範囲を除いた、要するに旧山間地帯に設けていこう。大体北部三沿線に約三万人湯の人沿線に約十万人、それから近鉄八王子線沿線に約五万人というような一つの新しい市街地を建設しようというような構想が中心で現在、検討を進められておりますので、これについては、さらに詳細な結果をまっぴ御報告、御検討を願いたいと、こういうふうに考えております。

なお、次の四十一年度の、特に建設省の予算の中では、広域公害対策調査というものを取り上げまして、これは四十年代から行なわれてはおりますが、さらに四十一年度に引き続き調査を進めていこうということで、現在の通産・厚生とともに建設省の分野が新しく出てきております。

もう一つは、広域緑地計画調査というようなものも建設省が取り上げまして、この問題に新しいメスを加えようという段階でございます。また、現在、研究会では現在の法律の中で行なう方法と、抜本的に行なうべき法改正というものを含めて検討を進められておることを御報告申し上げます。

○議長（笠田七衛君） 暫時、休憩いたします。

午前十時五十四分休憩

○議長（笠田七衛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

加藤議員。

〔加藤定男君登壇〕

○加藤定男君 私が三点について御質問と要望をいたしました。その中で最も重大案件として即時努力をさせていただきたいことを一点、道路政策の中から交通対策を兼ねて追加させていただきたいと思っております。

御承知のとおり、昨日、おとつい開通になりました名阪国道の完成は、わが三重県にいたしました。当日市といたしまして、たいへん喜ぶこととございます。しかし、この道路がさらに天理から大阪についた場合、四日市に至る交通の量の問題等を考えましたときに、理事者はどのような考え方を持っておられるか。この問題は、建設委員会にも検討され、さらに交通対策委員会には、委員長はじめ各委員の皆さんが非常に御心配になり、決議までしていただきまして名四地建等にもいろいろ強い運動をいただいたことは、理事者の皆さんも御存じと私は思います。かような問題を一つ一つ分析をいたしまして、この過程において理事者はどう考え、どのような今後の対策を立ててくれるかということについてお尋ねをしたい。

ただいま土木部長のお説には、私が単に一、二点を申し上げたのみでございまして、これにこだわった政策についての答弁は、私はいただかなくてもよかったです。今後そういうような行き詰まり、政治と工業地帯と住宅地帯を結ぶ道路等幾多あるが、今後こういう問題は、市民生活と直結し、町づくりとなり四日市の発展の基礎となる、こういうような道路がたくさんあるかどうか。そうならば年次計画を立てて、市民の期待に沿うようにやりた

いということばをいただくと同時に、次の予算へも、また土木計画の中でもそういうプランを立ててお示しになるべきだと私は望むわけでございます。

この交通対策から四日市産業、また歩行する市民のことを考えて追加した問題は、かねてより土木部長が、われわれ建設委員会で内部のインターチェンジの問題、今後の交通量を緩和するためにいろいろ建設省と話し合い、二カ年以内にはこれを実現したいようなおことばもあつたわけでございます。また、さらに名四国道は、四日市の阿瀬知川でとまりになります。三十三年、三十四年と一年ずつすれていく傾向があります。かようなことでこの名阪国道が全線開通したときに、四日市の交通量、国道一号線を顧みましたときに、現在でもいろいろ大きな尊い生命、大きな交通事故等も発生して、付近の住民から陸橋をかけてくれとかいろいろ陳情、要望されまして全部採択されております。今年度はこれがいかようにして実施されたか、それを常に反省されまして、来年は、その計画に対しては地区民の要望にはどうかたえるべきかというような点も、予算の上に来年度はあらわしていただけるものなりと深く信用はいたしておりますが、この交通対策は、地建のはうのお話を承りますと、交通対策委員長のお話を私は承りまして、四日市が特別協力してくれば、この工事は一年短縮をしよう。早く予算をつけてやろうというようなお話も聞いております。この問題は、私が交通対策委員会におはかりしまして御決議をいただきました。提案の一人といたしまして非常に御協力いただいたことを感謝しておるわけでございます。今後は県ともこの話をよく打ち合わせをなされて、一日も早くこの国道一号線を二十三号線と相並んで、四日市の産業道路であり四日市の商店を結ぶ道路のような形態にもっていくように努力をしていただきたい。四日市の町は、無いことに国道一号線がみんなまん中を走つとるために商店も二分され、非常に四日市の発展を阻害しておることは、言をまたなくともおわかりと私は思います。また、名阪国道が龜山から桑名までの予算は、今年度は六億程度をつけたいというように道路公団は申されておりますが、それ

はそれ、現実をつかまえて何とか処置していただきたいのは交通緩和の問題でございます。これをこのままほっといたらば、必ず四日市の発展は、産業が麻痺することは明らかでございます。

前にも申しましたように、南北、東西に貫通する迂回路線というものが四日市に何本あるか。こういうことを考えて、四日市の発展だ四日市の発展だといつも予算の上に大きく叫ばれ、またわれわれ議員も、四日市の発展を期すためにどこに基本的政策を盛り込まなければならないかということが、明確にされておらないのが今日までの状態と私は考えます。

美しい町づくりが掃除をしたり植木を入れてなるものではないです。大緩衝地帯を作り、道路交通量を緩和すれば、必ず環境の上で住宅政策は立てられ発展し、また公害というものと大きく結びついた政策が完成するのではなからうかと、そういうように考えておるわけでございます。この天理・亀山間の貫通と同時に、国道一号線の交通緩和は、関係当局はどのように考えてどのようなところに働きかけて、どのようにやりたいということを、ひとつ御説明願いたい。これは担当土木部長がええと思えますので、土木部長にお願いいたします。

その他のことにつきましては、この公害防災については、故平田市長が生命を賭して取り組まれた尊い経験を、議員はじめ理事者は一丸となって、四日市重大案件に取り組みことにさらに推し進めていただきたいこと。われわれといたしましても、できる限り理事者の要請次才、これにさらに拍車をかけて故平田市長に報いるために努力したい。また、二十万市民の皆さんも必ずしもこの偉大なる平田市長の功績をいつまでも忘れることなく、感謝の念を持っていただけることと深く信ずるものでございます。この問題は要望でとどめておきます。ただ一点、ただいま追加いたしました道路政策につきましては、いすれ土木部長より四日市全般にわたる年次計画というものをお立てになって、われわれ議員にお示しを願いたいことを要望しておきます。

名阪の交通緩和の問題について、担当部長でけっこうです、御説明を願いたいと思います。

○議長（笠田七衛君） 土木部長。

〔土木部長（城井義夫君）登壇〕

○土木部長（城井義夫君） 名阪国道が先般十六日の日に開通いたしましたして、私も一応当日、全線通らしていただいてまいった次第でございます。若干、蛇足でございますが、この開通しました区間は、御承知のとおり亀山と関のうちようど中央の太岡寺から天理市の国道二十四号線に一応連絡したるわけでございます。この間七十三キロ三程度でございますして、三重県境までが四十二キロ余りでございます。それで、当日すでに夕方帰つてまいりますときに、その交通状況を見ますと、開通したため一応通つてみる車じやなしに、かなりトラックが荷を積んでもうすでに通つておるといふ状況をつぶさに見まして、非常に産業幹線道路的性格が如実に見られるといふうに感じてまいった次第でございます。

御承知のようにこの道路は半分の二車線だけが完成したわけでございまして、四十一年度ぐらいを一応置いて、四十二年くらいから逐次また拡張にかかるという一応の見通しのようでございます。計画いたしましたしては、最終には三万台の交通量を予想されておりまして、昭和五十五年に名神国道が飽和状態になったときに、やはり名阪も三万程度の交通量が出るという予想のもとに立てられた計画でございます。すでに開通した個所の問題は、そういう状況でございます。

さて、これを名古屋まであと約五十二キロを延ばして一応の目的が完成するわけでございます。なお、天理から大阪までは、来年、再来年の二カ年で有料道路として道路公団がすでに着工しておると、こういうふうに聞いております。それで、亀山から名古屋間の問題でございますが、まず第一期といたしまして、亀山から桑名までを第一期工事

として、来年度から着工というふうにするに大蔵省との間の予算を逐次おかためになつておるよう聞いております。ちようど十六日の開通式の日道路公団の部長がおられまして、たまたま隣合わせにすわりましたのでいろいろ話をパスの中で聞いたのでございますが、一応、先ほど申されたように来年度五億とか六億程度の規模ということが、予算面ではそういう形が進められておりますが、用地買収の進捗状況等いろいろそういった工事着工までの準備態勢を整えれば、そういった予算にかかわらず仕事を進める用意があると、こういうふうに申されております。というのは、おそらく道路公団としての名古屋管内の総体事業の中からいろいろ差し繰りをされまして、その五億か六億に十億になるといふこともあり得るといふように私は感じた次第でございます。今後そういった具体化の節には、地区の皆さん方の協力を得て、用地買収等の問題については、非常にスムーズに話を進めていければありがたい、こういうふう感じておる次第でございます。

したがって、そういうことによつて工期も非常に短縮されるということでございます。

なお、当日、瀬戸山大臣が記者会見で申されたことを三重県知事が報告しておりましたが、亀山・天理間を千日道路としてやつたのだが、亀山・四日市間は七百日くらいの道路でやるのだと、七百日道路でやる、すなわち二年くらいでやりますということを新聞記者に発表されたようでございます。七百日と申しますのは、七百日プラスアルファということで、工事期間は七百日でやります。このプラスアルファは用地買収その他の準備期間で、これは地元の協力次第であると、こういう意味でございます。そういった点も考えまして、われわれ今後一そう努力をしなければならぬと思ひます。

御質問の趣旨の名阪の開通によりまして、先ほど申しましたように非常産業幹線道路として、名神とは違った性格の交通量が出ることは当然予想されます。名神につきましましては非常に使用料が、通過料が高いわけでございますが名阪は現在、金がいらぬ自動車専用道路でございますので、非常に利用価値が多いんじゃないか。あるいは、国道一号線の凍結等が起こつた場合には、この名阪が非常に働くのではないかと考えております。これは、ひいて四日市の交通問題に影響してくるわけでございます。とりわけ追分付近の交通問題が非常に憂慮されるわけでございます。この点につきまして、数年来いろいろ地建の関係、あるいは県の関係等にお願いをし、あるいは御心配をかけておつた次第でございますが、昨年までとうとう実現をしなかつたということにつきましては、いろいろ事情もございましたが、われわれの努力も足らなかつたのじやないかというふうな反省もする次第でございます。

先般、交通運輸対策特別委員会の方々のいろいろ御陳情の御様子を聞いておりますが、来年度は間違ひなくやるといふような中央の建設局長のおことばもお聞かせ願つたようでございます。それに、一つのポイントとして非常に問題がございます。県の負担金でございますが、四分の一県に負担金がかかるわけでございまして、これの地元負担が建設省の計画にあつただけ用意をされないと事業が進まないというのが、一つのキーポイントになるんじゃないかと思ひます。この点につきまして、名阪の開通式のときに、知事が開通の謝辞とともに、強くこの点を建設大臣に要望しておりましたので、それは必ず知事としてもそれだけの腹組みをもつて御要望なすつておるのである、すなわち、用意ができておると私は感じた次第でございます。こういう点につきまして、なお県の担当課を通じて今後いろいろお願いをし確認をいたしたいと考えておる次第でございます。

この追分の問題につきましましての内容については、先般来の市会でも説明させていただきましたが、要するに、国道一号線の市内を貫通する交通をさしあたつて名四国道のほうへ流そうということでございます。このために二十三号線の交差、あるいは内部駅付近の立体交差等の問題がございまして相当の事業になるわけでございますが、来年度間違いなくかかつていただきましても二年くらいを要する事業じやないかとわれわれ考ふる次第でございます。うまく

いつて二年は要するんじゃないかと考える次才でございますが、これを一刻も早く完成していただくように今後、市会その他の御協力を得まして進めたいと考えておる次才でございます。

なお、国道幹線の問題としまして、名阪が桑名のほうに抜けても、国道一号線の改修という問題がなお残るのでございます。亀山・桑名間は有料道路になる可能性が大でございます。そういたしますと、亀山・四日市間の一号線の改修、匝巾という問題が大きく浮び上がらなくては解決がつかないのでございます。それで、非常にかけ引きがあるような方でございますが、名阪が来年度から着工という見通しが非常に、九十何%か確認されてまいりますし、もうわずかの間に最終的決定が見られるんじゃないかと思えます。そうしますと、今後の問題としては、四日市・追分間の国道の匝巾、改修という問題を大きく取り上げまして國に強く要望をしていくべきでないかと、こういうように考えておる次才でございます。

なお、名阪の計画に伴います一つの大きな問題は、そのインターチェンジでございます。これが四日市の陸の一つの玄関になるわけでございます。これがどこに計画されるかということ、大きく先ほどの御質問のとおり四日市の街路計画と申しますか、道路計画網を再検討しなくてはいかないというふうに考える次才でございます。現在いろいろわれわれの立場における検討もおるわけでございますが、最終的にはインターチェンジの位置の決定ということは、少し先になるようでございます。したがって、そういった場合には、四日市の都市計画街路網というものを先般、約三年ほど前に決定していただきましたが、これを再検討をしなくてはいけない、こういうふうに考えておる次才でございます。

その再検討につきましては、先ほど谷沢公室長から申しました四日市の都市改造に伴うニュータウン構想を入れた街路構想図を決定する必要がある、こういうふうに考える次才でございます。この点につきましては、いろいろ本省とも話し合いを進めております。一つの考え方といたしましては、塩浜の先ほど発表のありました駅前付近の緊急対策としての都市改造を行なう前に、そういった後方の入れものを考えた都市計画変更をすべきであるということからできました。来年度中でもこれを変更したいと、むしろすべきであるということをお省も申しておりますので、そういう気持ちをもって今後この問題に取り組みたいと考えております。

○議長（笠田七衛世） 加藤議員。

〔加藤定男君登壇〕

○加藤定男君 いろいろと土木部長から御説明があつたのですが、私、納得いかない点を一つ指摘させていただきました。と思います。

この名阪国道、名四国道という問題から、ここ一、二年前から、あなたから建設委員会にインターチェンジのうれしい話をお聞かせいただいたことは、御記憶あると思えます。そうして、今日いろいろな見地から、ただいまの説明ではどうも名阪国道に依存されて、国道一号線とかみ合わせたような御説明をいまいたされております。いずれにいたしましても、有料道路、公有道路ということ、これは、だれしも事業をしておる限り、また運転をしておる限りいろいろ考え合はず問題でございますが、さようなことは今後、交通対策の上から強く打ち出されてもできることではないかと、要するに、名四国道を何としても合成ゴムの通りまで早期延長されることが事業の一端でないか。

それから、ただいま申されたインターチェンジも四日市の発展に合せて、これはなくてはならない急務じゃないか。そういうところからお取り組みになっていただきたい。名阪国道に対しても、過去おっしゃって七百日が工事期間であり、あと先の問題で二年ないし二年半という期間に、この社会経済の今日のような増高のひどいときに、また、市民の交通がその間、危険にさらされておるような政策は、これは地方自治体のとるべき問題でないかと私は思

うのです。最もすみやかに一つ一つ善処していくのが、われわれ地方自治体の運命と私は深く信ずるものでございます。かようなむずかしいいろいろの問題を重なり合わせた施策は、市民は望んでおらないと思えます。もっと身近かな、もっと市民生活に最もつながる問題を常に叫ばれておるのでございますから、こういう点をいさしく、理事者に熱意があるならば、議会を動かしてでもお取り組みになる意欲があるならば、われわれ努力はやぶさかでないといふ心を持つものでございます。何だかはやけたような御返事では納得できないと私は思うのです。あなたから聞いてからすでに二年たっておると私は記憶しております。それが、今日できておりましたら、こんな問題をここで質疑することなく、すでに市民は喜んで、四日市の市政に対する信頼深く、感謝をしてくれるものと私は信じます。二年たった今日に同じような論議をここでお尋ねするようなことは、私は本意ではございません。だから、各特別委員会、建設委員会で真剣に取り組んでおるわれわれの姿をよくお考え合わせたい、何かの形をもって早急に両委員長とも御相談くださいませ、真剣に取り組んでもらいたい、これを強く要望申し上げます。

いろいろと質問をいたしたいと思いますが、補正予算でありますし、市長のない本会議でございますが、われわれ市政のために各般にわたっていろいろ御質問したわけでございますが、来年度、四十一年度予算には、われわれの声を必ず予算の上にあらわしていただくことを強く要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（笠田七衛君） 藤谷議員。

〔藤谷祐一君登壇〕

○藤谷祐一君 市政クラブを代表いたしましたして、御質問申し上げます。質問通告の順序に従いまして御質問いたしますが、前議員の質問と重複する点がございましたら、お答えはおりません。まず、市政の現状と今後における運営についてでございます。

昭和四十年度は、国の施策として景気調整期に入り、景気の停滞が予想せられ、本市の当初予算の編成におきましても、経済の動きをにらみつつやや停滞収入見込みをもって出発したのでありますが、幸い収税についての努力と労働者の理解等により比較的順調な伸びを示し、市政の要求にこたえ得るいろいろの施策を推進してまいっておりますことにけっこうなことでございます。私も市政に参画するものといしましては、非常に喜びとするところでございます。

今回の追加予算には、市民税において八千五百万、固定資産税において六千五百万、たばこ消費税、電気・ガス税合わせて二千九百万、特別トシ譲与税で千五百万等、約二億円に及ぶ税収見込み額が計上されております。その他なお滞納分も比較的大きい数字になっておるようであります。そこで、今後、本年度に収入として見込まれる歳入の見込み額について、概数でけっこうでございますが、まだどのくらいあるかということについてお示しを願いたい。まず一点。

次に、今後における財政運営であるが、経済界はある一面、深刻な不況ムードに支配され、各種報道によりますれば、最近、会社、工場等には、特に中小企業におきましては、有史以来の倒産を数えておるといふことであります。本市においても過去十年は相当の財政収入の伸びを見てまいりましたが、明年度はあまり大きな期待はもてないといふことも聞いております。しかしながら、物価は年々のほり続けていくようであります。市政において収入に見合う予算を編成し、投資的経費に多くこれを当て、市民の熱望する施策にこたえる努力が市政の最上の方法でございますが、財政収入の停滞を予想し、需用費は増高してまいります。かろうじて港湾管理費、また事業等の負担金、埋め立て事業団の設立等運営費、また事業費、起債の償還金、先行投資の事業の返還金、公害対策費等々、当分必要とするものを除いて、投資的事業と呼んでいる事業といえども継続事業がまず先行し、市政伸長に見合う事業に手が届かな

い状態であります。勢い新しい財源捻出に努力しなければならぬ時代になってきました。このようなことについて専門的な立場から、まず岩野市長職務代理にお尋ねをいたしたい。

次、機構統合管理と綱紀の厳正であります。

行政であります。合理化をはかろうと企画する前提条件としては、機構の改善、執務能率向上と住民へのサービス徹底は役所の使命でありまして、いままらその具体的について申し上げるまでもないことと思えます。一般民間事業所においても、専門家の企業診断を受けて、経営内容に大刷新を行ない、新しい時代に対処する事業方針に切りかえておるようであります。この不況に打ち勝つ努力は、事業所においても相当真剣に考えておるようであります。役所と企業または商店とは、それに対する事務または仕事は異なっております。それをまた画一に論ずることもできませんが、しかし、機構の合理化をする上において、また事務の能率を向上する上においては同じように見られております。庁内各部署の機構を、事務機構と事務連絡所をあまり縦割り式にやってしまった場合、やはり横の連絡が欠けることも多く見られます。たとえば、庁内の各事務所が、また各部署があまり離れすぎておって、むしろ市民に非常に不便を感じさせておるといふこともございます。それについて庁舎の新しい建設方針並びにやかましくいわれておりました諸会館の建設につきましては、なき市長は非常に熱を入れて、近く具体的に、この一年の間に完成してみせるといふことも出ております。市長とともにいろいろな企画、相談された理事者の方々は、それを受け継いでいまいか。どういふ方向にそれを進めていきつつあるのか。それについてわかっておる範囲、お答え願いたい。

また、出張所をある程度統合して、本庁のもつ道路維持管理、災害応急処置等の権限を与えて、早急にして実効のあるような改革を実施してはどうか。市長公室、企画開発等の機関は、対外的な事務のみに終始している感を受けますが、これをむしろ対内、内部行政の中にも総合的に検討を加えて、一般に役所の事務能率を向上し、しかも横の連携をよく取りつつ効果のあがるような機構にかえたらどうか、ということもお答え願いたい。

次に、綱紀の厳正でございますが、最近、市の職員の勤務状態がややゆるんでいるというようなことを聞きます。特に上級管理者は事務処理の上から出張が多く留守がちであります。このために管理の目が届かないというようなこともいわれます。執務状態の改革もやや観念的であろうという声も聞きます。職員は市民への奉仕者であり、また一般民間従業員の範となるような行動を市民はいつも見守っております。自己の置かれた立場をよく理解し、市民から指摘を受けないように指導、監督をせられたい。与えられた休憩時間中といえども、名札をつけた職員が職場を離れて、大挙して町の店へ流れていくという時間があるようであります。市民はあまり好感をもって見ておりません。たとえば、用事に来た市民は定刻まで待たされて不満を漏らす人もございます。こういうことをたくさん聞きますので、やはりそういう面につきましては、市のほうでも特に監督せられ、もちろん自由な時間でございますので制約するわけにはいかんと思えますが、自分らの立場をよく考えて、なるべく自粛してもらいたいと思えます。市長の急進によりまして職員みずから特に自衛をして、また申し合わせて、本年は年末要求もひかえ目であり、むしろ献身的な気持ちでこれにこたえているような様子も見受けられます。まことにけっこうなことでございます。そういう良識のある職員もたくさんおります。一面そういう非難を受ける人もおりますので、そういう点のないような方向に御指導を願いたい。

市役所といえども職場でありますので、単に時間でしばったり規則でしばるといふほどでもございません。やはりそれには休憩時間あまり出歩かないように、また、裏においてそういういいの場があるような施設をつくることも一つの方法と思えます。たとえば、喫茶室をつくってあげるとか、たとえば、県庁へ行きますと、ちよっとした軽食堂とかそういう喫茶室もつくってあります。こういうことも考えてあげれば、やはりそういう非難は受けずに、喜

んでみなが仕事ができると思います。こういう点もお考え願いたい。そういうことにつきましてお考えをお伺いいたします。

次に固定資産税の改正についてでございますが、これは国の大きな問題、基本的な問題でございまして、ここで一々お聞きするのは無理かと思いますが、最近、固定資産税を改正するために、国の農政審議会、調査会におきましては、地方財政の財源確保の上から、ある程度これを改善すべきであるという意見が多数あり、また、反面、農業政策の上から固定資産税を上げることは、農民に非常に圧迫を与えるというので、反対の意見もあるようであります。そういう事々がごまかく新聞に報道されております。しかしながら、時の動き、物価の上昇を考えて、ある程度これを修正し改善されるような方向だと聞いております。

そこで、そういう場合、もしも固定資産が上がらなくて、やはり改正がむずかしくてこのままおきますと、地方財政、特に固定資産税は地方財政の大宗であります。税収の。半面におきましては、市長会またはそういう会におきましては、財源確保に新しい方法を講じてほしい。たとえば、たばこ消費税の問題、酒類を一部譲与せよとか、またはその他国から新しい譲与税をたくさんくれるような方法をとれとかいう運動を起しておられます。最近、そういうような動きに対して、税務部長においては、税源確保の上からいろいろ情報を聞いておられるであろうし、また、それに対して新しい方法も研究中であると思えます。そういうことがわかっておりましたら、簡単でけっこうですから、お知らせ願いたい。

次は学校給食についてでございますが、学校給食については、給食の原料の値上がり等により、児童、生徒に必要な栄養確保の上から、昨年に続き本年も相当増高を続けております。加えて、最近さらに物価の上昇によりまして明年度よりまたこれに見合う値上がりもやむを得ないという状況でございます。聞くところによれば、近く中学校

においても給食を行ない、総合的な生徒の体位向上に資せんとする動きがあるようであります。学校給食が実施せられて以来、児童、生徒における保健行政の効果はすでに実証済みでありまして、まことにけっこうかと存じますが、従来、各学校及び給食組合等で経営された経過から見ても相当改善を要する諸問題があり、今議会におきましても各議員から相当な指摘を受けた事項がたくさんございます。その際、当面の責任者の方々は、常に実情をよく調査した上善処いたしますと答えていただいておりますが、私はこの際、中学校給食がもしも実施せられんとする場合には四日市市内小、中学校を含む一大給食センターを設けて、総合的な運営確保と合理的な経営により冗費の節約をはかり、最小の経費負担で高邁な効果をあげるように御指導願いたいと思えますが、これについて教育長はどう考えられますか、お尋ねいたします。

次に、公害防止対策と患者の市費負担についてであります。四日市市の石油コンビナートから出されておる石油化学工業品は東洋一を誇り、その規模も広大で、夜間見えておる百万ドルの舞鶴はまことに華麗で目を見張らせるものがあります。まさかそこから公害が発生し大気汚染しているとは考えられない錯覚を覚えることもございます。事実、去る十一月までの審議会ですでに百六十一人が公害病と認定せられ、本市が全国に先がけて公害患者の全額市費負担を断行し、罹災市民の救済の道を開かれたことは、まことに行き届いた行政として賞讃するところでございますが、一面、その数が増大していくとすれば、あらゆる方面において市民にあらゆる不安を与えるものであります。公害防止対策としては、工場自体においても機械設備の改善に巨額の費用を投じ、あるいはばい煙産業を抑制し、また煙突を高くして煙の拡散をはかっているようでありますが、一方、各工業が企圖しているような重産設備が進むにつれ、汚染度の絶対値はさらに増高することは必至と見なければなりません。全市をあげて熱望する、国の力を得て大規模の都市改築は、ただいまいろいろと説明がございましたが、私どもも等しく期待するところでございますが

数十億円という巨費を投じ、また、町を移転するという大規模な問題をかかえて短期間にこれが解決を見ることは思われません。その他公害予防防止対策はいろいろな計画に移されつつありましようが、このような状態が続くとすれば、患者の数はますますふえ、その治療費も相当多額を確保する必要に迫られると思います。その他、学校における空気清浄装置の問題、あるいは家庭にまでこの問題が起らないとは限りません。このことを前提として、市政の今日における一つとして市は無限度にこの事故防止策を続けていくつもりか。または、あるところで限界線を引くというのが、まずこの点についてお伺いをいたしたい。

さらに、これを財源として上級機関または関係工場とも協議の上、何らかの受け入れ態勢を考えるべきではないかと思うが、この点もあわせてお伺いをしたい。

次に、公害が人体に及ぼす影響から、食物にも波及していると思われる。本年の稲作は未曾有の干ばつと二回にわたる台風により、かつて例を見ない減収におののいておられますが、特にその減収のはなはだしかった地域は、四日市市内及びその付近であります。農家は山の松の木さえ枯れていくのだから、おそらくことしは影響を及ぼすだろうという判断をしております。しかし、なかなかこの実態はとらえにくいのであります。農林部においても、この問題には昨年取り組んで、土壌の問題または作地の影響そのものについても、生育状況からも調査されております。こういうことについて、その実績なり経過がわかっておればお答え願いたい。

口を開ければ水道で申しわけございませんが、非常に水に縁の深い男でございますので、お許しを願います。

上水道確保の抜本対策についてであります。私はいまもいままのように水、水と叫びますが、水道事業についての認識がある面から非常に深いのであります。そういう点から関心もたえず深いわけであります。十一月の臨時議会におきまして、水源拡張計画について慎重に検討せられ、不本意ながら当面の措置として、既存水利権者と十分な

調整の上、契約の実施を認めましたが、続いて迫ってくる水の需給に対しては、飲料水計画、広域上水道確保計画と  
いうことをよう聞いておりますが、的確に、いつ、何年度にどのくらいのものが確保できるかという見通しにつきましては、はなはだ未確定であります。三重用水計画におきましても、牧田川の水源確保については、県は手をやいて  
おるようであります。この潤子では解決を見るのはいつかもわかりません。迫まってくる月日は早いものであります。  
行政区城内の伏流水を取水してしまつた今後、水道局は何をもって抜本的今後の対策とするか、これをまずお伺い  
したい。

オ一回の質問は、これで終わります。

○議長（笠田七衛吉） 暫時、休憩いたします。

午前十一時五十一分休憩

午後零時五十九分再開

○議長（笠田七衛吉） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

岩野助役。

〔市長職務代理者助役（岩野見吉吉）登壇〕

○市長職務代理者助役（岩野見吉吉） 御質問のオ一点、オ二点、オ五点につきまして、私から御回答いたします。

オ一点の市政の現状と今後における運営、この問題につきましても、まず申し上げます。

今年の当初予算の編成をいたしましたのち、追加予算といたしまして、その後約七億八千八百万円程度の補正をいたして  
おるんですが、このおもなものとしたしましては、港湾問題が解決いたしましたことによります過年

度分の負担、それから国・県の補助事業その他特定財源が確定いたしましたものに基づく予算化、本年度の台風の災害復旧、これらの経費がおもなるものでありまして、これが大体七億八千八百万円ばかりになるのであります。この財源といたしましては、市税の増収見込みの約二億円、繰越金の未計上分が約二億五千万円、競輪の収益見込みが大体五千万円、その他の特定財源といたしまして二億八千万円ばかり、こういう財源をもってまかなってきたのでございますけれども、なお、今後支出を予想せられますものには、港湾、都市計画、一般土木等の県単事業に対する分担金が約一億二千万円、それに給与改定を行ないますならば生ずるであろう金が約九千四百万円、その他約三千万円、大体二億四千万円程度の財政需要が予想せられるのでございますけれども、いまのところはつきり財源的に見通しのつきそうなのは、税で約一億円、その他で約二千万円、約一億二千万円程度の見通ししか歳入といたしましてははつきりしないのでございまして、残りの約一億二千万円は、あるいは来年度の当初予算に繰り込まなければならぬのではないかと、このように考えておるんでございます。

そうしますと、自然来年度の見通しにもなるんでございますが、四十一年度の予算といたしましては、また国の予算、地方財政計画あるいは地方債計画、こういったものが未定でございまして、また税制の問題も決定しておらぬ状態でございますから、はつきりしたことは申し上げられないんでございますが、四十年におきましては、当初予算に約三億七千万円程度の投資的経費を計上したのでございますけれども、来年度は、これは当初予算から、しばしば申し上げておりましたように、本年度とそれから来年度が、借金を、予算外義務負担を返す一番のピークに当たる年でございますので、大体本年度の程度か投資的経費がもう少しよくなるかという程度でないかと考えております。そうしたいろいろな状態を考えてみますと、四日市市のいまから一年ないし二年の間の財政は、信号で申しますならば黄色の信号でございます。要注意という状態でございます。この先四十一年、四十二年の二年間のやり方によ

て信号は青に変わるかあるいは危険信号の赤となるか、この境目にあると思っております。しかし、こういう一番苦しいときはございすけれども、その市財政についての目標は、あるべき姿の目標は、私は持っておるつもりでございます。そうして、そのときそのときの場合に応じた弾力性を持ちながら財政運営を行なっていくたいと思っております。

たとえば、先ほどの加藤議員の御要望の中にありましたように、本年度の繰越金が大きな額に上がっておるというように御指摘もございましたのですが、このことは、前年におきまして港湾問題の解決がもしたた場合に、市の負担をどうするかというようなことも半ば考えながら運営をはかってきたような次才でございます。しかし、残念ながら本年は景気が、予想しました以上に景気の回復がおくれておりまして、本年度の分担金は、先ほど申しましたように、あるいは一部四十一年度に戻さなければならぬことが起こるのではないかと、この点は心を痛めておる次才でございます。もちろん地方行政は三割自治といわれておるように、市町村の財政の基盤は非常にき弱な基本の上に置かれておるのでございまして、国の施策や景気の動向によって大きくゆり動かされるものでございまして、従来、シャープ勧告以来、毎年あり余るくらいに財源を先取りしていつも余裕を見せておりました国の財政すら、ことし明年にかけましては公債を発行せねばならぬというような状態に追い込まれておるほどでございますから、まして三割自治といわれておるような市町村の財政が苦しいのは当然でございまして、このような意味におきまして、非常に困難な時代ではございますけれども、破綻には陥かないように心して運営していきたいと思っております。そうして、市の財政を本来のべき姿の財政として描き出すように注意しながら、少しでも行政水準を高めていきたい、かように考えております。

オ二点の機構の統合管理、綱紀の厳正について、この点について御回答いたします。

機構の問題につきましては、出張所の問題あるいは部課の統合、こういった問題がございまして、この点につきましては、われわれも従来しばしば検討もし、また改定を要すると考えるような部門も確かにあるのでございますが、この点につきましては、いろいろな困難な問題も含んでおるように考えますので、新しい市長ができましたのちに、あらためて検討していただきたいと考えております。

ただ、先ほど御指摘のございました企画開発が、内政への転換をもつとはかるべきではないかというおことばがございましたが、外面的にはどういうふうに写っておったかは存じませんが、企画開発の取り扱っておる仕事自体は決して、ただ中央への交渉その他が多かったようでございますが、すべて内政に付らなるものであることだけは御理解をいただきたいと存じます。

綱紀の粛正につきましては、大部分の職員は、私はほんとうにまじめに努力をしておると考えるのでございますが一部職員の間に、先ほど御指摘のありましたような声がございます。市民の御批判をかっていているということは、非常に遺憾に存ずる次第でございます。市長がなくなられましてから、私は二回マイクを通じて、また一回は文書を通じてこうした綱紀粛正を呼びかけておったのでございますが、こうした点につきましては、市長のおられるおられないにかかわらず、私も断固として綱紀の粛正を維持していくために実際に実行してその実を上げていきたい、かように考えております。

次に、公害の防止対策に対する市の経費負担、このことにつきまして、公害関係の医療審査会におきまして、五月以降十一月に至るまでの間の診療会において認定されました患者数は百六十一名でございます。そのうち入院を要するとせられた者が百二十三名でございます。大体、診療の状況から判断いたしますと、重傷者は大体七月までに出してしまい、九月以降は、人数の上におきましても症状の上におきましても大体少なくなり軽くなってきておるように

思われます。このために、市が現在、負担いたしました経費は二百四十万円程度でございます。

今後これをどうするかという問題でございますが、この診療と空気清浄器を導入するかどうか、こういった点が今後の問題になるのでございますが、これにつきまして、市が単独に負担すべきか、あるいは企業あるいは国の援助を得るべきか、こういったことが考えられるのでございますが、過日の衆議院の公害特別委員会の席上におきます厚生省の局長の発言によりますと、国としても必分の援助をしたいということはいっておりますので、これにつきましては、当方といたしましても強力に呼びかけて、国の援助を獲得したい、かように考えております。また、県は、昨年度におきまして医療調査費の名目で百万円公害対策に出資しておるわけでございますが、本年もこれは同様のことがなされるものと考えております。企業負担につきましては、これは理論的に申しますならば、これは当然加害者が被害者に支払うべきものであらうと私は考えるのであり、また、支払うのが当然であると考えるのでありますが、どうして案分するか、あるいはどういうところで支払わせるか、こういった点にまだまだ割り切れない点が非常に多いので、この点はなお宿題として残さざるを得ないと考えております。現時点におきましてはそうした次いで、ことしあるいは明年にかけては、まだまだ国や工場なんかの援助が、得られれば幸いです。もし得られない場合でも、空気清浄器の設備あるいは患者の診療、こういったくらいの限度におきましては、来年度もこうした方策を続けていかなければならぬと思うのでございます。もちろん市費にも限度のあることでございますから、無制限に拡大することは許されないのでございますけれども、まずこうした点でこ一年くらいは最少限度の必要なことではないかと、かように考えておる次第でございます。

以上三點、御答弁いたします。

○議長（笠田七衛君） 税務部長。

〔税務部長（三輪喜代司君）登壇〕

○税務部長（三輪喜代司君） 御質問の才三項、固定資産税の改正についてお答えいたします。

昭和四十一年度の地方税制の改正中での固定資産税の改正につきましては、償却資産並びに家屋につきましては現状を維持される予定だそうでございます。土地につきましては、基本的な考え方としては、昭和三十九年度のいわゆる基準年度に実施されました新評価ベースをできる限り活用して、これを課税標準にもっていけるような方向づけをしたい、これが政府の基本的な考え方でございます。

なお、これにつきましては、御承知と思いますが、新評価と旧評価の対比でございますが、宅地につきましては、旧評価と新評価の対比が五・七倍、それから、農地のうち畑が一・二倍、田が一・一五倍、山林、原野等が一・七倍、こういうふうには新評価は旧評価に對比いたしました上であつておるのでございます。

ところで、これらの実施方法でございますが、政府といたしましては、ともかく自治省の案でございますが、いわゆる新評価と旧評価の倍率によって税額を加減すると申しますか、新評価と旧評価の倍率によって、その倍率に依じて旧評価の評価額を多少上げて、それを課税の基礎にしていこう、こういうふうな案が出されておるのだそうでございますが、聞くところによりますと、政府の税制からは出されまゝと申すところの答申が今月の二十四、五日ごろになる予定だそうでございます。これを、今度は国会のほうで審議されまして、大体の具体的な案が、確定案に等しい具体案が出される時期は、明年の一月の中旬ないし下旬くらいになるのではないだろうか。なお、政府の減税施策が大きく打ち出されておる中でございますので、このような形で結果的に固定資産税を上げるといふことについては、多少国会方面で異論が出て、どのような形にこれが最終的に結論が出るかといふことは、いまのところは、はっきりした見通しは出せないといふふうなことを私どもは聞いておるのでございます。

以上で、大体固定資産税に対する私どもが最近、本省のほうからいただきました情報の概略の御説明を終わらせていただきます。

○議長（笠田七衛君） 教育長。

〔教育長（栗林武男君）登壇〕

○教育長（栗林武男君） 学校給食について、お答えします。

学校給食は昭和二十九年から法制化されまして、現在、生徒の体位の向上とか、あるいは栄養についての知識なり考えなり、あるいは食事の態度といふますかマナーといふますか、社交性、そういうようなものを養成する上において、教育的にきわめて値打ちのあるものとされて、教育課程の中でも学校行事の中に組み入れられておるわけでありまゝ。したがって、國におきましても学校給食の普及と充実に力を入れておりました。昭和四十六年度までにすべての小学校、中学校において完全給食を実施することを目的として、学校給食の普及と充実ははかるというような方針を打ち出しているわけでございます。そういう意味におきまして、私どもといたしましても、学校給食の教育的な価値からこれが実現といふことについては努力をしていきたい、こういうふうには考えております。

ただ、中学校の場合は、全国的に申しまして、完全給食を実施しておりますのは一九％ほどでございます。それから、三重県としましては一五％くらいが中学校において完全給食を実施しておる、その他はミルクの給食、こういうことであります。そういうわけでございますので、実際はかなりその歩みといふのはおそいといふことがいえるといふふうに考えられます。

ただ、先ほど御指摘のありました共同調理場につきましては、國としましてはかなり力を入れておりました。三十九年度には四十カ所の助成の予算をつくっております。そして、今年度におきましては百四十カ所、そうしまして、

学校教にしますと対象校が大体七百校というのが、四十年年度の国の予算措置であります。したがって、三十九年度に四十校、四十年度に百四十校という、かなり大中の伸びを見せております。そして、これらにつきましては、施設につきましては二分の一を国が助成をするというようなことで、この共同調理場の実施については、国は意欲的なものを見せております。そういう意味におきまして、もしも今後四日市市で実施されるとすれば、私どもとしましては、父兄の要望なりあるいは教育施設におけるその必要度というものを考えて、共同調理という方向へもっていききたいというふうに考えております。これに、藤谷議員の御指摘にありましたように、共同調理場というのは、衛生管理の点につきましても、あるいは作業の高率の点から申しましても、あるいは物資の購入とか従業員の数とかそういうことから申しましてもきわめて経済的なものでありますので、方向としては、もし実施をすれば共同調理場へもっていききたいというふうに考えております。したがって、いつやるかということにつきましては、いま申しましたような父兄の要望なり、あるいは委員会におきますところの教育施設におけるところの順位というものを考えて助考していききたい。それまでは十分それに対応できるような研究を進めていききたい、こういうふうに考えております。

ただ、先ほどの中で、小学校と同時に実施するか、というふうな御質問の点がございましたが、小学校のほうは、現在、各学校で国の助成を受けて実施しておりますので、それについては、一応国の助成をもらったものについては共同調理場をつくる場合には助成がないということでありまして、これらにつきましては、同一の時期に実施するということには、少し問題があるのではないかとこのように考えております。

以上、学校給食についてお答えをいたしました。

○議長（笠田七衛君） 産業部長。

〔産業部長（芝田敬太郎君）登壇〕

○産業部長（芝田敬太郎君） オ五箇中の農作物公害対策につきまして、お答え申し上げます。

本年度農作物公害対策といたしまして実施をいたしましたのは、四対協——四日市公害対策協議会にはかりまして県の農業試験場を中心としてその出先と市が協力いたしました調査をいたしました事項でございます。御指摘のように、最近の農家におきまして原因不明で水稲が減収するんじゃないかという心配を持っておっていただいております。確かに水稲の成育期間に吹きます風が東南の風でございますので、亜硫酸ガスの被害を考えられるのもっともたこととこのように考えております。

それで、ことし実施いたしました対象品目は、水稲と畑作物、それから鶏、土壌別に工芸作物であります。また、養苗についての試験でございます。一番肝心の水稲の試験が、実は六カ所でやったわけでございます。汚染地区四日市で五カ所、いずれも標準区は白子の試験場におきました。土壌条件も同一にするために試験場の土壌をもつてまいりまして圃場をつくり、水稲につきましてはポット試験を実施したのであります。残念ながら、九月はつによりまして、ポット試験でありながら非常に干ばつを受けまして最終結論までやることができなかった。九月に試験場へ回収をして結果を出すことができなかったということは、まことに残念でございますし、申しわけなく思っておりますが、畑作物、鶏、土壌この品目につきましては、結論の出ましたもの、また、鶏のように中間的な報告のもの等ありますが、いずれも影響が考えられないという結果が出ております。もちろん私も振り返って見ましても、この調査をいたしました内容等につきましては、まだまだの点もございます。一年ぎりの調査でございますので、これは引き続きやらなければならぬ、こういうふうに考えておりますが、特に、なたねにつきましては、なたねは亜硫酸ガスに弱いのではないかという結論を、現在のところ持っております。なたねにつきましては苗立ちが悪

く、発芽後枯れていく、こういう結果が出ております。

一番問題点として、あるいは汚染地区——汚染地区というては失礼でございますが、そこに飼われております鶏、これが、フレスタツク光といえますか、あまりによりまして産卵率が落ちるんじゃないかという心配の問題でございますが、これにつきましては、汚染地区の塩浜と全然関係のない水沢に、たまたま同一人が鶏舎を持っておりまして、その方に委嘱をいたしまして、同一管理のもとにそれぞれ五十羽の試験をやってもらったのでございますが、七月から九月までやりまして、その間の生体重の増加率は、むしろ汚染地区と目される大里におきまして生体重の増加率がよかったという結果が出ています。これにつきましては、調査の結果の反省の材料といたしまして調査を進めておりますが、どうも水沢地区におきまして鶏の病気の問題が関係したのではないか。生体重の増加でございますので、病気によって伸びが悪かったということも大いに考えられるのではないかと。

まとめて申し上げますと、初めに申し上げたように、本年実施をいたしました農作物の公害調査対策といえますものは、結果的には十分これでいいという結果が出ておりませんので、引き続き来年度におきましてもこういった調査を進めてまいりたい、かように考えております。

○議長（笠田七衛君） 水道局長。

〔水道局長（山本文雄君）登壇〕

○水道局長（山本文雄君） 本市の上水道の水源につきましては、いつも藤谷議員にはいろいろ御理解いただきまして御協力いただいておりますことを厚くお礼申し上げます。

才六問、上水道将米水源の確保見直しにつきまして、水道局はどういう方策を持っておるかという御質問についてお答え申し上げます。

特に、本市上水道水源としまして、三重用水事業に期待しているようだが、同事業の主水源を岐阜県下を流れております牧田川から流岐変更を行なって取水する計画は、行政区域も異にしているし、水利権等の問題もあって、簡単に解決しないと思われるが、その見直しはどうであるか等についてお答え申し上げたいと思います。

十一月の臨時市議会におきまして御決議いただきました才二期の才三次拡張計画事業は、現時点では四十五年次までしかもたないことは、すでにそのとき申し上げたとおりでございます。したがって、いまのところ水道局は、三重用水事業をぜひとも着工していただきまして、四十五年次に三万トン、四十七年次におきましてあとの三万トンを取水したい希望を強く持っておるものでございまして、施工主体でございます農林省に対し、県を通じましてその実現について強く申し入れておるわけでございます。お話がありましたとおり牧田川の取水につきましては、岐阜県側が強く反対意向を持っておりますので、三重県知事や副知事がその解決について時期をねらっているわけでございますが、県の農林、土木の両部長が岐阜県の関係部長と具体的な話し合いをもって、遂次考え方をほぐしておる状況でございます。

三重県側でございますが、三重県側といたしましては、本年の集中豪雨によりまして岐阜県側が大きな災害を受けましたので、牧田川上流に防炎用の調整ダムを建設いたしましたして、水害を防止することを一義としまして、その余裕水を三重県側の中里ダムに導入することについて、目下双方意見の調整中であると聞いております。また、農林省や農林部では、この問題解決の前でも、四日市地内の水沢の北方に設ける計画でございまして北谷の調整池と、それから五つの浸流の水を取りまして、計画水量の約三分の一をまかなう計画を先に実施したいという考え方を持っておりますので、すでに三十九、四十年の二カ年に実施設計の予算が国費でつけられまして、設計はすっかりでき上がっておりますので、明四十一年度から着工していただくように、三日前の十五日に政府各関係官庁あるいは衆参両院議員

に、三重用水事業期成同盟会が主体となりまして陳情をいたしました。御承知のように、三重用水期成同盟会の会長は桑名の市長で、副会長が四日市と鈴鹿の市長でございますが、桑名、鈴鹿両市長ともこの陳情には御出席になりませんでした。

で、明四十一年度に予定されております事業は六事業あるわけでございますが、政府は五つの事業を取り上げて着工の運びとするようでございまして、この五つの事業の中へ三重用水をぜひとも入れたいという運動を現在続けておるわけでございます。したがって、農林省、厚生省、通産省の大臣にも直接木村代議士を先頭に立てまして陳情いたしましたほか、各省の政務、事務兩次官をはじめ関係局長、課長、参事官あるいは三重県選出の代議士あるいは全国区の農林行政担当代議士等三十二名の方々にそれぞれ陳情してまいったわけでございます。

本市の上水道水源としましては、長良川河口ダムあるいは木曾川の才二濃尾用水のあまり水質の芳しくない水源よりも、河川の上流部の将来汚染をされないこの三重用水あるいは水路が高いところを通りますので、自然流下方式で求められるというこの三重用水に大きな期待を持っておるわけでございますが、農林省がこれに力を入れることも十分この間の陳情で察知できるわけでございますので、この事業から六万トンを得たいと、こういうふうに思っております。なお、現在工事中でございます地盤沈下対策の代替工業用水道につきましては、水道局といたしましても、たえずその成り行きを見守っておるわけでございますが、当時、三年継続事業だったので、事業費が約十億ふえましたので五十二億となりました。この関係で四カ年ということで、四十二年度の春完成するというところでございます。この事業の供給能力は、御承知のように十八万トンでございますが、現時点では五万トンないしあるいは七万トン程度いわゆるスポンサーが見つからない、と申しますと、水が売れないのではないかとというようないろいろわきが出ております。したがって、工業用水の単価がきめられておりますので、どういたしましても水を売らなければ収支が償わない

という難問題に県はぶつかっておるようでございますので、すでに最近では、私にも県の担当参事あたりから、非公式ではございますけれども、工事完成後、国庫補助の関係等もありますが、適当な時期に上水道として使うということも考えてみてはというようなお話がちらほら出ておるわけでございます。したがって、極端なことはで申しますと、いわゆるわれわれとしましては、その時期を虎視したんたんとして機会をねらっておるわけでございます。有利にその原水を、将来適当な時期に確保したい、こういうふうに思っておるわけでございます。

先般、御決議いただきました二期の才三次の計画書のあの最後につけました図面の中にも、伊坂ダムのあの付近が黄色で塗って、将来計画の水量として一応考えておるといふようなことも、暗に示した意思を表明しておるわけでございます。しかし、この件につきましては、現在、具体的に進める時期としては少しく早いと存じますので、そういった時点をたくみにとらえまして、上水道水源の将来確保の一助にしたいと考えております。さよう御理解いただきますと、たいへんしあわせだと存じます。

なお、さらに、将来の昭和五十年次あるいは五十五年次につきましては、いつも申し上げておりますように木曾三川の水資源開発の基本計画の中に織り込んでいただきまして、その弾力性のある水源から受水したいと、こういう考えを持っております。

なお、先般御決議いただきました三次の計画変更につきましては、一昨日の十二月十六日付で非常に早く厚生大臣の正式認可、許可がおりまして、厚生省環境衛生局の才八百六十七号で認可をいただくことができましたので、あわせて御報告させていただきます。

○議員（笠田七衛君） 藤谷議員。

〔藤谷祐一君登壇〕

○藤谷祐一君 各般にわたって詳しく説明をいただきましたので、たくさんはございませんが、説明の漏れておりま

した、もう少し詳しく知りたかった二、三点についてお尋ねいたします。

まず財政問題でございますが、財政的にはいま助役がいわれましたように、来年からは非常に苦しくなる。ことしの終末でございますが、いま説明にありましたようにまだ二億四千万円くらいの金がどうしてもいるのだ。しかも、入ってくる金は一億二千万くらいしか見られない。そこで、質問にちよつと触れておきましたように、税の収入を見ますと、ある程度税の収入は成績があがっておりますが、最近、税の額が非常に高くなって多額になっておりますので、パーセントを出して割ってみますと相当の金が未収というか、残っておるはずであります。こういう点についてさらに徴税に力を入れてそれを回収するような方法をいたしますと、七、八千万から一億の金が出てくるように思います。この点についての御説明がございませんでしたが、これもどういうぐあいに努力するのかという点について、説明を願いたいと思います。

それから、来年後は非常にむずかしくなる。いま説明がありましたように、港問題が解決いたしましたして、急転直下市財政は苦しくなる。もちろん負担が大きくなってからそうでございますが、いままでも残っておった前年度の受益というか、そういう金は未払い金ということもいえます。むしろ七、八千万円という金は未払いとしてそのまま残ってきたのがおかれてきたので未払い金といえますが、それを一挙に払っていかんならぬので、ことしは非常に苦しいと思います。来年からはさらに投資事業に見合う経費は、おそらくことしぐらいのものだろうといわれますが、たとえば、ことしぐらいのものだろうといえますと、物価は一、二割上がります。一〇%か五%上がっております。そうしますと、同じ額でありますと非常に事業が減ってきます。一割ないし二割の事業が減るといふことになります。そういうことも考えまして、さらに財源の確保に懸命の努力を払っていただきたい、こういうぐあいに思います。

それから、オ二は機構改革の問題でございますが、これは、いま代理助役がいわれましたように、新しく市長が来られて、さらに新しい市長の方針のもとに前市長の気持ちも踏襲せられてぐあいよくやっていただくのはけっこうと思っておりますが、いやしくも、たとえ市長がおられなくても一つの事業として考えられておることはほとんど進めていくべきであると思えます。たとえば庁舎の改築の問題にしても統合にしても、また、そういう諸会館の建設にいたしましても、やはり一つのプランをもって着々と構想は進められていくものであると思えます。聞くところによりますといろいろな会社、工場あたりに前市長は話しかけて、ある程度の財源確保に努力されておったようでありますが、それもぼつたりとやめてしまうのか、やはりそういう方向に努力を続けていくのかという点についても、やはり一つの方針は持つておるべきだと思えます。

次に、公害問題でございますが、公害患者の市費金額負担は、ある時期が来れば非常に大きな数字になってくるかわかりません。そうなると、限界があるので私も心配するのでございますが、国もそれに対してはある程度考えておってくれる、また、県は去年百万もらったから、ことしも百万くらいはくれるだろうということでございするが、さらに、工場、これは非常にむずかしい問題ですが、どの工場はどうかという判定はむずかしいと思うのですが、総合的に工場あたりとも相談されて、早く市の全面負担を切り抜かれていかれるような方向に努力せられるべきであろうと思えます。こういう点についても、確信がございましたら、また、そういう調べがございましたら、説明を願います。

農作物の公害問題につきましては、非常につかみにくい、むずかしいことでございますが、逆にいいますと、ことしは非常に野菜類が、虫が少ないので耕作になっております。これは妙な現象で、逆を考えますと、灰が降ったり亜硫酸が流れてくるから虫がおらないのだという説もございします。そういうような反対の説もありまして、その辺をとらえるのは非常にむずかしいと思うのですが、確かに稲は年々あのですとかササによって相当減収に向かつていくようでありまして、その確たる数字が出てきませんので、一割減収であるとか二割減収であるということは非常に判定が

しにくいのですが、それに対してはさらにもう一步研究を進めて、それに対してはどういう防除をしていったらいいのか。ただ単に公害があるからどうだということだけでなしに、もっと進んだ対策ということを立てていく必要もあると思います。たとえば、稲の品種の強いものをつくっていくとか、そういう空気に強いものをつくっていくとかというようなことも、研究の一つとして取り上げてもらいたいと思います。

給食につきましては、教育長、なかなか最近の事例をとらえて、しかも、将来そうあったときにははっきりした方針をもって進めておられるようにございますので、非常にけっこうでございます。小学校の給食については、もちろん国庫補助をもってやっておる仕事でございます。すぐにはどうもなりません。さらに総合的にこれを進めて、よき給食体制を整えて、しかも、PTA負担あたりが軽くなるような方向に努力してもらいたいと思います。

最後に、水の問題でございますが、私が触れたかった点については、一番最後に水道局長が触れておりましたので、まあこれは非常に政治的な問題でございますから、深くはいりませんが、事実はそうであります。五万トンくらいの水が余ってくるそうであります。しかも、ただ一つ考えてほしいことは、上水道の管理でも工業用水の管理でも、いわゆる水の供給者は自分が水源をとらえて自分が末端へ送るといふ、まあ一つの完全なルートを持った、全部とがあるそうでございますが、市の水源といふと、やっぱり遠いところまでいって大きな金をかけるということになります。非常に水道料金が高くなります。自然に水道料の値上げということが起こってきますので、ある程度そういう管理的な立場から水源は確保したいと思うのですが、県がそういう方向に動き、国もそれを認めてくれる段階に来ておれば、進んでこれは話し合せて、安い水をできれば市民に安く供給する。たとえば、伊坂のダムの上に三万トンの貯留槽ができますが、それと併用して浄水装置をつくれれば、五万トンの水がたやすく、しかも安く入ってくる。

市は、この前水道値上げのときに説明がございましたように、一トンあたり十八円はどうしてもかかるのだ、それ以下ではやれないという説明でございますが、工業用水だと補助金も起債もございまして、四円か四円五十銭で供給しております。これを、たとえばもう十円ふやしても十五円未満で供給できるので、こういう点は政治の中を越えて、そういう一つの考え方のワクを越えて、やはり早くそういう方向に進んでいって、県も最近動いておるそうでございますが、そういう方向へ、政治力も發揮して市民に安い水を飲ませ、安心して水源を確保するという政策もほしいと思います。そういう説明がありましたので私は意を強くしたのですが、排他的にならずに、この水は工業用水だからいけないのだということだけでなしに、方法を考えれば供給できる道はあるそうでございますので、この点ひとつあわせてさらに研究を願いたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長(空田七衛君) 岩野助役。

〔市長職務代理者助役(岩野見齊君)登壇〕

○市長職務代理者助役(岩野見齊君) 御質問中、申し落しましたので申し上げます。

諸会館の建設なりあるいは庁舎の新築、こういった問題は、四日市の現状では、だれが市長になられようと明らかに進めなければならぬ問題でございますので、ちようどいま政府の予算の編成期にも当たっておりますので、諸会館、特に体育館等の補助あるいは起債の点につきましては、二、三日前にも担当者が上京いたしました要請しておりますし、また、市長が企業の間にも要請しておられました寄付金のことなんかにつきましては、市長がなくなつたからこれで中絶してもいいというものでもございせんから、これにつきましては、あらためてさらに手を打つとい

たしましても、その間をときらさぬように努力しておりますから、こうした問題は、市長がおられるおられないにかかわらず、強力に推し進めていく所存でございます。

なお、徴税の強化につきましては、税務部長から御説明いたします。

○議長（笠田七衛君） 税務部長。

〔税務部長（三輪喜代司君）登壇〕

○税務部長（三輪喜代司君） 滞納額の整理の問題についてお答えいたします。

現在、滞納分として残っております税額の総額は約一億円でございますが、調定額が一億四千三百万円でございます。このうち三千八百万円、いま徴収を終わっております。

で、私のほうといたしましては、最近の経済界の不況等を考えまして、収税課のほうで滞納の原因、どういふ原因で滞納しておるだろうかというふうなことも、今後の滞納整理の指針ともなりますので、これはサンプル、いわゆる抽出して調査をやってみたわけでございます。大半が持に中心部でございますが、不況下で、不況のために税金は払いたくても金がないために払えないというふうな結果が出てきておるのでございますが、そういうことも考えまして、徴税につきましては万全を期して、特に最近におきましては、いわゆる倒産等も出ております関係から、大口の滞納者並びに一般の滞納者の中で悪質な滞納者につきましては、各地区々々で、地区でいわゆる集中的な滞納整理と申しますか、出張所へ職員を派遣いたしまして、そこへ呼びつけまして、呼び出しをかけまして、これは人員の関係で、一々臨宅するのがよろしいのでございますが、そういうこともできませんので、呼び出しまして、そこへ来ていただくものについては臨宅して、なお納めてもらえないものにつきましては差し押えをやるということまでいっておるのでございます。

それで、おかげをもちまして、これは、やはりそういう金詰まりの中におきましても、納税者の皆さんの納税意欲の高揚と申しますか、それが高められたのと、いわゆる市政に対する協力の度合いが深まってまいりましたのと、一つには、議員の皆さまはじめいわゆる市政に携わっていただいております皆さま方の御指導とか、あるいは御協力をいただきましたおかげで、昨年の同期と比べまして、約二名程度の収納率の上昇を現在のところ見ておるのでございます。私どもも、こういう不況下でございますが、やはり税は、これは何としてでも納めていただくなければなりませんので、できる限りの手を打ちまして、しかも、事業を経営しておられるような方につきましては、その経営をつぶすようなことまではできませんので、その辺のところはいろいろ話し合いをもって解決をはかっていくと、いわゆる効率的な滞納整理をはかっていきたい。今後ともこれに対しては、私たちが全力をあげてこういう市政も、いわゆる助役のお話のように黄色のときでございますので、背になるように努力をいたしたいと思いますので、議員の皆さまにおかれましても、われわれ税務担当者に対しましては、今後ともより以上の御支援と御指導と御鞭撻をいただきますよう、特にお願いをいたしたいと思います。

以上であります。（「議長、関連」と呼ぶ者あり）

○議長（笠田七衛君） 坂上議員。

〔坂上長十郎君登壇〕

○坂上長十郎君 ただいま私どものクラブから代表として藤谷議員がいろいろと御質問を申し上げ、これに対して詳細にお答えになったわけでありますが、そのうちの市の財政と将来の問題について、藤谷議員は要望としておおさめになりましたが、いまま少し具体的にお尋ねしたいことがございますから、よろしくお願したいと思います。

市長代理の岩野助役のお答えの中に、園の施設がまだはつきりしないから、将来の見通しについてははつきりと答弁

ができないとおっしゃっていた中の一つとして、政府は来年度相当多額の国債を発行し、これを公共事業にあてようとしておるのをごさいます。その結果が、地方自治団体のほうにどのような影響を与え、これがために本市の財政計画にどのようなことが起こってくるかというような問題について、お考えがあるならば、ひとつお聞かせを願いたい、これが才一点でございます。

次に、本年度並びに来年度の財政状態につきまして、投資的な予算が本年度並びにその本年度より少し上回る程度である。それに対して、藤谷議員は、同額であっても事業量が諸物価、人件費の高騰で実現できないのだから、その財源の確保につとめてもらいたいという要望になったのをごさいます。本会議の請願、陳情を見ましても、学校の増改築あるいは道路の建設、幼稚園などの建設というような問題が多く出とります。また、十一月には、なき市長を中心として、各地において市長を囲む座談会をされ、その中におけるところの地区の皆さんの要望は、多くは土木問題として道路問題、あるいは学校の増改築の問題が多く要望されたことと思えます。いつも申し上げますように市政をやる上においては市民の要望にこたえるということも重要な問題だろう。もちろん市政の上には幾多の施策がありますから、これがバランスをとっていくことが必要でございますけれども、その中でも市民の多数の要望のあるところにこたえることが、私は重要であろうと思っております。そういう点からいきましても、財源の確保ということとは相当重要な問題だところ思うのをごさいます。入ってくる税収にも限度があり、伸びの率も限度がある。また、特定財源を得る方法もございしますが、しかし、市の諸経費の合理化ということも大きな問題ではなからうかと思っております。

各年度の放出の予算の節別の状態を一度点検したときに、この点についてはある程度の合理化を与えてもいいんじゃないかというところがございます。一例をあげますれば、貸金として年々五千万円から六千万円くらいの支出が出ると。報償費、旅費、交際費で約一億円くらい出ているのをごさいます。その他にもございしますが、そういうような諸問題についても、これを合理化してでも財源を見出すということが、私は必要ではないかと思っております。それが、それに対して市民代理の岩野助役からひとつお答え願いたい。

要は、市民の声というものを聞きになって、一番大事な学校建設その他の問題、あるいは幼児教育の施設の問題あるいは土木、あるいは産業のうちの耕地の問題、土地改良の問題など、多数の市民の要望におこたえすもことが、私は一番大事であろうと思っております。もちろんこれの実現については新市長の施策にまつこととは思いますが、各担当の部長方は、そういう点について、市民の声が那邊にあるかを十分お考えになって、来年度の予算に向かっていろいろと御研究になり要望にこたえるような施策をしてもらいたいと思っております。そういう点につきまして、いまの二点について御答弁を願いたいと思っております。

○議長（笠田七衛君） 岩野助役。

〔市長職務代理者助役（岩野見齊君）登壇〕

○市長職務代理者助役（岩野見齊君） お答えいたします。

才一点の公債発行の地方財政に及ぼす影響、この点につきましては、自治省は、おそらく公債の発行の額に応じて交付税の率を上げるように大蔵省に対して交渉をすることであろうと思っております。たとえ、これが自治省の要望どおり多少交付税の率が引き上げられたといたしましても、平衡交付税をもらっていない四日市にとりましては、これは利益のないことで、こうした公債が発行せられるということは、四日市の財政に関する限り私はマイナスであろうと、かように考えております。

才二点の財政の困難なおきから、投資的経費を減らさずに市民の要望にこたえるのにはいかががすべきか、この問題

につきましては諸経費の節減といった御意見を承りましたので、これはまことに適切な御意見でございます。こうした窮屈なときこそあらゆる経費を節減いたしました。すべてをそうした投資的経費のほうに充当しますとともに、各種補助金が必要以上に出るようにも思われませんので、こうした補助金の適正化も同時に考慮いたしました。ほんとうに市民の税金が一番有効適切に使われるように努力していきたい、かように考えます。(坂上長十郎君「了解」と呼ぶ)

○議長(笠田七衛君) 山本議員、どうぞ。

〔山本栄一君登壇〕

○山本栄一君 私、民主クラブを代表いたしました。通告いたしました三点の問題について質問いたします。私たちは四日市発展のために苦楽をともにいたしました平田市長を失い、一時はぼう然としたのでありますが、幸いにも岩野・庄司両助役が健在でありますので、市の理事者と議会は手をつないで市政の発展に努力することは当然のことではございますが、ここで当局として考えを新たに、今後の市政のあり方について責任の重大さを痛感するものでございます。今後の四日市市はあまりにもなすべきことが多く、どうしたならば市民の住みよい文化的生活が保障されるかについて、私たちは苦慮を重ねておるものでありますが、以下、三点の御質問に対し、関係理事者のお考えを率直に御答弁をいただきます。

先日末、大島・加藤・藤谷議員の質問と重複する面もあると思いますが、重ねて私の考えている点について御質問を申し上げます。

通告の才一点、財政について。財政の収支の均衡が保たれていることは、地方自治行政にとってきわめて重要であるのももちろんであります。一般企業体と異って、単に均衡が保たれているとか黒字であるということでは満足できないのであります。その判断の基準なり角度はいろいろあると思うのでございますが、私は、財政構造の弾力性の有無をその判断の重要なポイントと考えたいのであります。このことは、本会議に提出されました昭和三十九年度重要施策実績報告書の冒頭に指摘されているのであります。すなわち、財政需要は増大を続け、財政の収支は逐年悪化の傾向をたどるとともに、財政構造の弾力性が減少して、その健全性についてきわめて警戒を要する時期だと思っております。このことにつきましては、藤谷議員も言及され、それに対して岩野助役の御答弁で、ある程度了解はしたのでございます。人件費、償還金、扶助費等の義務的な経費の支出が増加し、投資的、事業的経費の支出割合が減少していることで、都市発展のために積極的に事業を起し、道路をよくし、教育、文化施設の建設等に要する経費が圧縮されてきていることでもあります。

端的に申し上げますならば、老化現象を起しているといっても過言でないと思うのでございます。また、財政事情を悪くしているいま一つの大きな理由として、国庫補助金の獲得が年々減少していることであり、地方自治体の自主財源はきわめて巾狭く、少額で、当然国庫補助や国庫負担を中心に進めなければならぬことが多いのであります。加藤議員の言及されましたとおり、その方面の一その努力が望まれてなりません。と同時に、当然国家的立場県の立場で責任をもって処理されなければならないものは、まず国・県にその執行をお願いしなければならぬと思っております。午前中、藤谷議員の質問にもありましたが、たとえそれは市民にとってゆるがせにすることのできない問題でも、いたずらに情に流され市費のみを充当するならば、乏しい自主財源はたちまちにして底をつくことは、火を見るよりも明らかであります。財政のあり方、地方自治のあり方も、本質を考えない行政はすぐ軌道からはずれ、そのしわ寄せは都市の堅実な発展をさまたげ、住民の福祉を阻害する結果を招くことになると思っております。四十一年度予算編成を前に、理事者の方はその財政、行政の根本問題についてどのように考え、どのよう

に処理していかうとしておられるのか、その詳細を承りたいのであります。

オ二点、市政方針とその実現性についてであります。

泊山に一大遊園地ができて、体育文化総合センターができるという話を耳にしてから早くも数カ年を経過しておりますが、現在、それは机上の話のみでありまして、実現する要素もなければ、具体的な計画すらできていない現状だと思っております。ところが、この計画がしよせん夢物語りだと聞き流しているわけにはいかない問題を引き起こしているのです。すなわち、この計画のために、現在どうしても考えなければならない問題があって、やがて泊山の開発計画に並行してということと姿を消していく。ところが、その大計画がさっぱり進まないのでアブハチとらずで放置されていることがたくさんあるのであります。

一例をあげますならば、泊山にスポーツセンターができると信じて体育施設の充実を差し控え、ところが、本年度になっても待ちぼうけのまま県体開催の順番が回ってきたので、やむなく県体を引き受けて実施はしたものの、陸上競技すら満足にできない状態では、懸評を買うのは当然で、各新聞は、小学校の運動会だと批判したのであります。

このために、県下に当四日市市の体育施設の貧困さをさらけ出してしまったのであります。私は、そのときほど当市の行政水準の低さを感じたことはいません。

また、午起の希望の家の現状をごらんいただきたいのであります。荒廃した寒々とした施設で子供たちが生活をしております。これも、泊山開発計画の中で福祉センターとしてすでに建設されていなければならぬのであります。このような例はまだ他にたくさんあるのであります。この大計画があるため、今日どうしても解決しなければならぬ問題を犠牲にしておると思っております。

それと同じようなことが、都市改造計画についてもいえることでありまして、この計画は、当市の将来を定める計

画ではありましようが、一体どの程度実現性があるか。また、実現するとしてもいつごろになるのか。はつきりしないうちに公表され、ために市民は動揺し、また、塩浜中学の移転問題、磯津港の改築計画など、現在、早急に解決しなければならぬ問題がこじれたり宙に浮いたりして、行政に空白を生じていることは事実であります。大きな事業には国の補助はもちろん、県の負担は当然であります。県は了解しているのかどうか。市と国との話し合いのみで計画を立てられることは、考えなければならぬことであり、県・市の話し合いなくしては、いかなる大事業も不可能なことと思っておりますが、その点はどうか考えておられるのか、お伺いをいたします。

将来の大計画も夢もけっこうであります。実現性の乏しい、また、実現の日の遠い計画は、ともすれば隠れみのにして現在の行政を麻痺させて遅滞されるおそれが十分にあります。理事者におかれましては、私の申し上げることをよく御理解いただきまして、地に足をつけた行政を力強く推進していただきたいのであります。これに對して市当局の今後のお考え方を承りたいのであります。

次に、オ三点、オ三点のうちのみオ一といたしまして、学校の施設の維持管理についてであります。児童の教育環境をよくし、また、心身の安全を守る立場から考えまして、校舎その他の施設の維持管理は、教育内容の充実についてきわめて重要なことは、申し上げるまでもないこととさせていただきます。当市は十カ年計画を立てて、毎年多額の経費を投入して、老朽校舎の解消、鉄筋化して他都市に比してその発展ぶりには敬意を表するものであります。反面、現在の施設の維持管理には不十分な点の多いのが遺憾だと思っております。

一例をあげますならば、学校を視察してまず気のつくことは、各校舎とも雨どゆがほとんど不完全で、豪雨のたびに校舎に雨水が浸入し、その腐蝕を早めておくべきでございます。この点については、直接施設の管理者である校長からも教育委員会には陳情され、また、監査のほうからも指摘され、かつ、予算的配分もなされておるのに、依然と

して解消されておらない現実については、私はその所在の責任を強く追及したいのであります。

これは一例にすぎませんが、このような施設管理の全般的な緩漫さについて、教育長はどのようにお考えになり、指導し、執行していこうとなされるのか。個々の問題ではなく、その抜本的な対策についてお考えを承りたいのであります。

才二。昭和三十七年、八年の二カ年の歳月と二百万以上の経費を投じて作成された。私たちがちようだいして拝見し、その実現に大きな期待を持っておりました教育総合計画は、一体どうなっておるのか。単なる机上の空論でなく常に堅右の教書として教育行政推進の中核としてのこの計画をどのように消化していこうとしておられるのか。具体的に四十一年度の予算編成計画の中でどれを取り上げようとしておられるのか、これも教育長にお伺いをしたいのであります。

以上、三点につきまして、関係の理事者からの適切な御答弁をお願いいたします。

○議長（笠田七衛君） 暫時、休憩いたします。

午後二時十五分休憩

午後二時三十一分再開

○議長（笠田七衛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

岩野助役。

「市長職務代理者助役（岩野見齊君）登壇」

○市長職務代理者助役（岩野見齊君） 御質問の才一点の財政について、この点についてお答えを申し上げます。

現在、一般会計における起債は、四十年年度末で約十一億一千万円、ほかに特別会計でありますと畜場と魚市場、公共下水道、この起債が大体五億九千万円、公営企業では、病院が約一億八千万円、水道が十一億八千万円、この公営企業の全体の起債といたしましては、十三億六千万円でございます。大体これらを合計いたしますと、約三十億七千万円くらいになるのでございますが、これらは、民間の事業でいえば事業のための借り入れともいうべき、正式の起債ルートを通じたものでございまして、いわば質のいい借金でございます。したがって、この起債の三十億というものは、四日市市といたしましてはむしろ少なすぎるくらいで、あまり心配はいらないものと考えております。

もう一つ、債務負担行為による負債、これが一般に予算外義務負担といわれておる借金でございます。これは少し質が悪い借金でございますが、これが四十年年度の初めには十九億一千七百万円ございましたが、四十年の末には、ことしの末には五億八千万円を償還いたしました。本年度末には十五億一千万円となり、同様に四十一年度末には残りの借金は、大体五億六千万円ほど返しまして十億四千万円になり、また、四十二年には四億円を償還いたしました。大体七億四千万円になる予定でございます。もっとも、このうち本年度と四十一年度につきましては、当初予算の際、御説明申し上げましたように五億八千万円を償還いたしますと、投資的経費がほとんどなくなりまして、二億五百万円を財政調整資金として別に借り入れることになっており、四十一年度は五億六千万円を返すかわりに一億五千万円を財政調整資金として借り入れて、投資的経費のあまり変動の起こらないように処置はする予定になっておりますが、この間におきます投資的経費はどうかと申しますと、先ほど藤谷議員の御質問の際お答え申し上げましたとおり本年度と米年度は三億七、八千万ないし四億四千万の程度であろうと考えるのでございますが、これが今、明年度をすぎれば、投資的経費に回す資金も、よほど楽になろうと考えられるのでございます。

このほか、税収入につきましては、大体八割の伸びが考えられ、昭和四十年年度には大体二十五億九千万円、四十一

年には、これは税金のほかの収入も加えてでございますが、大体四十一年度には二十九億八千万円、四十二年度には三十二億二千万円、四十三年度には三十四億七千万円と一応、推定できるのでございます。

しかし、この反面、いろんな意味で問題となっております人件費の伸びは、この税の伸びの八割を上回ります。大体毎年一四割くらいの伸びを考えておらなければならぬと思うのでございます。この面におきましては、昭和四十年度の当初予算では十一億三千万円くらいであったのが、四十一年度には十二億九千万円、四十二年度には十四億七千万円、四十三年度には十六億七千万円と、大体一億四、五千万円から終わりのほうには二億四千万円の伸びも予定しておかなければならないような状態でございます。なお、振り返って、決算に占める人件費の割合を考えますと、三十六年度におきましては二四％、三十七年度では二五％、三十八年度では二七％、三十九年度では三一％と漸次パーセントは高くなっておりまして、先ほどのお説のように、この面からは、人件費が増加いたしました。財政の弾力性というものが確かに失われてきてはおるんですが、ただ、これを全国の地方団体の比率から見ますと、全国的には大体三十九年度の人件費の割合というのは三五割くらいでございます。当市におきましては、財源に比較的恵まれておる関係から三一％という数字が出ておりまして、この点、全国の平均率よりは人件費の比率は低いのでございます。

こういったいろいろの要素を総合いたしますと、先ほど申し上げましたようにかなり困難な状況に入ってきておるのでございます。財政の老化現象といったことばで御表現になりましたが、私はあながち老化現象とまではいっていないのであって、少し元気にまかせて動きすぎたために過労現象を起こしたのではなからうかと。まだ救える道があるんじゃないかと（笑聲）私はまだそういうふうに希望的に考えておる次才でございます。

しかし、こうした人件費、物件費の占める割合の上昇、あるいは起債の償還金の増加、こういったものは財政の弾力性を確かにうばうものであり、これが高くなっていくということは、将来の可能性を非常に少なくするものでございます。十分心して財政の運営に当たらなければならぬと、かように考えておる次才でございます。したがって、私といたしましては、先ほど申し上げましたように黄色の信号が出ておるといような考え方から、いろいろな財政投資に当たりましては、十分細密に慎重に考えて、財政を誤らせないように心がけていきたいと、かように考えております。

オ二点のスポーツセンターとか、あるいは福祉センターこういうものが計画だけで、そのために希望の家なんかの修理さえも怠っているではないか、いつスポーツセンターが建つのか、こういう御質問であったと思うのでございます。泊山に関する計画は、幾たびも変更いたしました。現在では自然公園をあそこに、四十年から四十五年までの間につくり上げよう、ことがその出発点になっておるのでございます。学生会とかスポーツセンター、こういったものにつきましては、いままですら計画だけではんとうに計画倒れになっておったような感があるんですが、われわれとしましては、どうしたってこうした施設は四日市としても欠くことのできない施設でございますので、一度に完備したものを何もかもそろえるわけにはいきませんが、せめて一つずつでも確実ににつくり上げていきたいかように考えております。

また、福祉センターのことでございますが、この問題は、三岐鉄道の四日市乗り入れに関連いたしました。しかし、現在の希望の家をどうするかといった問題が起こった際に、福祉センターという考え方が取り上げられておったのでございますが、いろいろな関係で停頓しておることはまことに遺憾にたえない次才でございます。しかしながら、そういう計画があるために希望の家とか寿楽園、こういった施設の修理もせずにはおかれぬということは、許されるべきことではございませんので、計画がはつきり完成のめどがつかまでは、あくまでも現在あるものを大切に

また、そこに住む人のためにも十分修理は続けていきたいと、かように考えておる次才でございます。

都市改造の実現性につきまして、国と市だけが取引しておつて、県・市の関係がおろそかになっておるじやないかというふうな御指摘もございました。この点につきましては、最初の出発点は確かに仰せのごとく県と市の結びつきが比較的薄くて、直接市が建設省へ結びついたようなかつこうになつておつた点も見受けられたのでございますが、この点につきましては、その後、副知事なんかいろいろと心配し、また助言も与えてくれておる反面、自分自身、建設省やその他の関係者へ出向いてくれまして、これは現在では県・市共同歩調を進めておつていただくことと私は感じておりますし、事実そのとおりに運んでおると、かように思うんでございます。

都市改造といったような大きな問題は、ほんとうに市だけが独走してもどうなるものでもございませんで、国と県とのほんとうの協調のもとに、一歩ずつでも徐々にこの会合の実をあげていきたい。決して独走して、四日市市だけがそう考えたところでどうにもならないことは、みんなよくわかつておるのでございますから、この点、国と県と同じように歩調を合わせていただきまして、公害のない町を徐々に、徐々になると思ひますけれども、一歩々々そうした町を築き上げていくように努力したいと、かように考えております。

○議長(空田七衛君) 教育長。

「教育長(栗林武男君)登壇」

○教育長(栗林武男君) 幼稚園、学校施設の維持管理でございますが、施設の維持管理としまして、私どもは校舎の、あるいはその他の付属の建物、その維持管理につきましては、私どもは校舎なりその他の付属の建物、その維持管理につきましては、今年度の補修といたしまして、屋根とかあるいは雨どゆとか、そういうふうな維持保全というふうなことで、壁とかあるいはその他の小修破というふうな学習環境を整えるというふうな、そういう点に目標

を置きましてやってまいつたわけでありまして、御指摘を受けました点につきまして、本年度生徒が、これは本年度に限りませず、生徒が授業をしております関係から、内部のものにつきましては、夏休みとかあるいは冬休みとかあるいは日曜とか、そういう時期を選ばなければならぬという点があります。それから、今年度は研究しているというふうな、そういう学校を八校ほど指定いたしておりますので、そういう点をにらみ合わせて内部の補修をし、外部については、授業とは大して関係ない分については随時やっておりますので、ただ、今年度、台風のために全般的な計画を途中で検討しまして変更したものがありますし、さらに、補正によりまして追加された面もございまして、そういう点で多少おかれておるかもしれないと、かように存じますが、大体、現在まで配当された予算におきましては、順調に進んでいると、このように考えます。

十一月二十四日現在で執行及び発注をいたしておりますものは、当初予算につきましては、小学校につきましては九九%、それから中学校につきましては一〇八%というので、これは補正を含めておりますので多くなつております。それから、幼稚園については一〇〇%というふうな、当分の予算についてはほとんど十二月までには完成するんじゃないかというふうに考えております。

それから、とゆの点も、そういう点で、大きな工事につきましては設計の都合であるに回っておりますので、手おくれになつておる面がありますが、全般として現在やっておりますところの補修というのは、私ども順調に進めておると、こういうふうに考えておるわけですが、なお今後、地域が広く、しかもかなり小さな補修がありまして、それらを請負ってもらうという点についても、いろんな問題がありますので、今後そのような整理につきまして合理的な方法を考へて、一刻も早くこういう仕事が進められて、生徒の学習環境なり校舎施設の維持と保全が十分にできるような方向へもつていきたいと、かように考えております。

その次に、教育総合計画が来年度の教育の方向にどのように盛り込まれるか。教育総合計画がきわめて軽く扱われているんじゃないかというような御意見のように伺いましたが、私どもは多大の経費と年月をかけ、同時に多くの専門家によってつくられたこの教育総合計画をきわめて重要視しまして、これにのっとって仕事を進めてまいっております。ただ、ここであげられている問題につきまして、詳細に検討いたしております段階にありましては、課題として残されておる面もございます。たとえば、社会教育におきまして、公民館の設置とかあるいは配置というような問題につきましては、中央公民館とかあるいは四プロツク制とかその他につきましては、今後の研究をまっぴらから方策を立てるといふような、そういう今後、あれがつけられた時点において課題として残されておる面もございます。それからさらに、あれがつけられた以後において、国の教育の施策において方向がまた変わってきておると申しますか、そういう面もございます。たとえば、昭和三十九年には幼稚園の竣工七カ年計画というのを国が発表いたしておりまして、それができた以後においてそういうような方向づけがなされております。さらに、あの中にあげられておりますところの勤労青年の教育につきましても、昨年からは後期中等教育の整備拡充というふうな、そういう国の方針が打ち出されて、この十月ごろにその答申が出るのではないかと、うふうに考えられます。したがって、きわめてりっぱな総合計画でありまして、私どもはこの計画にのっとって仕事を進めていくわけでありまして、あの計画の中で残されておる課題というものもございますし、さらに現在の段階におきまして、国の施策として現在の教育の現状から新しい方向を打ち出されておるものもございますので、そういうものを踏まえて、あの計画にのっとってやっ

てまいりたい、かように存じております。

あの計画については十分私も拝見いたしました。りっぱな計画でありますので、この基本線はあくまで貫き、しかも現代の教育の課題というものを踏まえていきたいと、そういうように考えております。

○議長(笠田七衛君) 山本議員。

〔山本栄一君登壇〕

○山本栄一君 たいま懇切丁寧に御答弁をいただいたのでございますが、まず、財政についての助役の御答弁の中に、四日市市は税収の三一%の人員費だと。だから、全国でも相当いいほうだという御答弁がありました。税収から人員費のパーセンテージを出すということは、非常に危険なことだと思っております。税収の上がる反面、それに要する市の費用が相当に上がるわけでございます。四日市市は、二十万都市といたしましては税収の多いのは御承知のとおりであります。税収と人員費のパーセンテージによって判断されるということは非常に危険なことだと考えますので、御如才はないでしょうが、その辺はどうかよろしくお願いをします。

それと、昭和三十八年度の工事請負費が約六億六千万、三十九年度になりますと、それが五億五千余万に減っておるわけでございます。四十年度はなお低下しておると思えます。こういうふうな工事請負費が低下しておること、これは、市政の後退だということでも過言ではないと思っておりますが、原材料費にいたしましては三十八年度は千八百万、三十九年度は千二百万に低下しております。パーセンテージでいいますと、工事請負費は八七・五%しか旧年度は実行されておりません。現在比におきましては六五%でございます。老化現象と申し上げたのはこのことでございます。

二点目の市政方針とその実現性についてでございますが、泊山問題はいろいろ国・県との話し合いもありまして、実現のむずかしいことはよく承知をいたしておりましたが、あまりにも市の末端行政に影響する面があらわれてまいりましたので、今後は、はっきり実現性のあることを市民に発表していただきたいということを要望いたしております。

教育長の御答弁の三番目でございますが、それに関連をいたしまして総務部長にお尋ねをいたします。

校舎や幼稚園舎の雨漏り、とゆのかけかえ、その他緊急を要する補修費は、教育委員会から予算を要求されたとき全面的に認められるおつもりがあるのか。そういう緊急必要な費用でも、財源にことかきりて削られる予定なのか。この際ここではっきり御答弁をお願いしたいのでございます。

以上、二点につきまして御質問をいたします。

○議長（笠田七衛君） 岩野助役。

〔市長職務代理者助役（岩野見齊君）登壇〕

○市長職務代理者助役（岩野見齊君） たいまのおことはでございますが、私は、決算に占める人件費の割合は三一分と申し上げたつもりでございましたが、間違っておりましたらそういうふうに御訂正をお願いしたいと思います。決算のうちには占める人件費の割合、そういうふうに申し上げたつもりでございましたが、私がいい間違いしてしまいましたら、どうぞ御訂正をお願いいたします。

○議長（笠田七衛君） 総務部長。

〔総務部長（平井清三君）登壇〕

○総務部長（平井清三君） 小・中学校、幼稚園等の校舎の維持修繕費について、特に雨漏りの補修とかゆの補修とか、そういう経費は必ず削れないかどうかということ、そうですか。（山本栄一君「そうです」と呼ぶ）そういう経費につきましては、できるだけ優先的に考えさせていただきます。

○議長（笠田七衛君） 訓覇議員。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君 社会クラブを代表いたしましたして、通告の事項について質問をいたしたいと思います。もうおそくなつたからいいかげんにやめたらどうかというお声もあるようでございますが、（「賛成」と呼ぶ者あり、笑声）実は、この議会は、われわれとしては一般政策を聞く対象がないのであるからやめてはどうかというふうに考えたのであります。むしろ、この六年余りの市政の成果と欠陥をよく整理をして、本市の将来の展望を明らかにするという、そういう議会にすることがたいへん至当なのではないかというふうに考えたのでありますけれども、その後あまりにも雑音が多かったり、あるいは時間が短かかったりしましたので、たいへん残念であります。そういうふうになかったのであります。

そこで、市長がいけないというふうな時期でございますので、これはめったにない議会だと思えますが、このときにごさただしておくべきことがあるのではないかと。平田市政を総括いたします中の一つとして、いつでも行政がうまく、あるいは乱れて、政治が優先をしていたというのが、その特色の一つであります。今日は、幸い政治的な影響を持たない議会でございますので、純粹に行政の立場からのお考えをひとつごさただしておきたい。それには最もいいチャンスであらうと、こう考えるのでございます。

そういう立場から行政的な見解をただし、なお、当然市長がおってもおらなくてもやらなければならぬような、処理しなければならぬような事務的な問題について、こういう二つについてお尋ねをしたいと思えます。

一口にいうならば、平田市政は、全国的に各市がそうでありましたけれども、高度経済成長政策の波に乗って浮かされてやられてきたことは、いなめない事実でございますし、それに便乗をして、地方自治体の本来の任務を放てきしたと思われるくらいの政策がとられてきたことも、いなめない事実でございます。したがって、国がひずみを調整するというふうな気がつきましたときには、すでに四日市は最も大きなひずみの中でぎしぎしと音を立てている

といったような現在の事情であらうと思うわけでございます。

そこで、先ほどもちよつと触れましたように、そのことに対しては、そういう行政に対して、そのやり方は常に政治が先行して行政がいじめられ、あるいは無視されてきておるといふ、こういうことが特徴の一つでありますし、途中から就任されました岩野助役が、政治と行政とを結ぶ役目を果たすといふことをせられてから、若干その点が修正をされてきつつかつあると思えますし、軌道に乗りつつあるのではないかと見えておった矢先でございます。一例をあげるならば、たとえば、市長がやりました最もいい行政の一つとしては、住宅政策の中で高花団地の実現でございます。もっともこれは、ほとんど市の財政は使わないで独立採算でやったのでありますけれども、それにいたしましても、あの大ぶろしきの市長だからこそそのことが実現できたのであらう、こう思いますが、最も善政のうちの一つであらうと思えます。しかし、一つそういうものがぼつんとできただけではありませんし、この前も分相応のことをやっておると市長が答弁をしておりましたが、精薄施設の問題につきましても、やはりどかんとそのことが一つできたのであります。体系がないわけでございます。行政序列から離れたような形になっておるのでございます。

これに対して、しからは議会としては、これをチェックしていく立場にある議会としてはどうしておったかということでございますが、われわれは、この点に大きな反省をしなければならぬと思えます。われわれは常にこのような大きな話、大規模な雄大な話に対しては、なかなかはやかでありまして反対しにくい事情もあるわけでございますが、ブレイキをかけなかったわれわれは、ほんとうに深く反省をすべきだと、こう思っています。

そこで、なぜ、憲法第八章にきめられました地方自治の本旨に基づいてできておりますこの構造が完全に活用されなかった、議会としてなぜそのことがチェックできなかったかという問題でございます。

それは、一つには、私はやはり自治会の組織に問題があるのではないか、こう考えます。その点と職員の構成の問題と、この二つをとらえてみたいと思えます。

まず第一に、職員の構成についてでございますけれども、他都市に比べてきわめて活発に動いてきておりますこの市におきましては、どうしても四日市市の規模以上のスタッフをそろえなければ対処できないと考えるわけです。そのためには何としても専門の職員を多く任用する必要があると思えます。このことよって行政の体質を質的に、どこからも政治的に支配されることなくやっていけるような、こういう体制をつくるために、ぜひそのことが必要であらうと思えますが、その点についてのお考えなり、あるいは日ごろ感じておられる点を助役からお聞きをしたいと思います。

さらに、これに関連をいたしまして、先ほどからいわれておりました効率化とかあるいは合理化というこの波に乗りまして、もう一点は、財政事情の理由からいわれます人件費の節約という形から、盛んに論議がいつもなされるわけでございますが、おそらく事業費その他から見ても日本一少ない職員定数で四日市市は行なわれておると思えます。現役の大蔵大臣が死に、現役の市長が死にという、このような事情はおそらく日本中どこを探してもなかるうかと思えますが、それほど四日市市は仕事量が過重にあるのだというふうに私どもは受け取らざるを得ません。こういったところで、ただ単に消費的経費を削減するという、そのことについてはわれわれも賛成でございますけれども、義務的経費を削って投資的経費に回すということは、矛盾がございます。義務的経費を削って消費的経費を増大をさせるならば、仕事量がふえるわけでございますから、それに付随する義務的な人件費は当然必要になってくるわけでございますが、そういったいふようなわれわれの論議の中で、この職員の事務量の適正な処理ということに対する人員の配置については、ただただ数字の上だけで一生懸命処理をされておるようであります。しかし、そうではなくて、実は六名のところの定員を三名にしたならば、行政効果の面から見れば、それはもう半分以下に落ちる。六名の定員のところ

ろを八名に、二名ふやすことよって行政効果は二倍にも三倍にもなるという、そういう事例があるわけでございます。すなわち、数量的な面から見るのでなくて、もう少し行政効果、行政水準を高めるといふ観点から質的に考えてもう一步職員配置などを十分御検討願いたいと思うのでございますが、その辺についてのお考えをただしたいと思っております。

次に、先ほど専門的な職員を、中央からでもどこからでもいいから呼んではどうかというふうに申し上げたのであります。そのためには、それに関連をいたしまして、やはり四日市の事情から見まして、ぜひ独身者を含めての職員住宅をつくる態勢をつくって、受け入れの態勢を考えるべきではないかと思っておりますが、先般の教員の住宅あるいは警察などの住宅ができておるようでございますので、その辺のお考えも、あわせてお聞きしたいと思います。

次に、各種委員会の構成の問題でございます。

行政委員はもちろんのこと、その他各種の委員ないしは代表に総連合自治会の代表の方がほとんどといっている。らしい参加をしておられます。で、このことが、先ほどのわれわれ市議会が完全な役割を果たさなかった根本的な原因の一つになっているのではないかと考えるわけでございます。われわれが、議会が自治会に押されてしまっているからもうちょっと自治会の頭を押えたらどうかという、そういう意味ではなくて、憲法第八章のこの自治体の構成から見て、その機能が完全に行なわれないということは、四日市市にとって不利でございますし、市民にとってたいへんな損害になるからでございます。自治会の力の行き過ぎという点について、この点に少しメスを入れて考える必要があるのではないかと。少なくとも総連合自治会の代表というものは、一体どういう資格でなっておるかということでございます。総連合自治会の代表というのは、一般市民の代表であるとするならば、一般市民の代表は、正式な手続きをへて出たのは議会でありますし、その代表は議長であるわけです。したがって、この自治会の代表が、たとえば

市長の諮問機関などに入っていて、そのとおりに市長が提案されるとするならば、すでにそれは事前の審査のようなかっこうになるのではないかと考えられるわけでございます。その最も大きな例の一つは、先般ありました四日市には二院があるではないかといわれた議員歳費の問題のときに最も特色的にあらわれていると思っておりますが、それ以後、急激な勢いで自治会の組織が強化されてまいりました。聞きますところによりますと、その組織率については四日市の自治会は日本一だといわれるくらいだそうです。聞きますところによりますと、この自治会の目的、趣旨その他から見まして、たいへんな影響を四日市に及ぼしているのではないかと。これをここまで積み上げられてきたものを、一ぺんに、そういう必要性があったものでございませうから、一ぺんに是正するというわけにもいかないと思っておりますが、これについて、まず第一に、先ほどの各種委員会の構成の中に自治会の代表といったものを入れないようにすべきと考えますが、どうかということですが、

すなわち、かりに市長の諮問機関であるとするならば、各階層の代表を選んで、市長の政策の立案ないしは執行に専門的な十分な知識を得られるということが趣旨ではなからうか。そのためには、たとえば婦人の代表とかあるいは青年の代表あるいは労働の代表、実業界の代表あるいは職業的な農業の代表、あるいは中小商工業者の代表、あるいは受益者の代表とかあるいは特定地域の代表であるとか等々、代表を選ぶに当たってそのような角度から選ばれることが至当であらうと思われからであります。

そこで、先ほどの憲法第八章の趣旨に基づいてわれわれの議会があるのでございますが、おそらく選出されております議員が、自治会の影響力なしに選出されておる方が何名あるかということでございます。そうなれば、議会は自治会に対して、あるいはその意思に反して議決をするということがなかなか困難になってくることは、やむを得ないことでございます。しかも、自治会がいま市の行政の末端機構の役割を果たしております。そういったしますと、市の

行政の末端機構まで自治会が強化されていると。その自治会の中から、あるいは自治会の影響力を受けて議員が出てきておると、こういう構造になっておるわけでございます。そういう構造になっておれば、翼賛議会にならざるを得ない。そうすれば、市長の独走あるいは暴走を議会でチェックするということが、当然でなくなるわけでございます。何も四日市だけではございませぬけれども、部落単位の自治会が、かつては名望家による秩序を保っておりまして、戦中中フアツシヨの形で官僚化し、官吏主義の行政が行なわれるようになります。その後若干変遷がありまして、農地解放によりまして相当秩序が変わりましたけれども、農民の保護行政などというような形でいま国でやられておりますと、生産と地域とが密接につながっております、特に農村地区の部落単位においては、行政の支配を受けざるを得ない。このような発展の歴史から見ても、どうしても憲法第八章の趣旨に基づいた民主的な地方行政が形はそうでありながら、実は事実上できなくなってしまっておるといのが、四日市においてもあらわれておりますし、また、四日市の最も大きな特色の一つであるわけです。

たいへん質問を長く申し上げましたが、質問の趣旨をよく御理解いただきて簡単な御答弁をいただきたいということで長く申し上げたわけでございますが、そういった自治会の弊害に対して、どこから手を打つかということでございますが、先ほど申し上げましたように、各種委員会の選考の対象に、総連合自治会といったものをあげないほうがいいのではないかと考えるがどうか、という質問でございます。

次に、精薄施設の事務的な問題でございますが、先般の協議会におきまして、私が、私立のこういう施設をするのに対しては、メリノールの学校の例があるが、行政指導ができるという保証があるのか、という質問をいたしましたのであります。要は、この土地を寄付するに当たって、納税者の意思が十分生かされるようにこの施設の運営については、市の強力な行政指導ができるように契約書を取りかわしたかどうか。取りかわすかどうか。取りかわすとするならばどういふ内容を考えておられるかを伺いたいのであります。

で、この精薄の問題につきましても、われわれとしては何としても、国もそのように動いておりますから公立でやるべきだと考えておりましたが、一ぱいの涙のために、われわれはなかなかその点についての反対もできなかった事情もあり、あるいは財政事情等ありまして反対はできなかったのであります。たいへんいまして思えば残念でございます。後進地域におきますところの社会保障制度、先般、見てまいりましたけれども、やはり教会が中心になりました。救済事業として各団運動をしております。救済事業と社会保障制度との問題について、私は何としてもあのかきこの問題に対して反対をしなかったことを、つくづく悔いたのでありますけれども、社会保障制度、この拡充拡大こそ望むべきであり、日本はたいへんいい制度が進められておるにかかわらず、社会保障制度以前の保険制度、それよりも一つ前の社会救済の事業といった形で、いま四日市がこの精薄の問題についてまかさなければならぬということ、歴史をうしろへ戻すことであります。したがって、制度的には精神薄弱者福祉法によってやられるわけでございますから、何とでもここで市が強力に行政指導ができますような措置を講じておく必要があると思っております。

次に、もう少し市の順調な行政の、序列から見まして、みはと学園の拡充ということが当然必要になってくるのであります。それに對する担当者の見解について伺いをいたします。

次に、オ二点の保育園、幼稚園の一元化の問題でございますが、これはもう議会あるたびに私から申し上げておったのであります。一向に実現をしないようであり、米年度予算あるいは米年度計画も着々進められておるようでございますが、これにつきましては、事務的に厚生省と文部省との、法の趣旨どおり進みますと実現化はできないので、そうではなくて、地方自治体として幼児教育はどうあるべきであるかというそれぞれの趣旨だとか、それぞ

れの制度とかいうことを考えずに、四日市市の幼児教育をどうするのかと。いまにして長期の見通し、計画を立てなければ、どうしても混乱していくことは目に見えて明らかでございます。で、これは、この計画は、長期の見通しはいつでも立つわけです。たとえば、五才以上は幼稚園にするのだ、それ以下は保育園にするのだというような基本的な方針は、いつでも立つわけでございます。その長期の見通し、方針を立てて、何年の計画でやるかということを実務的に進めていただければいいわけでございますが、一向に実現ができなくて、ますます地域におきましては混乱をしておりますし、権利が放棄されております。いろいろ不便を市民の間で感じておるわけでございますから、長期間の懸案でございますが、その経過がどうなっておるかについてお伺いをいたしたいと思います。

以上でございます。

○議長（笠田七衛君） 暫時、休憩いたします。

午後三時二十一分休憩

午後三時三十七分再開

○議長（笠田七衛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

岩野助役。

〔市長職務代理者助役（岩野見斉君）登壇〕

○市長職務代理者助役（岩野見斉君） たいへんむずかしい御質問でございますので、答弁になるかならないか私自身も自信がないんですが、あらかじめ御了承お願いいたします。

最初に職員の構成につきまして、現在の四日市の体制から見て専門職員を配置する必要があるのではないか、特に技術その他の面においてそういう必要があるのではないかというふうなお尋ねでございますが、四日市の場合、たしかにそうしたもう一そう高度な専門職員を配置することは、たしかに必要であろうと思っております。この点は、個々の分野につきまして十分検討して、市の行政の権威を高めるために必要な措置は取っていくべきであろうと私は考えます。

それから、職員数の問題でございますが、この問題は職員の量の問題と同時に質の問題も考えねばならぬことでございますし、研修その他によって解決できる問題もあると思えますし、また、振り返ってみます場合、四日市の場合、本来、市の職務でない職務を取り込んでおったり、またやらされておったりする部門がありはしないかと、こういった面も検討を要するところだと考えるんでございます。これも単に数字的な問題ばかりではなく、よくそうした内容を検討いたしまして絶対数が不足すると、また、六人おるところを七人にすれば先ほど仰せられたように、さらに能率がずいぶん違うんだといったような場合には、そうした職員の増加も惜しむべきではないと、私は考えております。職員の住宅につきましては、住宅問題の解決ということは、國の施策としても大きく浮び上っておる傾向でございますし、前向きな姿勢で検討していきたいと思えます。

次に、総連合自治会の問題でございますが、総連合自治会は、これは連絡、協議の機関の代表として理解すべきものであらうと思えます。ただ、各町の自治会が市民有志の間で組織されて、その代表を選挙するといったような形を取っておりますので、その連合体がどうかするとピラミットの頂点であるような感じもするんでございますが、性格としては連絡、協議の機関であらうと私は考えております。このことは、日本全体の問題として労働団体といわず、また、各種の行政委員会といわず、たとえば市町村に委員会があればその県の連合会をつくる、また、県の連合会は国全体の統一機関をつくるといったような、そういった行き方に相通するものがあると思っております。

この点よく総連合自治会の本質を検討して結論を導き出すべきであろうと思います。

ただ、まあ各種の委員として自治会に参画していただいとる理由としては、総連合自治会の性格からいって比較的各町住民の意思が把握するのに適当なこと、あるいは各町に下部組織を持っておられるので、その決まった事項を実施する面においては便利であると、こういったこと。あるいは、自治会長が一般に市民の意見を聞かれるのに個人的に適当な人が多い、こういったような理由からいろいろな委員を委嘱しておることになったんであろうと思うんですが、これも程度の問題でありまして、行き過ぎれば弊害が生ずるのは当然でございますから、これをどこまでお願いしていくかと。委員会なら委員会の目的を十分勘案いたしまして、入っていただくことが適当であるかどうかという、そうした純粋な判断に立ちまして入っていただくなら入っていただく、また、みだりに入っていただくべきでないというようなことなら、これは排除するというような考え方で、個々の委員会についてその性格が入っていたのに適しておるかどうかという観点から決定すべきものであろうと思います。

ただ、総連合自治会だから入れないということもできない思うんでございます。この問題は、非常にむずかしい問題でございますから、よくその本質を検討して結論を導き出すべきであらうと考えます。

精薄施設に対する助成につきましては、これは助成する以上は、これはかならず監督をする。また、助成金を出した趣旨に反しておれば助成金を引き揚げるなり、あるいは途中で打ち切ると、こういった処置ははっきり助成するときの誓書に明記させまして、あとで市の意思と違っているのに手も出せないといったことのないように心がけていきたいと思えます。

なお、みはと学園の拡充のことにつきましては、隣の土地で、こちらの選ぶとおりの地形の土地が交換で獲得できますならば、その線に沿って実現につとめていきたいと、かように考えております。

○議長(笠田七衛世) 厚生部長。

〔厚生部長(山本軍一君)登壇〕

○厚生部長(山本軍一君) 精薄の施設の問題につきましては、助役から答弁がありましたので私からは省かせていただきます。

私から才二点の保育園と幼稚園の一元化への経過につきまして、お答えいたしたいと思います。なお、私の足らざるところがありましたら、教育委員会のほうからあとで補述をいただくことにいたします。

別冊議員の申し述べられましたとおり、私たちがいたしましては幼稚園と保育園の問題につきましては、前の議会でも御答弁いたしましたような線で話し合いを続けておるんですが、結論としては、まだこれという結論をまことに申しわけないんですが、出すことはできない現状でございます。しかしながら、現在、幼稚園、保育園のある場所につきましては、五才児を幼稚園へ原則的に入れると、四才以下は保育園で収容するという話し合いはできております。

それから、各地区に幼稚園、保育園ともに建てていこうという考え方に立ちまして、話し合いを進めておるんですが、この資料につきましては、教育委員会の資料、それから私たちの福祉で持っている資料とつぎ合わせでみましても、その資料が非常に部分的で抽出されたものでございますので、市の全体計画を立てるうえで不十分であるということで、この十二月一日現在で市内の子供一才から五才までの子供、推定約一万七千名全員につきましてその調査を現在やっております。で、この調査が一月になりましたら集計ができると思っておりますので、この集計をまわって長期的幼稚園、保育園の計画を、市としての立場から立てていくことに原則として話し合いがまとまりました。

なお、四十一年度につきましては、間に合いませんので四十一年度の単独で教育委員会と話し合ひまして、保育園と幼稚園の設立につきましては、話し合ひのうえで、一年度単独の話し合ひのうえでこれを現在決めておる現状でございます。

以上でございます。

○議長(笠田七衛君) 訓覇議員。

「訓覇也男君登壇」

○訓覇也男君 いまの御答弁で十分でございますが、少しことが足りなくて誤解があるかもわかりませんので、その点を要望として申し上げたいと思います。

いいますのは、精薄施設の問題でございますが、先般の全員協議会で私が申し上げたら、すぐその晩から翌日にかけて三回にわたって私の私宅を訪問されました。そしてメリノールのことに対して反対のための反対のネチをつけたといわれますし、さらにあのようないい施設は、われわれが金を持って銭を持ってきてやったからできたのだといわれ、さらに精薄の施設については、公立のほうが当然いいことはわかっているけれどもなぜできないのか、できないのは金が足らぬからだ、それはアメリカから銭を持ってきたんだから、それでもいけないのかというふうな言い方でいわれるわけでございます。数名の方が来られて、議会で納税者の立場から行政指導ができるかできないかをたしかめたのだし、メリノールについては、定員百五十名というのに半分しか入っていないことについては、納税者は詐欺行為のようにも考えるからそのことをたしかめたのだ、というふうにまあ申したのでありますけれども、その辺の事情についてどうもよく理解ができなかったようでございますし、さらに精薄の施設のことについては、いかにも自分たちが金を持ってきてかわいそうな日本人を救ってやるのではないか、ありがたく思うのが当然だという、こういう

ふうな思想でものをいわれたのでございます。

私も宗教者の出身でございますから、ということを申し上げ、謙虚にこの問題について私はいろいろお尋ねするんですけれども、という前提でお話をしたんでございますが、日本人のいう謙虚というのは、たいへんその裏に無礼なことが多いというふうなことで、最終的に意見の対立はあるけれども、よく話し合って趣旨を理解し合おうではないかといって申し上げたのでありますが、話にならぬということで、あいさつもせずさっさと出ていきました。残された方に対して、こういうことであるから民族的な感情の違いなどもあるし、まして弱みをもって子供が金持ちの方に救済されるというように、恩義を感じるような制度ではまずまず私は心配になります、こういうことを申し上げたのでございます。

そのようないきさつがあって、感情的な問題ではなしにいまだれにも遠慮することなく、お互い社会の責任として助け合っていくべきだという社会保障制度が、これほど日本では進んできましたのにかかわりませず、弱みを持っているものは、強いものに恩恵的になりがたく思えという感謝の気持ちでやらなければならぬという私立の施設ができることに対しては、何としても私は心配でございますし、その事実を後進園において十分見てまいりました。

そういった点で憂いがありますつのもってまいりましたので、ぜひ契約のときには、きちんとしたものをおつくりいただいて、完全に行政指導ができて、しかも市民が恩義を感じるといような上下関係の形で収容されないでいいようにしていただきたい。その心配が先ほどあらわれてまいりましたが、いま持っておりますが、クリスマスのパーティー券を千円で保護者たちが買わなければならぬというふうなことになるってまいります。こういった形で、寄付寄付という形でこられるときに、日本の実情に即せないのでから、その辺についての心配も十分あるわけでございますが、どうかそういった点についても、十分な、四日市市内に建つ建物でございますから、十分なひとつ契約をして

いただくように要望をいたして終わります。

○議長(笠田七衛君) 以上で、代表質問は全部終了いたしました。

日程第二 議案第百号昭和四十年年度四日市市一般会計補正予算(第三号)、ないし

日程第一三 議案第百一十一号市道路線認定について

○議長(笠田七衛君) 次に、日程第二、議案第百号昭和四十年年度四日市市一般会計補正予算(第三号)、ないし日程第十三、議案第百一十一号市道路線認定についての十二議案を一括議題といたします。

御質疑がありましたら、御発言願います。

質疑なしと認めます。

議案第百号ないし議案第百一十一号を関係常任委員会に付託いたします。

各常任委員会の担当部門は、付託議案一覧表によって御了承願います。

日程第一四 議案第百一十二号昭和三十九年度四日市市一般会計決算並びに各特別会計等決算

認定について

○議長(笠田七衛君) 次に、日程第十四、議案第百一十二号昭和三十九年度四日市市一般会計決算並びに各特別会計等決算認定についてを議題といたします。

御質疑がありましたら、御発言願います。

御質疑ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

おはかりいたします。本案については、各会派から選出した十二人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ、閉会中の継続審査といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(笠田七衛君) 異議なしと認めます。よって、本案については十二人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、各会派において御内定願っておりますので、委員会条例第五条第一項の規定により荒木武治君、高橋伊祐君、岩田久雄君、藤谷祐一君、須藤総太郎君、前川宗雄君、増山英一君、伊藤太郎君、坪井妙子君、喜多野等君、野崎貞芳君、大島武雄君、以上十二人を選任いたしましたと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(笠田七衛君) 異議なしと認めます。よって、ただいまの十二人の諸君を決算特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

なお、委員長及び副委員長には、本日散会后、直ちに委員会を開き、互選いただくようお願いいたします。

日程第一五 議案第百一十三号四日市市職員給与条例等の一部改正について、ないし

日程第二一 議案第百一十九号四日市市の港湾管理者の設立について

○議長(笠田七衛君) 次に、日程第十五、議案第百一十三号四日市市職員給与条例等の一部改正について、ないし日程第二十一、議案第百一十九号四日市市の港湾管理者の設立についての七議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩野助役。

〔市長職務代理者助役（岩野見斉君）登壇〕

○市長職務代理者助役（岩野見斉君） たいま御上程の議案について御説明申し上げます。

議案第三百十三号四日市市職員給与条例等の改正案は、去る八月十三日、人事院は一般職の国家公務員の給与について、基本給の六・四％引き上げ、十二月に支給する期末手当の〇・一ヵ月分の増額、通勤手当の支給限度額の引き上げ等を本年五月一日にさかのぼって実施するよう勧告いたしました。本市といたしましても、この勧告の趣旨を慎重に検討し、今通常国会に予定されている国家公務員の給与改定に準じて本年九月一日より給料月額改定、通勤手当及び期末手当の改定並びに扶養手当及び期末手当等の支給方法の改正を行なうものであります。

また、国は、本年四月、昭和三十六年十二月十四日に人事院が国会及び内閣に対して行なった暫定手当の俸給への繰り入れ等に関する勧告に基づき、所要の改正を行なったので、本市もこの措置に準じて来年一月一日から暫定手当の本給への繰り入れを実施いたしたいと存じ、ここに御提案申し上げた次第であります。なお、今回の給与改定につきましては、今国会の情勢をみて実施いたしたいと存じます。

次に、議案第三百十四号は、昭和四十年十二月十五日に在職する職員に支給する期末手当の特別措置についての条例案であります。

期末手当につきましては、給与条例において支給率が定められておりますが、このほかに、基本給月額の〇・一ヵ月分に一律六千円を加えた額、ただし、その額が九千円に満たないものについては九千円を、期末手当の増額分として在職期間に応じ期末手当の率に準じて支給しようとするもので、昨年同期と同額であります。

議案第三百十五号四日市市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料支給条例の一部改正につきましては、去る五月、恩給法の一部が改正され、普通恩給及び扶助料の年額の増額改定、普通恩給についての多額所得停止基準の是正等が行なわれましたので、本市においてもこれに準じて所要の改正を行なうものであります。

なお、これら給与等諸改定に要する経費につきましては、一応既決予算をもって立てかえ支出し、後日、補正予算を計上のうえ御審議をお願いいたしたいと存じますので、あわせて御了承賜わりますようお願い申し上げます。

議案第三百十六号の四日市市国民健康保険条例の改正案は、来年度から世帯員の七割給付が平年度化されるため、保険給付の増高に伴う保険料の増額を余儀なくされますので、保険料の最高限度額を年間五万円から六万円に引き上げ被保険者の保険料負担の均衡をはかるとともに、保険料率について、均等割を引き下げ、所得税を引き上げて低所得者に対する保険料負担の軽減をはかるうとするものであります。

議案第三百十七号は、去る昭和四十年五月十四日に締結いたしました四日市港の管理、埋め立てに関する県・市の協定に基づきまして、昭和四十一年四月一日をもって四日市港の管理組合を設定発足せしめるため、県・市間で数ヵ月にわたる折衝を重ね、自治省、運輸省とも数回の内協議をいたしました結果、両省の事前了解も得て管理組合設立の骨子となるべき規約案ができましたので、ここに御提案申し上げるものであります。

議案第三百十八号は、四日市港開発事業団の設立に要する規約案について、去る昭和四十年五月十四日に締結いたしました四日市港管理、埋め立てに関する県・市の協定に基づきまして、昭和四十一年四月一日をもって四日市市霞ヶ浦地先の埋め立てをするための四日市港開発事業団を設立発足せしめるため、管理組合とともに県・市の折衝、自治省との内協議をいたしまして、その了解を得ましたので事業団設立の骨子となります規約案を、ここに御提案申し上げます。

議案第百十九号は、四日市港の港湾管理者と予定港湾区域について定めようとするものであります。四日市港の港湾管理者は、従来、県が当たっていたのでありますが、昭和四十年五月十四日に締結された県・市の協定に基づき、一部事務組合を設立してこれに当たることとなりましたので、ここに提案申し上げたものであり、また、予定港湾区域については、現在の四日市港の港湾区域を一部事務組合の管理する港湾区域としようとするものであります。

なお、一部事務組合の発足は、昭和四十一年四月一日の予定であります。  
なにとぞよろしく御審議のうえ、御決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(笠田七衛君) 御質疑がありましたら、御発言願います。——御質疑ありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)

別段、御質疑なしと認めます。

議案第百十三号ないし議案第百十九号を、関係常任委員会に付託いたします。

各常任委員会の担当部門は、付託議案一覧表によって御了承をお願いいたします。

付託議案一覧表 (昭和四十年十二月定例会)

◎総務衛生委員会

議案第一〇〇号 昭和四十年四日市市一般会計補正予算(第三号)中

第一条 歳入歳出予算中

歳入全般

歳出 第一款 議会費

第二款 総務費

第四款 衛生費

第九款 消防費

第一款 災害復旧費中

第五項 その他公共施設公用施設災害復旧費

第四款 諸支出金

第二条ないし第三条

議案第一〇四号 昭和四十年四日市市立四日市病院事業会計第二回補正予算

議案第一〇六号 四日市市特別職報酬等審議会条例の制定について

議案第一〇七号 四日市市火災予防条例の一部改正について

議案第一〇八号 町の区域及び名称の変更について

議案第一〇九号 字の区域の変更について

議案第一一〇号 字の区域の変更について

議案第一一三号 四日市市職員給与条例等の一部改正について

議案第一一四号 昭和四十年十二月十五日に在職する職員に支給する期末手当の特例に関する

条例の制定について

議案第一一五号 四日市市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料支給条例の一部改正について

◎教育民生委員会

議案第一〇〇号 昭和四十年年度四日市市一般会計補正予算(第三号)中

第一条 歳入歳出予算中

歳出 第三款 民生費

第一〇款 教育費

第一款 災害復旧費中

第三項 厚生労働施設災害復旧費

第四項 文教施設災害復旧費

議案第一一六号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について

◎産業水道委員会

議案第一〇〇号 昭和四十年年度四日市市一般会計補正予算(第三号)中

第一条 歳入歳出予算中

歳出 第六款 農林水産業費

第七款 商工費

第一款 災害復旧費中

第一項 農林水産施設災害復旧費

議案第一〇一号 昭和四十年年度四日市市競輪事業特別会計補正予算(第一号)

議案第一〇二号 昭和四十年年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算(第一号)

議案第一〇五号 昭和四十年年度四日市市水道事業会計第二回補正予算

◎建設委員会

議案第一〇〇号 昭和四十年年度四日市市一般会計補正予算(第三号)中

第一条 歳入歳出予算中

歳出 第五款 労働費

第八款 土木費

第一款 災害復旧費中

第二項 土木施設災害復旧費

議案第一〇三号 昭和四十年年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第二号)

議案第一一一号 市道路線認定について

議案第一一七号 四日市港管理組合の設立について

議案第一一八号 四日市港開発事業団の設立について

議案第一一九号 四日市港の港湾管理者の設立について

○議長(笠田七衛君) 次に、本日までにて受理いたしました請願及び陳情は、お手元に配付の請願及び陳情表のとおりであります。それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

請願・陳情一覧表

(昭和四十年十二月定例会付託)

受理番号	件名	名
請願第一七号	天白地区内市道、農道の拡幅、改良について	建設
請願第一八号	日永地区内農道の市道移管並びに拡幅、改良について	建設
請願第一九番	市立小山田小学校校舎改築について	教育民生
請願第二〇号	市立羽津小学校校舎建設について	教育民生
請願第二一号	学校警備員の設置について	教育民生
請願第二二号	市立高花平小学校校舎増築並びに需用費の増額について	教育民生
陳情第三三号	三滝通り五〇メートル道路の全面舗装について	建設
陳情第三四号	四日市市西部地域の定期バス運行について	建設
陳情第三五号	定時制高校独立校舎建設のための協力について	教育民生
陳情第三六号	県立菰野高校校舎建設費助成について	教育民生
陳情第三七号	市内高花平銀座商店街並びに南商店街道路の舗装について	建設
陳情第三八号	市立富田中学校校舎増改築について	教育民生

受理番号	件名	名
陳情第三九号	県出張所庁舎の改築について	付託委員会
陳情第四〇号	浜田地区における六地藏中川原線の道路整備促進について	建設
陳情第四一号	市立笹川中学校の管理棟及び特別教室の校舎建築について	教育民生

○議長(笠田七衛君) 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。  
 次会は、来たる二十五日午前十時に会議を開きます。  
 本日は、これをもって散会いたします。

午後四時五分散会

昭和四十年十二月二十五日

四日市市議会定例会会議録(第四号)

四日市市議会

昭和四十年十二月二十五日(土曜日) 昭和市議定例会會議録 才四号

米田好兼速記

昭和四十年十二月二十五日(土曜日)

○議事日程 才四号

昭和四十年十二月二十五日(土) 午前十時開議

才一 議案才一〇〇号 昭和四十年年度四日市市一般會計補正予算(才三号) : 委員長報告・質疑、討論、議決

才二 議案才一〇一号 昭和四十年年度四日市市競輪事業特別會計補正予算(才一号) : .....

才三 議案才一〇二号 昭和四十年年度四日市市と畜場食肉市場特別會計補正予算(才一号) : .....

才四 議案才一〇三号 昭和四十年年度四日市市公共下水道特別會計補正予算(才二号) : .....

才五 議案才一〇四号 昭和四十年年度四日市市立四日市病院事業會計才二回補正予算 : .....

才六 議案才一〇五号 昭和四十年年度四日市市水道事業會計才二回補正予算 : .....

算 : .....

才七	議案才一〇六号	四日市市特別職報酬等審議会条例の制定について	委員長報告	質疑、討論	議決
才八	議案才一〇七号	四日市市火災予防条例の一部改正について	委員長報告	質疑、討論	議決
才九	議案才一〇八号	町の区域及び名称の変更について	委員長報告	質疑、討論	議決
才一〇	議案才一〇九号	字の区域の変更について	委員長報告	質疑、討論	議決
才一一	議案才一一〇号	字の区域の変更について	委員長報告	質疑、討論	議決
才一二	議案才一一一号	市道路線認定について	委員長報告	質疑、討論	議決
才一三	議案才一一二号	四日市市職員給与条例等の一部改正について	委員長報告	質疑、討論	議決
才一四	議案才一一三号	昭和四十年十二月十五日に在職する職員に支給する期末手当の特例に関する条例の制定について	委員長報告	質疑、討論	議決
才一五	議案才一一四号	四日市市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料支給条例の一部改正について	委員長報告	質疑、討論	議決
才一六	議案才一一五号	四日市市国民健康保険条例の一部改正について	委員長報告	質疑、討論	議決
才一七	議案才一一六号	四日市市国民健康保険条例の一部改正について	委員長報告	質疑、討論	議決
才一八	議案才一一七号	四日市市港管理組合の設立について	委員長報告	質疑、討論	議決
才一九	議案才一一八号	四日市市港開港事業団の設立について	委員長報告	質疑、討論	議決
才二〇	議案才一一九号	四日市市港の港湾管理者の設立について	委員長報告	質疑、討論	議決
才二一	議案才一二〇号	昭和四十年四日市市一般会計補正予算(才四号)の議案説明	委員長報告	質疑、討論	議決
才二二	議案才一二一号	公有水面埋立区域及び工事設計変更についての意見について	委員長報告	質疑、討論	議決

才二三 発議才九号 公立学校における警備員設置についての法制化促進に関する意見書提出について

才二三	委員会報告才一一号	陳情書審査結果報告	委員長報告	質疑、討論	議決
才二四	委員会報告才一二号	請願書等審査結果報告	委員長報告	質疑、討論	議決
才二五	委員会報告才一三号	陳情書審査結果報告	委員長報告	質疑、討論	議決
才二六	委員会報告才一四号	請願書等審査結果報告	委員長報告	質疑、討論	議決

○本日の会議に付した事件

才一	議案才一〇〇号	昭和四十年四日市市一般会計補正予算(才三号)
才二	議案才一〇一号	昭和四十年四日市市競輪事業特別会計補正予算(才一号)
才三	議案才一〇二号	昭和四十年四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算
才四	議案才一〇三号	昭和四十年四日市市公共下水道特別会計補正予算(才二号)
才五	議案才一〇四号	昭和四十年四日市市立四日市病院事業会計才二回補正予算
才六	議案才一〇五号	昭和四十年四日市市水道事業会計才二回補正予算
才七	議案才一〇六号	四日市市特別職報酬等審議会条例の制定について
才八	議案才一〇七号	四日市市火災予防条例の一部改正について
才九	議案才一〇八号	町の区域及び名称の変更について
才一〇	議案才一〇九号	字の区域の変更について

- 才一 議案才一〇号 字の区域の変更について
- 才二 議案才一一号 市道路線認定について
- 才三 議案才一二号 四日市市職員給与条例等の一部改正について
- 才四 議案才一四号 昭和四十年十二月十五日に在職する職員に支給する期末手当の特例に関する条例の制定に  
ついで

- 才五 議案才一五号 四日市市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料支給条例の一部改正について
- 才六 議案才一六号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について
- 才七 議案才一七号 四日市港管理組合の設立について
- 才八 議案才一八号 四日市港開港事案の設立について
- 才九 議案才一九号 四日市港管理組合の設立について
- 才一〇 議案才二〇号 昭和四十年度四日市市一般会計補正予算(才四号)
- 才一一 発議才 八号 公有水面埋立区域及び工事設計変更についての意見について
- 才一二 発議才 九号 公立学校における警備員設置についての法制化促進に関する意見書提出について
- 才一三 委員会報告才一号 陳情書審査結果報告
- 才一四 委員会報告才二号 請願書等審査結果報告
- 才一五 委員会報告才三号 陳情書審査結果報告
- 才一六 委員会報告才一四号 請願書等審査結果報告

○出席議員(三十三名)

北村与市君 錦安吉君 藤谷祐一君 安垣勇君 坪井妙子君 岩田久雄君 喜多野等君 前川辰男君 志積政一君 伊藤太郎君 宮崎春吉君 坂上長十郎君 中島忠勝君 野崎貞芳君 日比義平君 荒木武治君 矢田繁郎君 鈴木愛次君

○欠席議員(三名)

酒井昌一君  
 増山英一君  
 山本栄一郎君  
 味岡一男君  
 訓覇也男君  
 谷口專九君  
 永田利一郎君  
 橋詰興隆君  
 服部昌弘君  
 笠田七衛君  
 高山伊祐君  
 山中忠一君  
 加藤定男君  
 前川宗雄君  
 須川総一郎君  
 伊藤藤泰一君

○議案説明のため出席した者

市長職務代理者	助役	収入役	市長公室長	総務部長	税務部長	産業部長	厚生部長	衛生部長	土木部長	建設部長	収入役	教育委員長
岩野見齊君	庄司良一君	川崎祐男君	谷沢文男君	平井清三君	三輪喜代司君	芝田敬太郎君	山本軍一君	山中英郎君	城井義夫君	園浦和己君	村木喜代次君	杉浦西太郎君
渡部権太郎君	大島武雄君											

教 育 長 栗 林 武 男 君

市立四日市病院  
事務長 渡 部 一 臣 君

水 道 局 長 山 本 文 雄 君

次 長 滝 山 本 文 雄 君  
技 術 部 長 加 藤 伝 之 助 君

消 防 長 竹 内 鉄 雄 君

監 査 委 員 二 宮 力 君

○市議会事務局

事 務 局 長 菊 地 英 也 君

次 長 岩 谷 剛 君

議 事 係 長 小 坂 靖 君

主 事 佐 藤 正 俊 君

主 事 長 芳 野 孝 君

午前十時七分開議

○議長（笠田七衛君） ただいまから本日の会議を開きます。

出席議員数は、二十七名であります。

本日の議事につきましては、議事日程才四号により取り進めたいと思っておりますから、よろしく願います。

日程才一 議案才百号昭和四十年年度四日市市一般会計補正予算（才三号）、ないし

日程才十九 議案才百十九号四日市港の港湾管理者の設立について

○議長（笠田七衛君） それでは、日程才一、議案才百号昭和四十年年度四日市市一般会計補正予算（才三号）、ないし日程才十九、議案才百十九号四日市港の港湾管理者の設立についての十九議案を一括議題といたします。

本件に関する各委員長の報告を求めます。

まず、総務衛生委員長にお願いいたします。

藤谷委員長。

〔総務衛生委員長（藤谷裕一君）登壇〕

○総務衛生委員長（藤谷裕一君） 総務衛生委員会に付託になりました関係議案について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会は、慎重に審査いたしました結果、いずれも原案どおり承認いたしましたのでありまして、以下その経過の概

要と要望のありました諸点について申し上げます。

議案才百号、昭和四十年四月市一般会計補正予算（才三号）中、関係部分について順を追って御説明いたします。まず、歳出才一款議会費の今回の補正は、本市議会議長が県下市議会議長会の会長であり、東海及び全国市議会議長の役員になっておられますことと、去る六月二十五日沖繩本島における三重県出身戦没者慰霊塔除幕式並びに慰霊祭に出席したことなどによる旅費、一般交際費等の不足額並びに乗用車一台の購入費でありまして、更新後の乗用車については、車両集中管理により市長部局に所管がえを行なうものでありまして、別段、異議はありません。才二款総務費につきましては、才一項総務管理費におきまして都市改造、港湾関係等のための交際費、青少年課、福祉事務所等の事務室移転増設に伴う光熱水費、電話の使用増による通信料、ロングビーチ市議会議員団来市の際に要した渉外費、四日市市開発公社の資本内容充実のため寄付金等が計上され、才五項統計調査費においては、本年度の国勢調査に要した経費の不足分について県よりの委託金を歳入として補正が行なわれているのであり、才二項徴税費とともに、いずれも異議なく承認いたしました。

次に、才四款衛生費についてであります。才二項清掃費のうち、清掃総務費は、四日市、菟野、川越、朝日地区衛生組合の本市負担分三千五百五十六万八千八百円が計上されております。

し尿処理費のうち、船舶使用料については、台風六号及び二十四号により浸水地区のし尿処理に要した経費であり、工事請負費は、警察庁舎の南、鹿化川左岸にありますし尿投入施設までの進入道路の補修費であります。

当委員会といたしましては、今回設置される共同し尿処理場については、地元、川越町当局とともに地区住民のこれが施設建設に対する理解を深め、問題を後日に残さぬよう努力されることを要望いたしました。

また、じんかい処理費のうち、泊山ごみ捨て場におけるブルトーザーの使用については、その大半が工場から排出されるものであって、米年度からは業者の捨て場を別にし業者に責任を持たせていきたいという理事者の説明を了として、衛生費を原案のとおり承認いたしました。

次に、才九款消防費については、別段、異議はありませんでした。

才十一款災害復旧費中、才五項のその他公共施設災害復旧費については、本年度台風で被害を受けた各庁舎及び官妻映ヒュッテの建物修繕料並びに河原田地区にある警察官待機宿舎用地の一部破損による補修費等であり、才十四款諸支出金は、団地内に高花平警察官駐在所用地を市開発公社から坪六千円で購入するものでありまして、ともに異議なく原案を承認した次才であります。

次に歳入につきましては、市税及び歳出各款に関連した特定財源をはじめ、繰越金をもって収支の均衡がはかられているのであり、特に前年度繰越金については、今回の補正に当たって全額が計上されているのであります。今後の所要経費に対する財源の見通しについては、市税の増収及びその他の特定財源の確保に努力したいという理事者の説明を了とし、歳入全般を原案どおり認めたとであります。

次に、才二条債務負担行為の追加、才三条地方債の追加及び変更については、いずれも原案どおり承認した次才であります。

次、議案才百四号昭和四十年四月市市立四日市病院事業会計才二回補正予算は、収益的収入及び同支出一千七百九十九万円の追加でありまして、当初予想を上回る患者増による収益的収入があり、これに伴い薬品及び医療材料の購入費等が計上されたのであります。

なお、将来給与の改定及び経費増高等により支出に見合ひ収益についてただしたところ、さらに患者増による収益及びその他の収入をもってこれにあてるといふ回答がありましたので、原案どおり承認いたしました。

議案才百六号、四日市市特別報酬等審議会条例の制定について及び議案才百七号四日市市火災予防条例の一部改正について、二議案については、別段、異議なく原案を承認いたしました。

議案才百八号町の区域及び名称の変更についてであります。これについては住居表示整備事業により富洲原町に包含されている旧松ヶ枝町の一部は、その間に東洋紡績があつて、他の街区から孤立した形となつて、住民の生活に不便をもたらすものであるからこれを松原町に入れるのが至当ではないかという意見が出されたのであります。

これについて、原案を決定するに至つた経過並びに所屬町の変更の可能性等について理事者にただしましたところ、市としては当初この街区を富田三丁目に含まれる計画であつたが、当該街区内全世帯の意向を尊重し、住居表示審議会にはかつてその承認を得たものであること及び住居表示の基準からいって、この街区を松原町に編入することは認められないといふ関係官庁の見解も確認していること、また住民生活の不便といふことについては、自治会も従前どおりの連携を容認することにより、格別の影響は考えられないなど、詳細な説明があつたのであります。

当委員会といたしましては、各般の状況から判断して事情やむを得ないものと認め、原案どおりこれを承認いたしましたのであります。

次に、議案才百九号及び議案才百十号について御説明申し上げますと、この二議案は、三重県指令をもつて許可のありました土地改良事業の施行により字の区域の変更をしようとするものであり、議案才百十三号、議案才百十四号及び議案才百十五号の三議案は、人事院の国家公務員の給与引き上げ勧告の趣旨に従ひ、今国会において可決が予定されている国家公務員の給与と改定に準じて、本年九月一日からの給料月額改定及び暫定手当の俸給への繰り入れによる所要の改正と、期末手当の特別措置についての条例案及び去る五月恩給法の一部が改正されたので、本市においてもこれに準じて所要の改正を行なうものであります。以上、五議案はいずれも異議なく原案どおり承認いたしました。

した。

以上が、当委員会における審査の経過の概要と、結果であります。

よろしく御審議のうえ、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笠田七衛君） 次に、教育民生委員長にお願いたします。

伊藤委員長。

〔教育民生委員長（伊藤太郎君）登壇〕

○教育民生委員長（伊藤太郎君） 教育民生委員会に付託になりました議案才百号中、関係部分並びに議案才百十六号についての当委員会における審査の経過と結果につきまして、その概要を御報告申し上げます。

才三款民生費につきましては、高花平保育園増築工事費、保護基準の単価改定による措置費の増額並びに精神薄弱児収容施設建設用地費に対する才一回の補助金がおもなものであります。特に、質疑のありましたのは、過般の一般質問において意見のありました精神薄弱児収容施設建設用地費の補助金についてでありまして、理事者から交付の指定条件等について詳細な説明があり、これを了としたのであります。今後、自主的な寄付行為は別としても、関係保護者はもちろん、一般市民に対しても物質的な負担は及ばず、精神的な面に対しても負担とならないよう十分な配慮の確なる行政指導を強く要望するとともに、市内の児童が優先的に入園できるよう関係当局と折衝されるよう要望いたしまして、原案を承認いたしました。

次に、才十款教育費におきましては、主として国・県の補助決定に伴う財源内訳の更正、職員の退職手当の追加並びに基準改定による措置費の追加でありまして、別段、異議なく原案を承認いたしましたのであります。次の二点について強く理事者に要望いたしました。

すなわち、才一点は、幼児教育については、保育園と幼稚園の両機関の運営について調整をはかり、早急に幼児教育の抜本的対策を樹立し、これを実施すること。

才二点は、校舍整備十カ年計画がその最終年度を迎えるにあたり、発展する本市の社会状況に即応する新しい校舍整備計画を早急に樹立すること、以上、二点でございます。

次に、才十一款、災害復旧費中、関係部分につきましては、いずれも台風二十三号、二十四号によって被害を受けました厚生施設、並びに文教施設の復旧費でありまして、別段、異議はなかったものでありますが、災害の復旧は、原形復旧にとどめず、できる限り改良復旧を行なっていくという理事者の説明を了とし、以上、一般会計補正予算中、関係部分を原案どおり承認いたしました次才でございます。

しかしながら、今回の補正予算にも見られますように、民生及び教育関係の各種事業につきましては、国庫補助の確定をみ、かつ市が積極的に事業遂行の意欲を持ちながら県財政の事情によってやむなく中止せねばならない点が数多くみられるのでありまして、これまでの理事者各位の御努力に対しては深い敬意を表するものでありますが、さらに努力を加えられ、県補助金を獲得し、本市教育並びに福祉行政の推進につとめられるよう要望した次才でございます。

次に、議案才百十六号本市国民健康保険条例の一部改正案は、来年一月一日から世帯員の七割給付を実施するに当たり、被保険者の保険料負担の均衡を保つため所要の改正を行なうものでありまして、別段、異議なく原案どおり承認いたしました。

以上、教育民生委員会の結果の報告といたします。

なにとぞよろしく御審議のうえ、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笠田七衛君） 次に、産業水道委員長にお願いたします。

志積委員長。

〔産業水道委員長（志積政一君）登壇〕

○産業水道委員長（志積政一君） 産業水道委員会に付託になりました議案才百号中関係部分、議案才百一號、議案才百二號及び議案才百五號について御報告申し上げます。

当委員会におきましては、理事者から詳細に説明を聴取し、慎重に審査をいたしましたのでありますが、いずれも妥当であると認め、原案どおり承認いたしました次才であります。

以下、その審査の経過を申し上げます。

まず、議案才百号昭和四十年四月市市一般会計補正予算（才三号）中、歳出才六款農林水産業費であります。農業費におきまして今回市内の農協が合併することになりその設立準備事務に対する助成と、農業研究指導所の自動車買いかえに要する経費を、畜産業費におきまして三重県乳牛共進会出品輸送費補助金を計上、また、農地費では補助決定の市営土地改良事業、非補助受託事業の事業費の変更及び新たな受託、県単土地改良事業の決定等による工事費並びにこれに伴う事務費の補正が行なわれたものでありまして、別段、異議はなかったのであります。

才七款商工費につきましては、四日市地区福祉協議会が経営者の定着性を考えた労働対策を取り入れて、中小企業労働対策協議会に改組されたことに伴う補助金の増額と、桜町、元町、阿倉川の各発展会に対する街路灯設置費補助金でありまして、これまた異議がなかったのであります。

才十一款災害復旧費は、本年の二十四号台風で被害を受けました施設の復旧費であり、今回農地及び農業用施設並びに漁港施設について補助決定のあったものが計上されているのでありまして、別段、異議はなかったのであります。

が、漁港施設につきましては、台風等災害発生のごとく復旧費が計上されている現状であるため、より恒久的な施策が講じられるよう国に働きかけるべきであるという意見がありまして、理事者に対しこれが配慮方を要望いたしました次第でございます。

次に、議案才百一号昭和四十年四日市市競輪事業特別会計補正予算（才一号）について申し上げます。本市競輪事業は、昨年走路改修以来、順調な売り上げの伸びを示しておりまして、本年度も当初の予想を上回る増収を見たのでありまして、歳出におきましては、この売り上げ増加に伴う必要経費と一般会計へ五千万円の繰出金並びに選手賞金等の引き上げによる経費等が主なものでありまして、今回の補正により一般会計への繰出金は一億三千万円となるのであります。

なお、歳入につきましては、入場料及び車券売り上げの増収分を計上し、収支の均衡がはかられているのでありまして、別段、異議はなく本事業の健全な運営のため一段と努力を重ねられるよう要望をいたしました。

議案才百二号昭和四十年四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算（才一号）につきましては、本施設の利用増加に伴う必要経費でありまして、これまた異議はありませんでした。

最後に、議案才百五号昭和四十年四日市市水道事業会計才二回補正予算であります。収益的収入及び支出において近鉄川島団地簡易水道が近鉄側の都合により延期されたことによる減額と、資本的収入及び支出において配水管布設工事謝負費、材料費、路面復旧委託費その他の追加補正でありまして、別段、異議はありませんでした。

なお、水道事業は市民生活に直結する問題であることは申すまでもないことであります。常に理事者はこの点十分考慮されて、より一その御努力を願ひ、円滑なる事業の推進をはかられるよう要望をいたした次第であります。以上、簡単でございますが、産業水道委員会の審査結果の御報告を終わります。

どうかよろしく御審賜賜わり、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（笠田七衛君） 次に、建設委員長にお願いいたします。

山中委員長。

〔建設委員長（山中忠一君）登壇〕

○建設委員長（山中忠一君） 建設委員会に付託せられました関係議案につきまして、その審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

まず、議案才百号昭和四十年四日市市一般会計補正予算（才三号）中、関係の部門から御説明を申し上げます。才五款労働費、才一項失業対策費は、本年四月一日から労働者賃金の改定が行われ、一日六十五円の引き上げによる不足額と、就職支度金が当初の予定より三十八人分増加した追加並びに作業に従事するものの被服購入費等の補正であります。

失業対策事業の運営については、当委員会として常々要望しているところでありまして、最近、経済界の不況にあるときでもあり、一般市民から労働者の就労について批判されることのないよう、作業能率の向上に一その配慮を強く要望いたしまして、原案を承認いたしました。

次に、才八款土木費才一項土木管理費は、市道用地等、土地の地目変換、分筆、所有権移転の登記事務手数料等の補正であり、才二項道路橋梁費におきましては、新たに水道局、電々公社等よりの受託工事費の精算による減額、道路改良のための用地買収費等が計上されているのであります。

道路整理については、将来性を十分考慮し年次計画に従い新設改良されることを要望いたすものであります。

才四項港湾費におきましては、管理費として四日市港管理組合並びに四日市港開発事業団の設立準備のために必要

な旅費の追加と、建設費負担金として本年度及び昭和三十九年度分の四日市港直轄事業である才二埠頭南岸壁の延長、同泊地のしゅんせつ、旭防波堤の延長及び航路しゅんせつ工事費並びに本年度県公共事業である臨港道路の舗装、才二埠頭西岸壁の延長、泊地しゅんせつ及び鉄道踏み切り三カ所の工事費分担金が計上されております。

才五項都市計画費は、街路事業に対する国庫補助決定に伴う補正として千才町・小生線築造工事の委託料の追加と千才町・小生線の街路築造工事費、慈善橋の架設費及び子酉・八王子線の土地購入費のそれぞれ減額、また、本年度の名四国道延長に伴う県公共事業都市改造費及び浜田と北町の公園整備事業費の負担金が補正されたのであります。才六項都市下水路費におきましては、富洲原排水場ディーゼルエンジン一台の取りかえと、フェンス設置及び敷地費の追加並びに午起地内の排水路等土地購入費その他事業用燃料、電気使用料等の補正であり、来年度事業予定の大井の川排水場排水機据えつけ工事を債務負担行為をもってなされるものであります。

排水施設の整備については、その事業効果を十分發揮し市民の要望に報いられるよう要望いたしました。才七項の住宅費は、今回テスト的に高花平地域において住宅使用料の委託徴収員制度を採用するための報償費の追加と、午起地区における市営住宅用地訴訟解決のための弁償人に対する委託料及び公営住宅国庫補助単価引き上げに伴う事務費の補正がなされたのであります。以上才八款土木費は慎重審査の結果、いずれも原案を承認いたしましたのであります。

次に、才十一款災害復旧費中、才二項土木施設災害復旧費は、去る九月の台風二十三号及び二十四号による災害復旧費でありまして、補助決定による道路、橋梁、河川並びに塩浜中央クリーク等の工事費のほか、市単独災害復旧費が計上されたのであります。これまた異議なく原案を承認いたしましたのであります。

次に、議案才百三十三号昭和四十年年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(才二号)は、債務負担行為の補正であり

まして、納厩排水場における排水機の購入据えつけ費であります。

議案才百十一号、市道路線認定につきましては、日永下水処理場造成に伴う進入道路認定であり、両案とも原案どおり承認いたしました。

議案才百十七号は、明年四月一日をもって四日市港管理組合を設立発足せしめるための組合規約案であります。

議案才百十八号は、四日市港管理、組め立てに関する県・市の協定に基づき、假ケ浦地先の埋め立てを行なう開発事業団を設立発足せしめる骨子となる組合規約案であります。

議案才百十九号も、県・市の協定に基づいて明年四月一日に一部事務組合を設立して、四日市港の管理運営に当てることになりましたので、港湾管理者と予定港湾区域を定めるものであり、以上三議案はいずれも異議なく原案どおり承認いたしましたのであります。

よろしく御審議のうえ、御賛同賜りますようお願いいたします。当委員会の審査結果報告といたします。

○議長(笠田七衛君) 以上で、各委員長報告は終わりました。

各委員長の報告に対しまして、御質疑がありましたら御発言願います。

「「議長」と呼ぶ者あり」

○議長(笠田七衛君) 橋詰職員。

「橋詰興隆君登壇」

○橋詰興隆君 総務衛生常任委員長に一点、お尋ねをいたします。

報告を承って、種々御審議を願ったことにまず敬意を表します。

報告の中でも若干ございましたように、また、先般の一般質問の中でも民主クラブその他が取り上げをいたしまし

たように、今日の当市議会の置かれている立場というものは、きわめて大切な時期じゃなからうかと思えます。それは、過去六年間のいまはなき平田市政に対する議会としての総括をするという時期ではなからうかと。これは、当議会が当然明らかにしなければならぬ任務を持ってあるんだと、こういう理解をいたしたいと思えます。

このことは、ひとり私だけじゃなくって、一般質問その他の中でもそれぞれの方々が御指摘になっております。つまりそのことが、過去の平田市政が国の高度経済成長政策に合わしながら、当市の発展という大きなムードを盛り上げた中で推進をされてきた、その結果がたくさんの問題点が出ておることは、いまここでいわなくとも皆さま方御承知のとおりでございます。その一つのあらわれ方が先般一般質問の中で民生クラブが御指摘になりましたように、本市の財政というものが、いわゆる表現として老化をしたという御指摘がございましたように、あるいは理事者側はそこまでいっていないという答弁でございましたけれども、いずれにいたしましても、従来、順調に伸びてきたものが若干の問題点があるというのを最低の表現として、相当憂慮する状態にあるんだと、まあこういうことがあげられております。

したがって、総務衛生の常任委員会の方々については、歳入なり財政を担当をしていらっしやいます。そういう面からですね、そういう面から私の考えとしては、いわば国会における予算委員会と同じ任務があるんじゃないかならうかと思えます。そういう面で、委員長報告に対して大きな期待をいたしておったのでございますけれども、その点若干御審議が、私の受け取り方に間違いがあれば訂正いたしますけれども、委員会の中で本市における財政というものを中心にし、過去の六年間の結果というものを、いま議会に委員会の中で明らかにしたものを報告してもらう、そのことがいま市民が注目してある本日の考えではなからうかと、まあこういう気がするわけです。そういう点でどういうように御審議をなされたかどうかということが、お伺いをいたしたいのでございます。

以上でございます。

○議長（笠田七衛君） 藤谷委員長。

〔総務衛生委員長（藤谷祐一君）登壇〕

○総務衛生委員長（藤谷祐一君） 橋詰議員の御心記のとおり、本市の財政の将来については、本会議におきましても市政クラブ並びに民主クラブからも質問いただきましたように、非常に将来がこのままの状態では危ぶまれております。たとえば、いままでは過去には相当収入が増大してまいりまして、さらに来年再来年につきましてはこのまま収入が足踏み状態であると、経費は非常に進んでいくだろうという予想がつかます。

私も委員会といたしましては、そういう面もとらえながら審査したんでございますが、主として今回追加された予算についての審議が重点でありまして、そういう将来の問題とか、たとえばいまいたしましたように総務に担当される財政のあらゆる面についての検討は、実はいたしませんでした。

しかし、審議の中で将来の財政についても出ましまして、本会議でいいたように将来はどれくらい要るんだと。ことさらに伸びていく三月末まで、五月末までの経費はどれくらい要るんだということも聞きました。約二億四千万要るんです。さらにその財源は一億二千万くらいは大体見通しがついておりますが、あとの一億二千万については相当努力を払わなければならぬ。ある意味におきましては、たとえば八幡の基金を食うのかというように御質問もございました。そういう点につきましては、できるだけそういうことを避けて財源確保に努力し、何とか埋め合わせをしていきたいということでございます。さらに進んで来年再来年のことにつきましての審議はいたしませんでした。

そういうぐあいに心配はしておりますが、いま申し上げましたように、この予算審議は、いまの追加予算の審議が

重点でございましたので、大方その面につきましては総体質問で触れておりますので、避けてそういう点だけを審議いたしました。回答いたします。

○議長（笠田七衛君） 橋詰議員。

〔橋詰興隆君登壇〕

○橋詰興隆君 重ねてお尋ねをいたします。

私たちが委員会の中で付託をされる案件を審議する場合のことでございますが、各款別なり、あるいは事業別にそれぞれはばらばらになった案件であります。ともしますと全体の立場でそれがどういった考え方なり、どういう方向であるかということが往々にして見失う場合がございます。つまり議会の立場としては、市の全体についての責任を持つものでございます。そういった面で、今回の限られた時間の中で十分に審議できなかったという、そういった面もあるかと思えますけれども、いずれにしても最初に私が申し上げましたように議会としては一つの区切りをつける時期であるということについては、これは間違いない事実だと思います。

そういった面で、議会の中のそれぞれの任務分担ということになりますと、もちろん全員がやらなければなりませんけれども、総務衛生委員会が一番大きな基本的な任務がそこにあるかと思う。そういった面で私は一つお尋ねをしたいと思いますのですが、こんどの三月の議会までに、できるだけ早い時期に、できれば正月明け早々にもですね、総務衛生委員会の非公式でもけっこうです。そういった当市の過去六年間における一つの総括というもの、その中からいいものは伸ばしていく方向、さらに修正するものは修正すると、そういった検討をぜひやっていただきたい、そういったことがお約束願えるかどうかというところで、二度目の質問の中心に置きたいと思っております。そういうことがやってもらえるかどうか。もちろん私もやりませうけれども、議会というそれぞれの任務という立場になります

と、総務衛生委員会で正式にそういうものを取り上げてもらうということが一番正しいのじゃなからうかと、こういうことでお尋ねするわけです。

○議長（笠田七衛君） 藤谷祐一君。

〔総務衛生委員長（藤谷祐一君）登壇〕

○総務衛生委員長（藤谷祐一君） 非常にむずかしい問題でございます。実は予算審議という形におきまして、もちろん総務衛生委員会におきましては、今回の予算におきましても歳入全体は総務に付託されており、歳出が区切られてそれぞれの立場の委員会に付託されております。その歳入全体を見ましても非常に、たとえば一つございましたが、ある学校の補助金がある事情で打ち切られてきたと。わずかな金でございますが、それは、その歳出の決定についてはある委員会です。もう決定はされております。そういう歳入につきましては総務がそれを担当すると、そういう実は矛盾もございまして、いまいわれまじょうに、総体的な問題についてはやはり総務で真剣にこれを取り上げて検討するのがなだと思えます。

しかし、現在の行き方につきましては、そういう点をひとつ議会のほうでもお互いに検討し合って、よいほうを伸ばしていくことについては賛成でございますが、現在ではそれを直ちにどうするということも私も自信もございませんし、お答えはできませんが、将来の研究課題としてそういう方向に伸ばしていきたいという気持ちは持っております。

○議長（笠田七衛君） 暫時、休憩いたします。

午前十時五十二分休憩

○議長（笠田七衛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

他に御質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

格別御質疑もありませんので、これをもって各委員長長の報告に対します質疑を打ち切ります。

おはかりいたします。これら十九件につきましては、討論の通告もありませんので、直ちに採決を行ないたいと思  
います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠田七衛君） それでは、議案の採決を行います。

議案才百号ないし議案才百十一号及び議案才百十三号、ないし議案才百十九号の十九議案を一括採決いたします。

これら十九議案は、各委員長長の報告どおり可決いたしましたして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠田七衛君） 御異議なしと認めます。よって、議案才百号昭和四十年年度四日市市一般会計補正予算（才三

号）ならし議案才百十一号市道路線認定について、及び議案才百十三号四日市市職員給与条例等の一部改正につ  
いての十九議案は、原案のとおり可決されました。

日程才二〇 議案才百二十号昭和四十年年度四日市市一般会計補正予算（才四号）

○議長（笠田七衛君） 次に、日程才二十、議案才百二十号昭和四十年年度四日市市一般会計補正予算（才四号）を議

題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩野助役。

〔市長職務代理者助役（岩野見斉君）登壇〕

○市長職務代理者助役（岩野見斉君） ただいま御上程の議案について御説明申し上げます。

議案才百二十号は、昭和四十年年度四日市市一般会計補正予算（才四号）案であります。その内容は、先般急逝せ  
られました故平田市長の市葬に要した経費、並びに明年一月二十一日に執行せられる市長選挙及びこれと同時に  
行なわれる市議会議員補欠選挙に要する経費をお願いしたものでありまして、歳入歳出予算の追加補正総額は六百万七千円、  
補正後の予算総額は、四十六億六千三百二十六万五千円となっております。

なお、財源は市税増収分を充當いたしました。

なにとぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笠田七衛君） 御質疑がありましたら、御発言を願います。——ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）  
質疑なしと認めます。

おはかりいたします。本件につきましては、委員会の付託を省略し直ちに採決を行ないたいと思ひます。これに異  
議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠田七衛君） 異議なしと認めます。

それでは、議案の採決を行います。

議案才百二十号昭和四十年年度四日市市一般会計補正予算（才四号）を原案のとおり可決いたしましたして、御異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠田七衛君） 御異議なしと認めます。よって、議案才百二十号昭和四十年年度四日市市一般会計補正予算（才四号）は、原案のとおり可決されました。

日程才二一 発議才八号公有水面埋立区域及び工事設計変更についての意見について

○議長（笠田七衛君） 次に、日程才二十一、発議才八号公有水面埋立区域及び工事設計変更についての意見についてを議題といたします。

本件については、去る十二月二日港才四五号をもって三重県知事から四日市港才二埠頭の延長工事等に関する公有水面埋め立て区域及び工事設計変更について、意見を求めてまいりましたので、本案のとおり通知いたしましたと思えます。

工事の内容その他については、議案添付の申請書のとおりであります。

御質疑がありましたら、御発言を願います。——御質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）  
質疑なしと認めます。

おはかりいたします。本件につきましては、委員会付託を省略し、直ちに採決を行ないたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠田七衛君） 御異議なしと認めます。それでは議案の採決を行ないます。

発議才八号を原案のとおり可決いたしましたして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠田七衛君） 御異議なしと認めます。よって、発議才八号公有水面埋立区域及び工事設計変更についての意見については、原案のとおり可決されました。

日程才二二 発議才九号公立学校における警備員設置についての法制化促進に関する意見書提出について

○議長（笠田七衛君） 次に、日程才二十二、発議才九号公立学校における警備員設置についての法制化促進に関する意見書提出についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

伊藤議員。

〔伊藤太郎君登壇〕

○伊藤太郎君 提案者を代表いたしましたして、一言御説明を申し上げます。

学校警備員の設置につきましては、才四十六通常国会において関係法案が提出され、目下継続審議中でございます。この法律案は、学校に警備員を置いて教員の負担を軽減することによって、教員がその本務である教育活動に専念し、学校教育の充実をはかるとともに、合わせて学校にかかる火災、盗難などの予防の強化をはかることを目的としたものでございます。

私たちは、広く国家的見地並びに教育的の見地から本法律案の趣旨に賛同し、その法制化が一日も早く実現されることを願ひ、ここに提案いたしました次才でございます。

どうかよろしく御審議のうえ、御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（笠田七衛君） 提案者の説明、お聞き及びのとおりでございます。

御質疑がありましたら、御発言願います。

「議長」と呼ぶ者あり」

○議長（笠田七衛君） 加藤議員。

「加藤定男君登壇」

○加藤定男君 ただいま紹介議員の御説明があつたわけでございますが、当問題はただいま国会において審議中というおことばを承りましたが、文部省のほうの社会面にはいま調査中というように発表されておりますが、そういう点を、いま審議会にかかつておるちゆわけですが、その点としまして、この問題は全国的な問題でございますので、実情はよくわかるわけでございますが、これは、雇用関係等を結ばれたときに、基準法に対して制定されたる問題があると思ひます。基準というものが制定されておまして、それまでは雇用関係で結ばれておると思ひます。そういうように週一日というより雇用関係がありませんかそういうところを教育長のほうからお尋ねをしたいと思います。

その二点についてお尋ねいたします。

○議長（笠田七衛君） 伊藤議員。

○伊藤太郎君 ただいま御質問の才一点でございます。

継続審議か、あるいは審査中、調査中かという点についてでございますが、私も新聞で見えております範囲では継続審議という点を見ましたし、その関係の方々からも継続審議中であるということをお聞きされておるんでございます。そういう点から、ただいま継続審議中であると、こゝ確信いたしておるんでございます。

才二点につきましては、私の知つておる範囲では、この学校の日宿直ということは、別に法的な根拠があるんでなくて、学校長が学校の管理をする責任上、これを自分の部下職員に依頼をしておるといふ形であると承知をいたしております。さらに、労働基準局では、この点をすいぶんよく研究をされておまして、大体宿直は週一回を限度とするか、日直は月一回を限度にせい、というように指示もあるように聞いておるんでございますが、なお、詳細につきましては、教育長から御説明をわすらわすことにいたします。

○議長（笠田七衛君） 教育長。

「教育長（栗林武男君）登壇」

○教育長（栗林武男君） お尋ねのことでございますが、これは、現在文部省において調査をいたしておる段階でございます。

それから、日宿直を命ずる法的な根拠と申しますと、学校教育法二十八条に「校長は校務をつかさどり、職員を監督する」という条項がございます。で、「校務」というのをどういふふうに考えるかと申しますと、一つは人的な管理の面でございます。生徒、職員というより人的な管理の面を「校務」の中に入れておきます。さらに、物的な面の管理、それから運営管理という三つの面を「校務」といふふうに考えているわけでございます。

で、その「校務」の中の一端的な物的な管理というのを日宿直の人が当たるといふことになるのはどういふことかと申すと、管理規則というのが設けられておまして、その管理規則によりまして校長が日宿直を命ずると、そして自分の管理を校長に選定させるといふところにあるわけであります。現在は管理規則の中で日宿直を校長が命ずるといふ、そういうことになっておるわけであります。

で、これを労働基準法から申しますと、週に一度の宿直は命ずることができるといふことになっておりました。

て、この宿直の内容としまして文書の收受、あるいは外来者の応接とか、あるいはきめられた時間の巡視というような、そういうことになっておるわけでありませう。現在、三重県の規定におきましては、十時から午前五時までは就寝をしていいということになっております。しかも、そういう就寝の場所を与えなければならぬということが、労働基準法で定められておるわけでありませう。そういう根拠によつて、日宿直はなされておるわけでございます。しかし、これは教員の少ないところでありましては、やはり教員にとつては本務でありませぬので、かなり御苦勞なことでありうと、そういうふうに考えております。以上。

○議長(笠田七衛君) 加藤職員。

〔加藤定男君登壇〕

○加藤定男君 教育長よりおる御説明があつたので、私もその点までは研究をしております。

そこで、ただいま教育長のおつしやる四日市の義務教育課程においてです、いまの規程よりさらに少ない人員を擁して、ただいまの基準法にも反するような運営学校は何校あるか、そういうようなところを、わかつておるだけ説明をしていただきたい。

この問題は、私も非常に関心を持ちましているものと教育課その他と話し合ひをいたしました。が、小学校におきましては、やはり女子教員の進出が非常に多くなつていく、そういう過程において警備員の問題は当然必要であることも、私はよくわかるわけでございます。そういうような時代に、現四日市の教育の場はそういうように進出状況をおつしているか、ないか。将来にそういうようなことが進んで、女子の教員の職場が広がってくるのか、そういうような点をいま一庶教育長から御説明をお願いしたいと思います。

○議長(笠田七衛君) 教育長。

〔教育長(栗林武男君)登壇〕

○教育長(栗林武男君) ただいまの御質問の要点は、女子の教員がふえてくるので、そういうことで日直の回数が多くなり、逆にまた男子のほうでは宿直の回数が多くなつてくるんではないかと、そういうことについて将来どうあるか、と、そういうような要旨のように伺いましたが、現在、小学校におきましては、女子の先生が多くなつてまいりまして、したがって、男子の先生の数がそれに比例して少なくなつておるようでございますが、将来、どういふふうにそれが変わっていくかというについては、十分調査をしないと確実なお答えができません、かように考えております。できるだけ私も学校の教員の配置については、男女の格差が少ないようにしたいということは、常々考へておる次第でございますが、実際の採用なり、あるいは教員の志望者なりから、なかなかそういうわけにはまいらないような状況になつておりますので、それらにつきましては、一応、十分調査してからお答えをしたいと、かように考えております。(加藤定男君)「いま一つ質問の重要な……」と呼ぶ。

実は、先ほどの御質問、もう一点は何で……。

〔加藤定男君「議長」と呼ぶ〕

○議長(笠田七衛君) 加藤職員。

○加藤定男君 ここでよろしうか。

○議長(笠田七衛君) はう。

○加藤定男君 ただいま校務規程よりです、労働契約とか労働基準法に準じて校長が校務規程をこさえる場合にです、一週間に一度くらいは規程の中になつたわけておる。しかし、さらにそれを下回つておる学校は何校くらい四日市にあるか、こういうことをなす。

○教育長（栗林武男君）（続）はい。その点につきましては、正確な数字は先ほど申しましたようにはっきりわかっておりませんので、お答えがしにくいんですが、いずれははっきりした数字は調べてお答えを申し上げますと、かように考えております。

ただ、そういう場合におきましては、一週間に一度の宿直というものは、命ずることができるところではありませんけれども、それ以上である場合は、やはり専任の宿直員を置くというのが監督局の指導でございます。現にそういうような私ども、措置をいたしておりますので、そう大してないのではないかとこのように考えておられるわけでございます。

○議長（笠田七衛君） 加藤職員。

〔加藤定男君登壇〕

○加藤定男君 私が質問いたしますのは、校務規程ができて、基準局並びに労働契約に基づく週一日というものは、互いに雇用される場合、また使用者側においてもですね、そういうような規定が設けられておるはずでございます。そうした中で、四日市にはそれを下回る重労働を、また、そういうような問題が何校あるかということ、また教育課のほうではお調べになっておられんということは、はなはだ遺憾に思ふ。この問題は、そういう警備員の法文化を要望される問題でございますまして、全国的問題であり、かつまた国においては、私は確実に調査中であるということを確認しております。

そういう観点におきまして、当四日市がこれを採決し、これを促進することにはいささかも反対するものではございませんが、僻地におきましてはこれより勝る苦勞をなめておる学校が全国的にあると思ひます。それで、四日市の現在の学校がこれに下回る部分に入るとるか入るとらんかと、そういうことをお尋ねしておるわけでございますが、まだ正確な調査が行なわれておりませんので、現在においてははいかんともいたし方はないと思ひますが、いささ

の問題は慎重に取り組んでいただきたい。

私たちは、学校の各地域的に先生がお見えになりましたこの問題に対して御相談に来ていただきましたが、やはりこの問題は、全国の問題であり、かつ四日市と僻地の地域の格差の問題等、いろいろ検討いたしまして、同じ教員でありながら僻地の先生方は、これ四日市以上にお苦しみになっておることも聞いております。そういうようなものを全国的にどの基準まで直すかということが、目下、文部省で調査中と私は聞いておりますので、なるほど法文化されることは望ましいことでございますが、いろいろ今後女教員の先生方の進出も大きくありますので、そういう問題は、いずれ近いうちにはそういう、今日の提案されておるような問題も即時解決されるものと思ひますが、現段階におきましては、教育長の調査の結果をもってこの問題をさらに討議したいと私は考えるものでございます。

○議長（笠田七衛君） 暫時、休憩いたします。

午前十一時四十分

午後二時四十五分再開

○議長（笠田七衛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

加藤職員。

〔加藤定男君登壇〕

○加藤定男君 午前中に引き続きしまして私の質問の内容につきまして、伊藤職員また教育長から説明がありました。私、それでは納得の点もいかなかったんですが、休憩時間にその補足的の御説明をいただきました。了解いたしましたので、この案件について賛成するものであります。

○議長（笠田七衛君） 他にありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）  
 これをもって質疑を終結いたします。  
 おはかりいたします。本件につきましては、委員会の付託を省略し、直ちに採決を行ないたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（笠田七衛君） 御異議なしと認めます。それでは議案の採決を行ないます。  
 発議才九号を原案のとおり可決いたしましたして、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（笠田七衛君） 異議なしと認めます。よって、発議才九号公立学校における警備員設置についての法制化促進に関する意見書提出については、原案のとおり可決されました。

日程才二三 委員会報告才十一号陳情書審査結果報告、ないし

日程才二六 委員会報告才十四号請願書等審査結果報告

○議長（笠田七衛君） 次に、日程才二十三、委員会報告才十一号ないし日程才二十六、委員会報告才十四号の四件を一括議題といたします。

御質疑、御意見がありましたら、御発言を願います。（「なし」と呼ぶ者あり）

御質疑、御意見ありませんので、本件を委員長長の報告とより決定いたしましたして、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（笠田七衛君） 御異議なしと認めます。よって、委員会報告才十一号ないし委員会報告才十四号は、各委員長長の報告とより決定いたしました。

報告番号	請願番号	件名	委員会	審査結果		
一 一一	陳情才二四号	四日市市の新区画整理等について	総務 衛生	不採 択		
	陳情才二七号	住居表示整備事業の実施に際し富田地区への編入方 つて				
	陳情才三九号	県出張所の改築について				
	請願才一九号	市立小山田小学校校舍改築について				
	請願才二〇号	市立羽津小学校校舍建設について				
	請願才二一号	学校警備員の設置について				
	請願才二二号	市立高花平小学校校舍増築並びに需用費の増額につ て				
	陳情才三五号	定時制高校独立校舎建設のための協力方について			教育 民生	採 択
	陳情才三六号	県立孤野高校校舎建設費助成について				
	陳情才三八号	市立富田中学校校舎増改築について				

報告番号	請願番号	件名	委員会	審査結果
一三	陳情才四一〇号	市立笹川中学校の管理棟及び特別教室の校舍建築について		採択
	陳情才一八号	公害による万古焼に対する設備資金等の助成について	水産道業	採択
	請願才一七号	天白地区内市道、農道の拡幅、改良について		
	陳情才三三三号	三滝通り五十米道路の全面舗装について	建設	
	陳情才三七号	市内高花平銀座商店街並びに南商店街道路の舗装について		採択
一四	陳情才四〇号	浜田地区における六地藏中川原線の道路整備促進について		

○議長（笠田七衛君） なお、教育民生、建設の両委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありません。

「両委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにして御異議ありませんか。」

「〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕」

○議長（笠田七衛君） 御異議なしと認めます。よって、両委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから、会議規則才六十八条の規定により申し出ます。

記

一、事件

請願才一三三号 学校法人三重県朝鮮学園設立の認可及び四日市朝鮮初中級学校設立に関する決議について

二、理由

調査研究のため

昭和四十年十二月二十五日

教育民生委員会

委員長 伊藤太郎

四日市市議会

議長 笠田七衛 殿

閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから、会議規則才六十八条の規定により申し出ます。

記

一、事件

陳情才三四号 四日市市西部地域の定期バス運行について

二、理由

調査研究のため

昭和四十年十二月二十五日

建設委員会

委員長 山中 忠

四日市市議会

議長 笠田 七衛 殿

○議長(笠田七衛君) 次に、監査委員より、現金出納検査結果並びに監査結果報告について、報告才三十四号なし報告才四十二号の十件がまいてあります。

お手元に配付しておりますので、これによって御了承を願います。

この際、御報告いたします。

去る十二月十八日の本会議において設置されました決算特別委員会の委員長に高橋伊祐君、副委員長に増山英一君が互選により決定いたしておりますので、御報告申し上げます。

以上をもちまして、本定例会の議事日程は全部終了いたしましたので……。

「動議を……と呼ぶ者あり」

○議長(笠田七衛君) 副議長。

「副議長男君登壇」

○副議長男君 貴重な時間をいただきましたしまして、緊急動議を出さしていただきたいと思うのですが、緊急動議を出すことについて、動議の項目について説明いたしたいと思っております。

緊急動議がある目的のために連絡されるといふよりな場合とか、あるいは内容が大した重大なことでないというよりな場合などに、この取り扱ひについては、いろいろ調整されるようでございますが、本日はまだ時間もございまして、そしてこりいった内容については、ほかの目的のための手段としてこの動議を出すわけではございませぬので、実際は慎重に取り上げていただきたいと思うのでございしますが、趣旨の内容が少し専門的になりますので、お取り上げにたれないうりなふりにも聞いておるのでございしますが、先にわれわれが申し上げましたように、四日市市政が非常に政治的には進んでおりますけれども、行政的に非常に混乱をしているという、そういう事態を申し上げたのであります、特に福祉行政におきまして……。

○議長(笠田七衛君) 副議長にお願いたします。標題のみにお願いたします。

○副議長男君 (続) その趣旨が、今後市政としてそりなければならぬと思っておりますので、そのことについて申し上げたいと思っておりますが、寄付が社会福祉事業法の規定があるにもかかわらず、カリタス会におきましては、法に違反して寄付行為がなされておるのであります。したがって、社会福祉事業法から申しまして、六十九条の条項、さらにきわめて強い規制でございまして八十四条には、このことをやれば六カ月以下、五万円以下のといふ罰則がついておるのであります。

したがって、これをこのまま四日市市としては、放置することは社会保障制度の近代的な制度が日本にはある

わけでございますが、それ以下の水準になる。したがって、四日市の行政の水準を低めることになるというところになりますので、これに対して自粛をさせていただくような決議をお願いしたい、こういう動議の……。

○議長（笠田七衛君） 訓稱議員にお願いたします。趣旨説明は議題になってからお願いたします。

○訓稱也男君（統） 項目でございます。

以上、これで終わります。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠田七衛君） 所定の賛成者がございますので、動議は成立いたしました。

おはかりします。この際本動議を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議あり」、「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠田七衛君） 御異議もありませんので、起立によって採決したいと思います。この際本動議を日程に追加し、議題とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（笠田七衛君） 起立少数。よって、この際本動議を日程に追加し、議題とすることは否決されました。

〔「議長、緊急動議」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠田七衛君） 前川議員。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 私ども数年前にこの議場において四日市はじまって以来の名誉市民条例を制定し、それに基づきまして市民全体の象徴としまして吉田勝太郎氏を推選したわけでございます。その後、ここ数年間にわたりまして吉田さ

んはほんとうに市民のいわゆる象徴として、ばに長寿を続けてきていただいたことは、私どもとしては大へん喜ばしく感じておるわけでございます。ところが、まことにこの壇上で言わずに忍びない問題が持ち上ったわけでございます。それは、つまりここで具体的に申し上げますが、……。

○議長（笠田七衛君） 前川議員に申し上げます。……。

○前川辰男君（統） これは議題です。

○議長（笠田七衛君） 議題のみにお願いたします。……。

○前川辰男君（統） 標題ですよ。（「項目がわからん」と呼ぶ者あり）

○議長（笠田七衛君） 趣旨は、議題に取り上げてからお願いたします。

○前川辰男君 それで、実はですね。（発言する者あり）

こんどの市長選について、市長に立候補することを表明しておられる方の事務所の開設通知について、吉田さんが代表幹事として出ておられる。眺み上げます。「九鬼会事務所開設……。

○議長（笠田七衛君） 議長の指示に従って下さい。

○前川辰男君（統） 御通知申し上げます。代表幹事吉田勝太郎……。

少なくとも二十二万市民の全体の象徴であるべき人が、選挙に対して、ある一方の方に対して加担をするというところ、表明するということは、これは市民としてまことに迷惑なことであるんではないかと思ひます。

こういう事態が起こったということは、私ども推選をした議会としてですね、（発言する者あり）大へん責任を感じるところから、この問題を議会でもって審議をし、そりして吉田さんにそういうことのないように、名誉市民の名誉

を汚さないうちに勧告をしていきたい。これが私の提案したい議題でございます。以上。(「わかった」と呼ぶ者あり)

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長(笠田七衛君) 賛成者もあり、動議は成立いたしました。おはかりいたします。前川辰男君の動議を日程に追加し議題とすることに御異議ありませんか。

〔「反対」、「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長(笠田七衛君) 反対者もありますので、起立によって採決をいたします。この際本動議を日程に追加し、議題とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(笠田七衛君) 起立少数。(拍手、発言する者あり)よって、この際本動議を日程に追加し、議題とすることとは否決されました。

以上をもちまして、本定例会の議事日程は全部終了いたしましたので、会議を閉じることいたします。(拍手)

これをもって、昭和四十年十二月、四日市市議会定例会を閉会いたします。年末御多端の折から、連日にわたってまことに御苦労さまでございました。

午後二時五十七分閉会

右、地方自治法百二十三条第二項の規定に基づき署名する。

四日市市議会議長	笠田七衛
署名議員	山中忠一
署名議員	官崎春吉

